

取手市公共施設等総合管理計画

平成 28 年（2016）7 月

取 手 市

はじめに

取手市は、高度経済成長期以降、首都圏の良好なベッドタウンとして発展し、昭和40年代半ばから50年代後半にかけて、学校をはじめとする公共施設やインフラを集中的に整備してきました。

現在では、当時整備された施設の老朽化が進み、公共施設の7割近くが築30年を超える状況にあり、今後、維持・保全にかかるコストが増大するとともに、一斉に更新の時期を迎えることから集中して多額の財政負担が生じることが予測されます。

一方、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の大幅な増加が見込めない状況下、社会保障費が年々上昇していることなどから、公共施設やインフラの維持や整備に充てられる財源は限られてきます。

また、それぞれの公共施設に求められるニーズも、人口減少や少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、建設当時とは異なってきています。

そこで本市では、公共施設の全体像を明らかにし、課題を市民の皆様と共有するため、平成23年5月に「取手市公共施設マネジメント白書」を作成しました。この白書から見えた課題などを解決するため、この度、将来を見据えた公共施設やインフラのあり方や効率的な管理の方法について、基本的な方針や考え方を定めた「取手市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

本計画に基づき総合的かつ適正な施設管理を推進し、常に変化し続ける社会状況や市民ニーズに答えながら、公共施設等の全体最適化と持続可能な行政経営の両立を図ってまいります。更に、私たちのまちの未来を託す大切な宝である子や孫たちが引き続き住んでいたいと感じられるようなまちづくりの仕掛けづくりとして、公共施設マネジメントを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を頂きました皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年(2016)7月

取手市長 藤井 信吾



目次

第1章 計画の位置づけ	
1. 背景と経緯	1
(1) 社会的な背景	1
(2) 市のこれまでの取組み経緯	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 対象施設	3
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題	
1. 人口状況	4
(1) 全体人口	4
(2) 転入転出の推移	5
(3) 地域別人口推移	6
(4) 人口状況のまとめ	11
2. 財政状況	12
(1) 歳入及び歳出(普通会計ベース)	12
(2) 過去の投資的経費の推移	14
(3) 財政状況のまとめ	15
3. 公共施設等の状況	16
(1) 公共施設	16
(2) インフラ	21
(3) 公共施設等の状況のまとめ	22
第3章 市民意向の把握(市民アンケート)	
1. 実施方式	23
2. 実施結果	23
第4章 計画の基本理念・方針	
1. 基本理念	31
2. 基本方針	35
3. 数値目標の設定	38
(1) 今後の財政見通し(財政条件)	38
(2) 今後の公共施設等にあてられる投資的経費の想定	38
(3) 改修・建替え費用のシミュレーション	39
(4) 縮減により発生する費用を建替え・改修費用に充当する考え方	42
(5) 数値目標の設定	45
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1. 公共施設	46
(1) 市民文化系施設	46
(2) 社会教育系施設	52

(3) スポーツ・レクリエーション系施設	58
(4) 学校教育系施設	61
(5) 子育て支援施設	67
(6) 保健・福祉施設	73
(7) 市営住宅	77
(8) 行政系施設	80
(9) 産業系施設	85
(10) その他施設	86
2. インフラ	87
(1) 道路	87
(2) 橋梁	88
(3) 公園	90
(4) 都市排水	91
(5) 農業集落排水	92
(6) 河川施設	93

第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 公共施設	94
(1) 構造躯体の健全性の把握	95
(2) 構造躯体の目標耐用年数の設定	96
(3) 継続的な劣化状況調査の実施	97
(4) 劣化状況の評価	98
(5) 修繕・改修周期の設定	99
(6) 改修時の整備レベルの設定	101
(7) 維持管理のあり方を見直すことによる効果	102
(8) 安全確保等への取組み	103
2. インフラ	104
(1) インフラマネジメントの必要性	104
(2) 基本方針	104
(3) 安全確保の実施方針	104

第7章 計画の推進

1. 計画の進行管理	105
(1) 公共施設に関する計画の進行管理	105
(2) インフラに関する計画の進行管理	107
2. 推進体制の構築	108
(1) 全庁的な推進体制	108
(2) 情報管理・共用化に関する体制	108
(3) 職員の意識改革	108
3. 市民との情報共有・合意形成の推進	108
4. 公民連携の推進	108

第 1 章 計画の位置づけ

第1章 計画の位置づけ

1. 背景と経緯

(1) 社会的な背景

国内の公共施設（建物系）とインフラ（以下「公共施設等」と総称する。）は、高度経済成長期などに集中的に整備されましたが、整備後数十年を経過し、今後一斉に老朽化による更新や大規模改修を行わなければならないと考えられます。その一方で、国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用等の増加に伴い、公共施設等の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設等を、今後もすべて維持・更新するための財源を確保することは、全国的にも非常に困難な状況にあります。このことは、「公共施設等の更新問題」とも言われています。

こうした状況のなか、特に平成24年（2012）12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故は公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年（2013）11月「インフラ長寿命化基本計画」を公表しました。さらに平成26年（2014）4月には、国から各地方自治体に対して、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を策定するよう、要請がありました。

(2) 市のこれまでの取組み経緯

本市の公共施設等も、高度経済成長を背景に人口の増加や行政需要の拡大に比例する形で整備されてきました。実際、本市でも昭和40年代半ばから昭和50年代後半にかけての建設・整備が集中しています。これらの公共施設等は、年月の経過に伴い老朽化が進行し、一斉に更新の時期を迎えることとなります。

今後、更新費用も一斉に必要なことが予想されることから、人口減少や人口構成の変化とともに財政支出の形態が大きく変化する中で、適切な改修・更新等を行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設等の最適な状態を持続可能なものとしていくことが大きな課題となっています。

これまでは、用途や施設毎に個別計画を策定して、公共施設等が抱える様々な課題への取組みを進めてきました。例えば、未来を担う子どもたちのために、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目的として、平成21年（2009）2月に「取手市立小中学校適正配置基本計画」を策定しました。この計画は、小中学校を26校から18校へ適正配置することを目指し、これまでに小中学校20校まで再配置が進められています。また、少子化が進む中、効率的運営と保護者の就労形態の多様化に対応するために、平成21年（2009）3月に「第二次取手市保育所整備計画」を策定し、統廃合により一つの保育所の廃止と三つの保育所の民営化を図ることができました。引き続き、平成27年（2015）7月に「第三次取手市保育所整備計画」を策定しています。

また、公共施設等の維持管理については、公共施設は施設毎に所管部署が管理していることから、維持管理に関する情報が施設毎にあり、インフラ（道路、橋梁、都市排水、河川施設、農業集落排

水、公園)は、情報も含め種別ごとに所管部署が維持管理を行ってきました。つまり公共施設、インフラ共に維持管理に関する情報は施設や所管部署ごとにあり、庁内一元的に集約されていない状況にありました。

そうした状況に対し、本市の公共施設の全体像を明らかにするとともに、公共施設の置かれている現状と課題を市民の皆様と共有するために、平成23年(2011)5月に「取手市公共施設マネジメント白書」を作成しました。この白書で課題として、公共施設の戦略的な維持管理・更新を行うことが必要であると示されたことを踏まえ、公共施設マネジメント^{※1}を進める第1歩として公民館・図書館をモデルとして簡易劣化診断を実施しました。現在は全体の公共施設の劣化状況の把握と計画的な保安全管理に向け、職員自らが建物の点検チェックができる仕組みの構築を進めています。

更に、公共施設マネジメントの推進のために、平成26年度(2014)にはデータベースシステムを導入し、施設情報の一元管理と共用化を図りました。これに、これまで無かった施設の利用状況、コスト状況、劣化状況データの収集・集約を進めています。

こうした取組みを基に、本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、平成26年(2014)4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、「取手市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という)を策定し、その基本的な方針を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

総合管理計画は、本市の上位計画である第六次取手市総合計画の基本計画「とりで未来創造プラン2016」及び「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を下支えする計画であり、総合計画(基本計画)では各施策分野における施設面の取組みに関して横断的な指針を示すものとしています。

なお、総合管理計画は「公共施設等の更新問題」に対して、単なる財政上の問題として単純な施設の総量やコストの縮減のみで対応するのではなく、自治体経営、まちづくりと公的不動産(PRE^{※2})が連携し、持続可能で「ぬくもりと安らぎに満ち、共に活力を育むまち とりで^{※3}」をどのように形成していくのかといった視点も踏まえて取り組むものとしします。

3. 計画期間

計画期間については、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点による検討が必要となることから、平成28年度(2016)から平成67年度(2055)の40年間とします。公共施設については、総合管理計画期間の40年を5期に分け、期毎に具体的な行動計画(アクションプラン)を策定します。

※1 公共施設マネジメントとは「市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るため、費用の縮減や機能の改善などを積み重ねながら、将来を見据えた横断的な視点に立って全体最適の実現を目指す取り組み」のこと。

※2 Public Real Estate の略 国、地方自治体などが保有あるいは使用する不動産のことで、土地、建物が主に該当する。それ以外に道路、橋りょう、上下水道施設など構築物まで含む場合と、含まない場合がある。(総解説ファシリティマネジメント追補版)

※3 第六次取手市総合計画基本構想における将来都市像

第1期については、全体目標・方針と用途別方針を示す総合管理計画に基づき、平成28・29年度の2か年の間に、各部署等において分野別の具体的な検討を行い、さらに分野横断的に調整を行ったものを「第1次行動計画」（平成30年度から平成35年度の6年間）とします。最終年度には、第1次行動計画の進捗および検証結果を踏まえて第2次行動計画の策定を行います。

また、平成27年度から4年ごとの総合計画（基本計画）の策定時には、総合管理計画との調整を図るものとします。

総合管理計画は、第2期及び第4期の最終年度に、進捗状況や施設を取り巻く人口・財政・まちづくり等の状況変化を踏まえながら見直しをかけていくこととします。

本計画においては、40年にわたる改修・更新費用の試算を行うなど長期的な視点を計画策定の前提としていることから、さらに参考に80年まで試算を行い、長寿命化及び総量圧縮等の効果を検証します。

なお、インフラについては個別施設計画を策定し、国の各種点検基準等の整備状況を注視しながら計画を推進していきます。

図表 1-1 計画期間

	第1期 (28~35)	第2期 (36~43)	第3期 (44~51)	第4期 (52~59)	第5期 (60~67)
公共施設等 総合管理計画					
行動計画 (公共施設)					
個別施設計画 (インフラ)	インフラは個別施設計画（長寿命化計画，維持管理計画・方針など）を策定していきます。なお，策定の際は，分野横断的な調整を行うものとします。				

- ・行動計画は、公共施設の施設類型別，地域別，単独施設といった多様な対象の計画が検討され，分野横断的な調整を行ったものが計画となるものと想定しています。

4. 対象施設

計画の対象施設は、公共施設 24.7 万㎡，インフラは道路 1,080,477m（一般道路 962,701 m，自転車歩行者道路 117,776m），橋梁 2,042m，都市排水 36,306m，河川施設（樋管 8 か所・排水機場 4 か所），農業集落排水 1,755m，公園 951,614 ㎡とします。

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

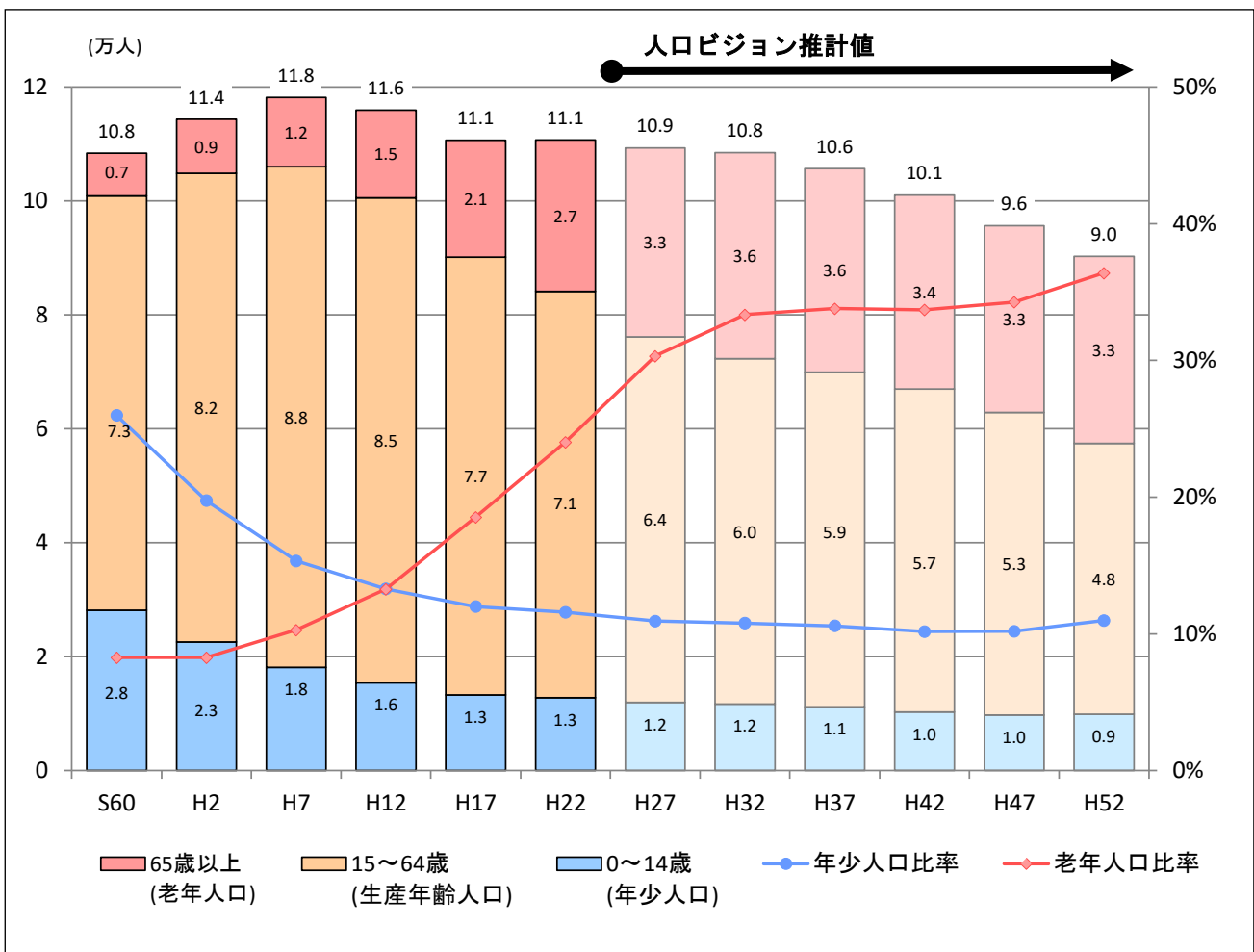
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1. 人口状況

(1) 全体人口

- 市の総人口は、平成10年(1998)の11.8万人をピークに減少傾向にあり、平成27年(2015)以降、平成52年(2040)までに1.9万人の減少となり、生産年齢人口・年少人口は減少していきます。
- 平成32年(2020)には老年人口数はピークを迎え、全体に占める割合は33%となります。
- 老年人口比率は平成27年(2015)30%から平成52年(2040)36%まで上昇していきます。

図表2-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移と将来推計



年度	平成22 (2010)	平成27 (2015)	平成32 (2020)	平成37 (2025)	平成42 (2030)	平成47 (2035)	平成52 (2040)
総人口(人)	110,694	109,280	108,457	105,660	101,001	95,645	90,279

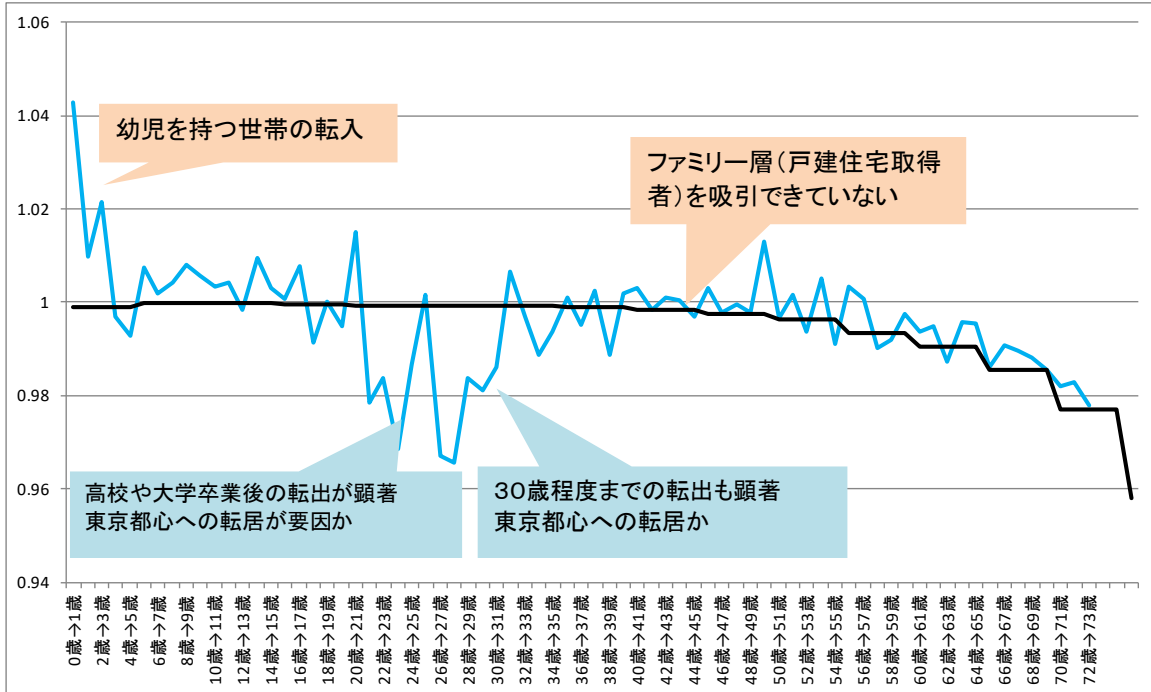
出典：取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略 総人口及び年齢3区分別人口の目標推計値より(平成27年)

(2) 転入転出の推移

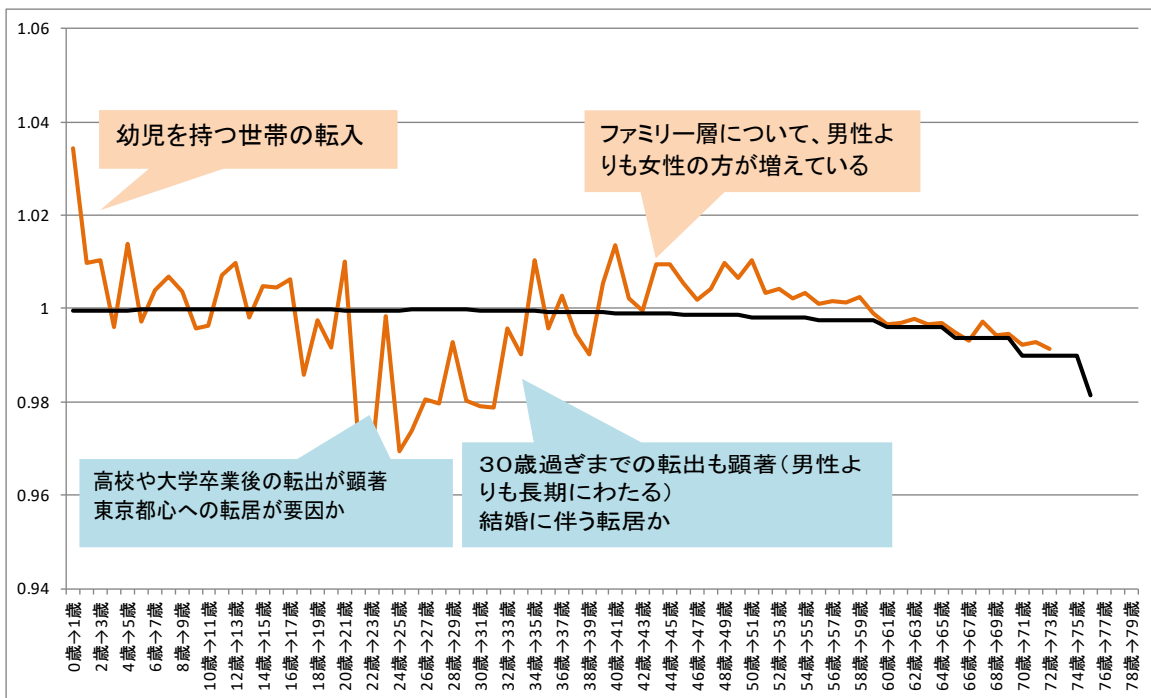
- 市外に進学や就職した者が卒業時に戻ってこない状況や、ファミリー層の転入がそれほどない傾向にあり、子育て年齢層の市外流出に伴う出生数の減少の構造が予測されます。
- 20～30歳代の転出抑制とファミリー層の転入促進が課題となっています。

図表 2-2 年齢別人口変化率の推移

<男性>



<女性>



※住民基本台帳をもとに1歳階級ごとに平成22年から26年までの各年の人口変化率を算出。黒線は生存率、平成22年厚生労働省人口動態調査より算出。

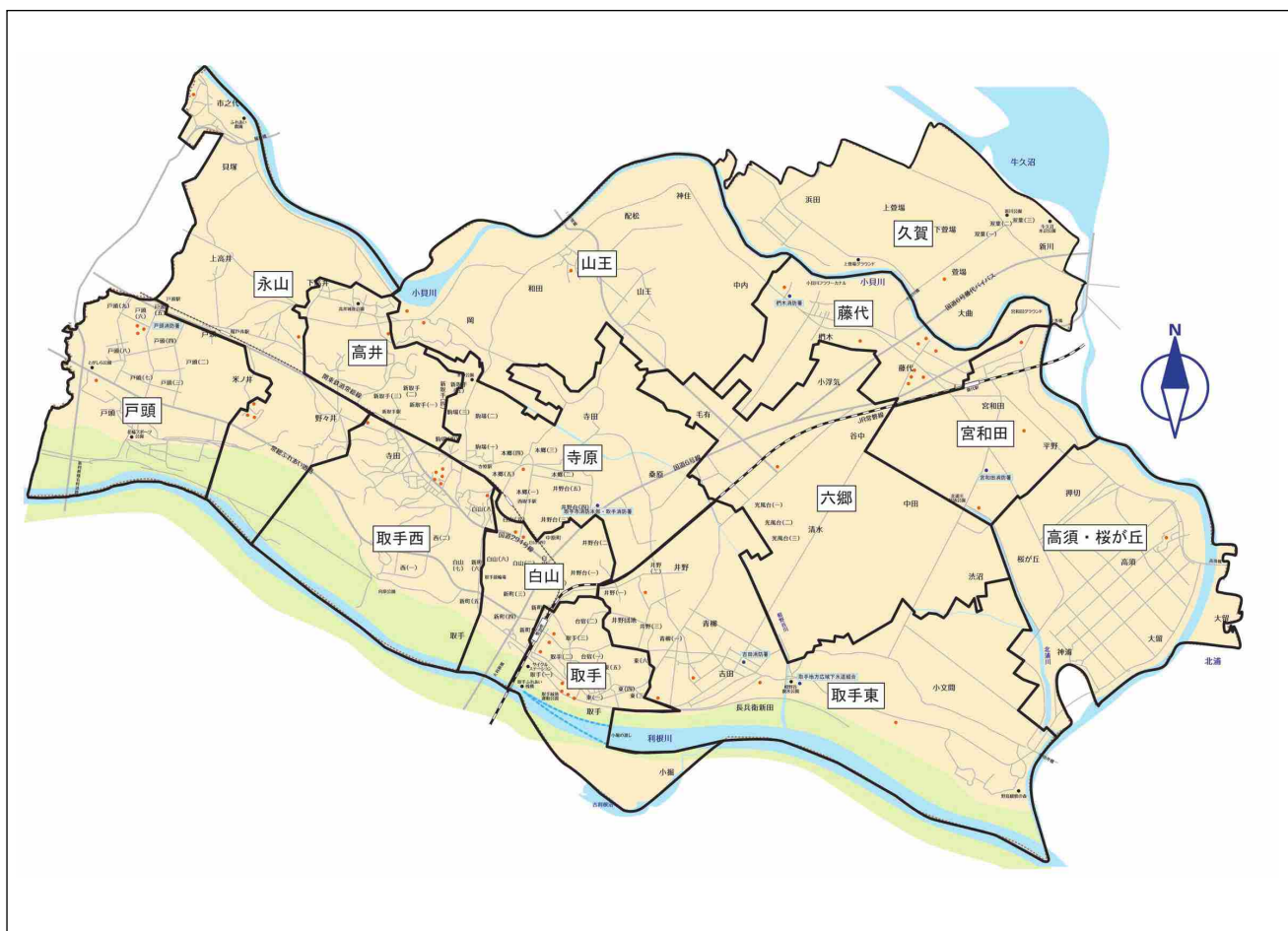
出典：取手市人口ビジョン（平成27年）

(3) 地域別人口推移

■地域区分の考え方

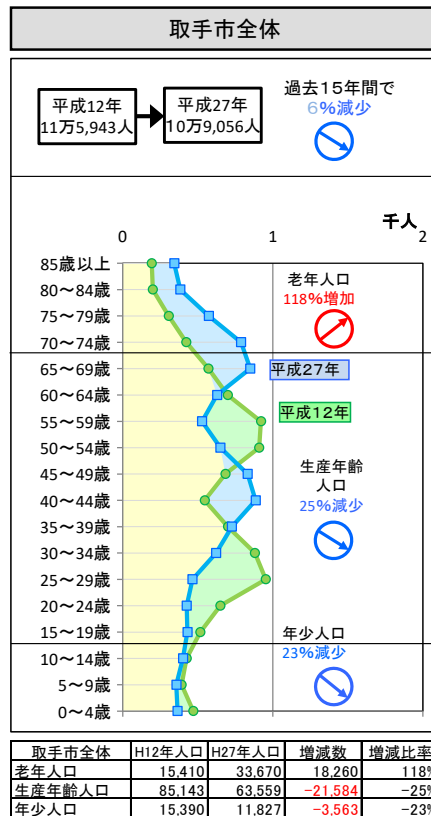
平成23年度(2011)に策定した「取手市公共施設マネジメント白書」では、地域区分を歴史的な成り立ちから、旧町村ごとの11地域に区分していましたが、本計画では今後施設マネジメントを考えるうえで重要となる地域性を意識した適正な施設配置が必要となることから、将来的な地域コミュニティの単位と考えられる新たな小学校区(平成28年度(2016))となる14地域区分ごとに人口推移を比較します。

図表 2-3 地域区分図

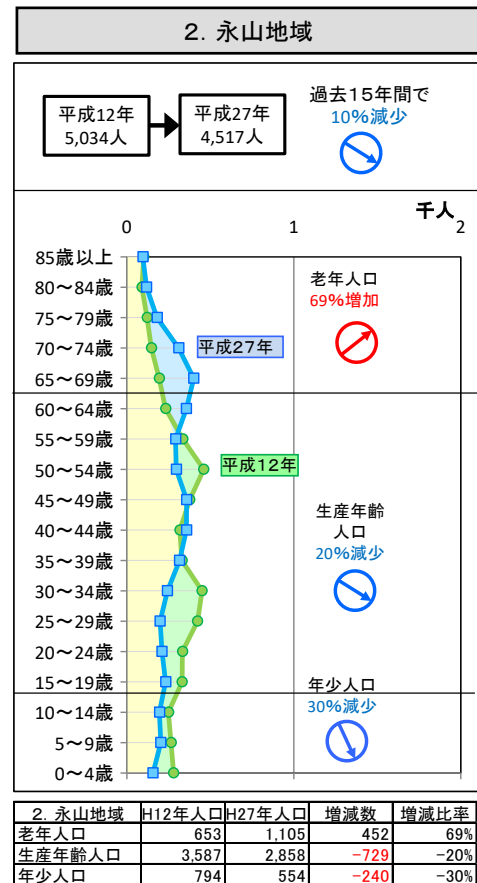
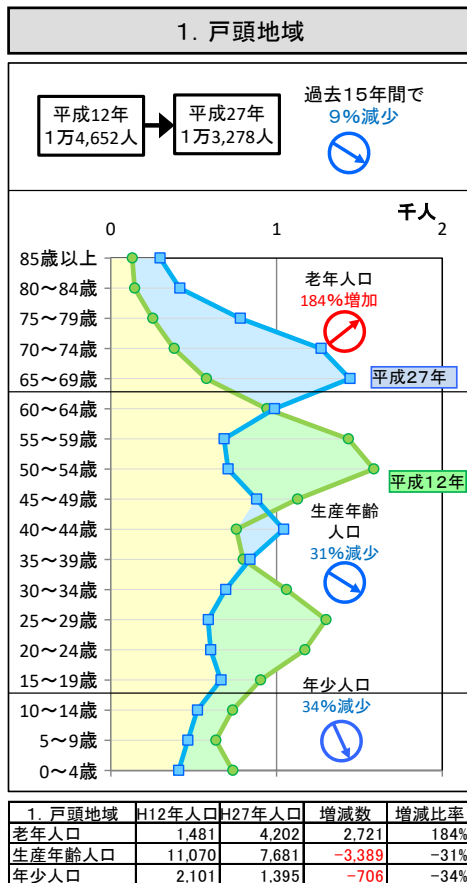


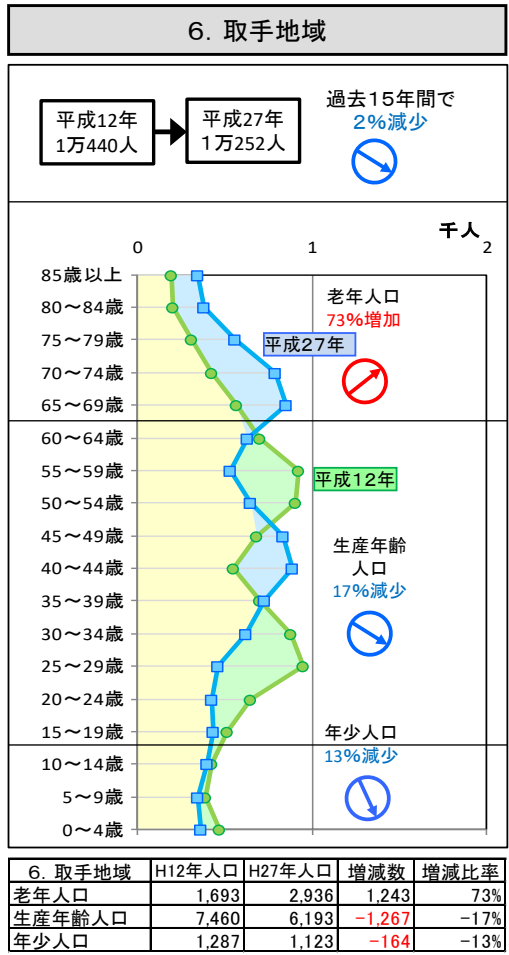
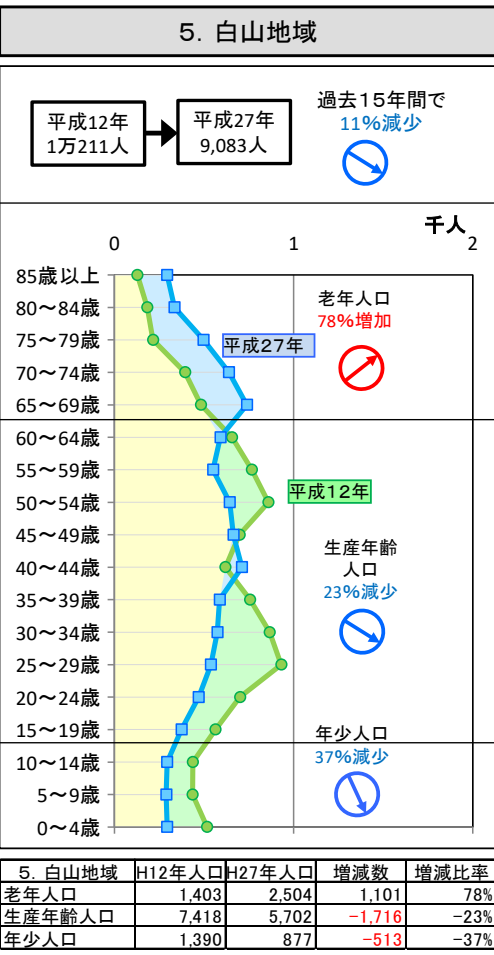
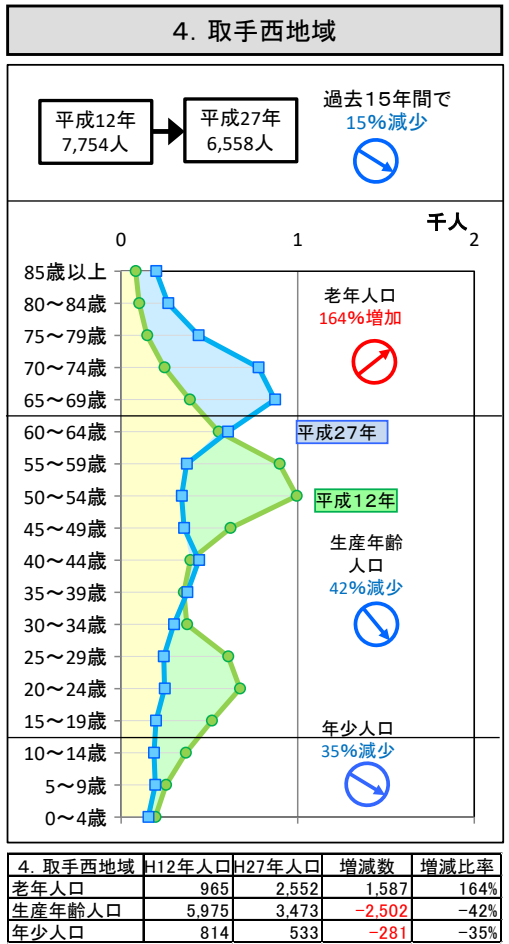
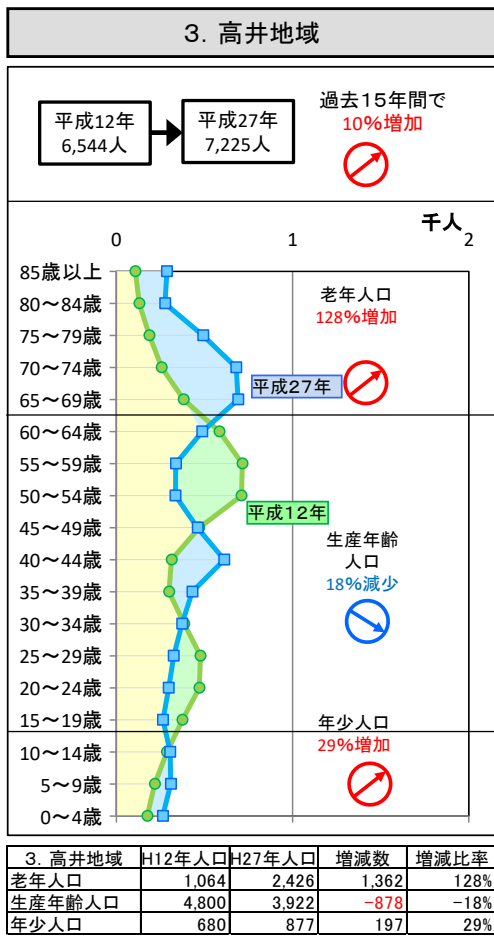
■取手市全体の人口推移

人口推移は、平成12年（2000）と平成27年（2015）の15年間の年齢3区分別人口を比較しています。

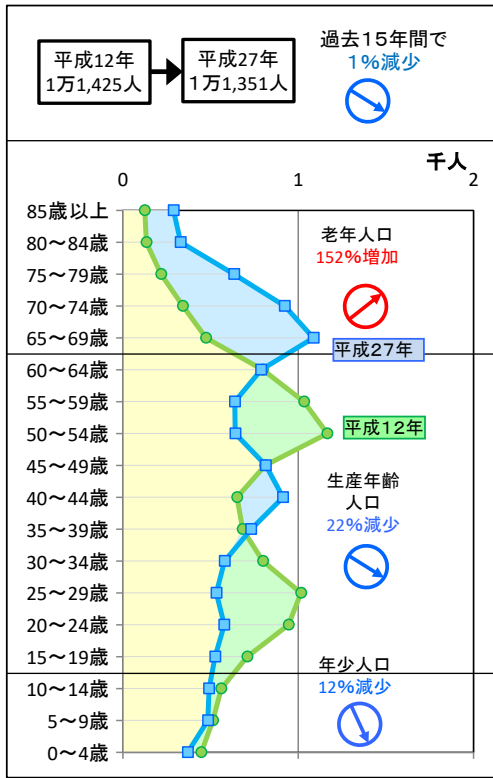


■地域別人口推移の比較



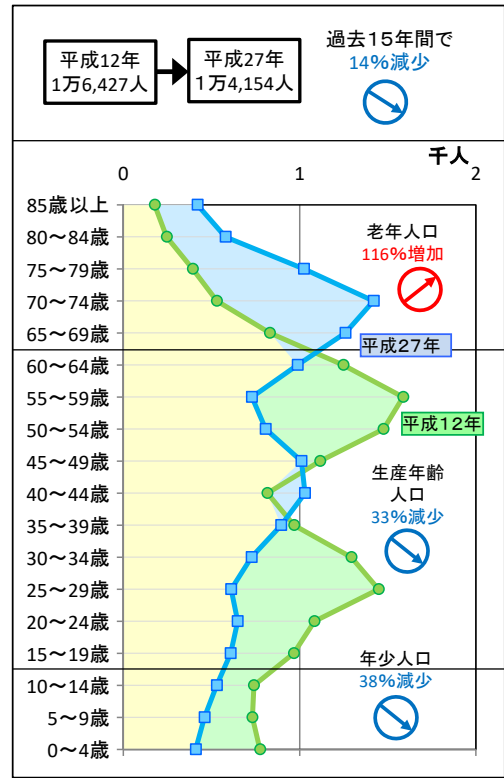


7. 寺原地域



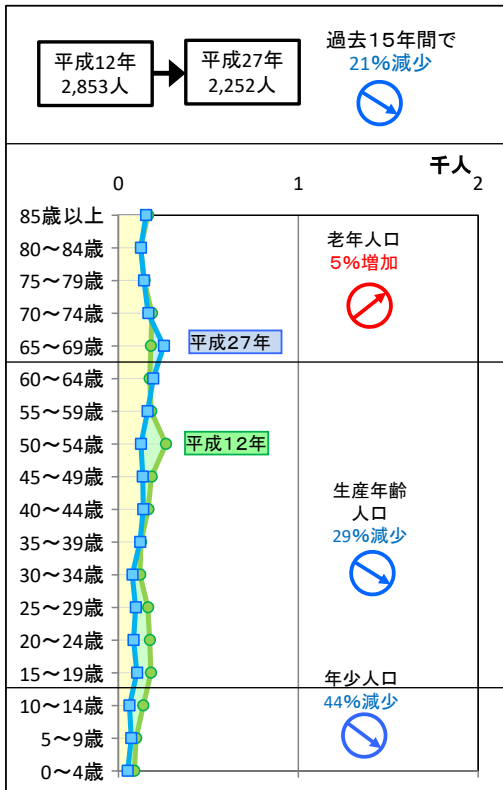
7. 寺原地域	H12年人口	H27年人口	増減数	増減比率
老年人口	1,293	3,262	1,969	152%
生産年齢人口	8,611	6,743	-1,868	-22%
年少人口	1,521	1,346	-175	-12%

8. 取手東地域



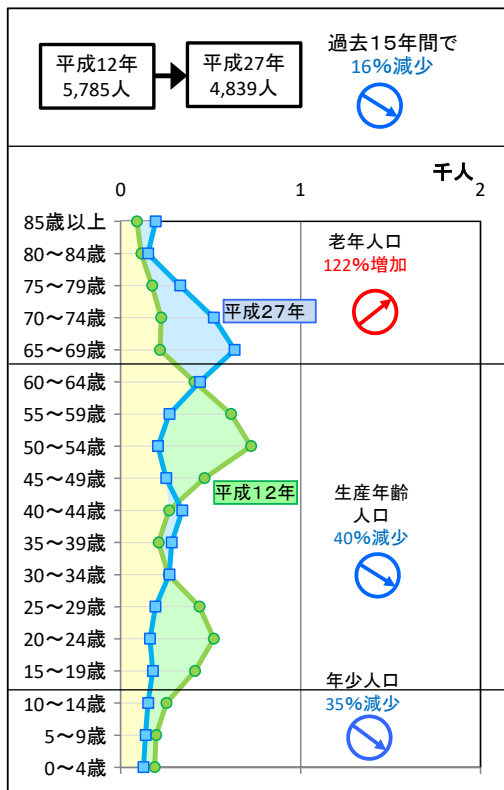
8. 取手東地域	H12年人口	H27年人口	増減数	増減比率
老年人口	2,176	4,702	2,526	116%
生産年齢人口	12,004	8,053	-3,951	-33%
年少人口	2,247	1,399	-848	-38%

9. 山王地域

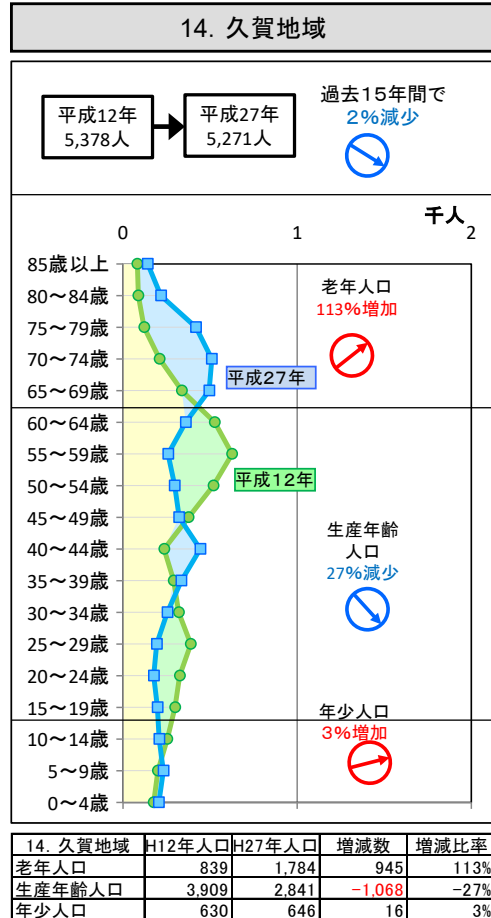
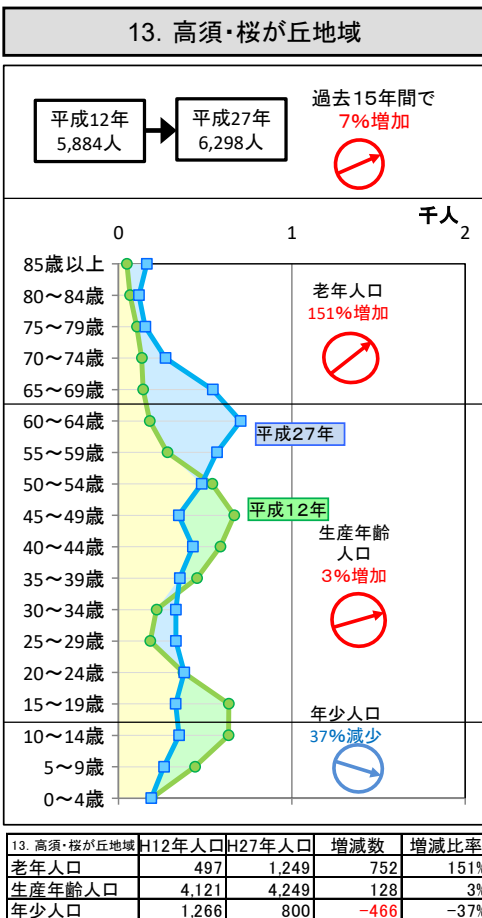
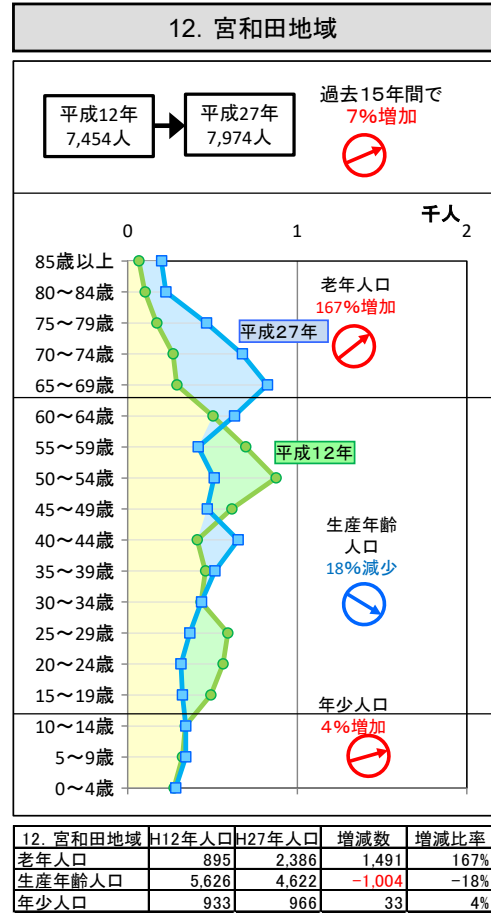
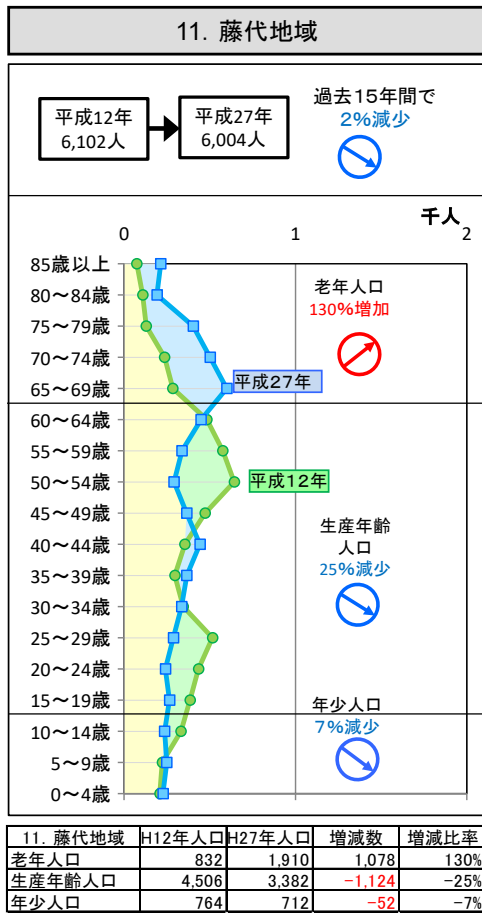


9. 山王地域	H12年人口	H27年人口	増減数	増減比率
老年人口	798	836	38	5%
生産年齢人口	1,731	1,233	-498	-29%
年少人口	324	183	-141	-44%

10. 六郷地域



10. 六郷地域	H12年人口	H27年人口	増減数	増減比率
老年人口	821	1,826	1,005	122%
生産年齢人口	4,325	2,597	-1,728	-40%
年少人口	639	416	-223	-35%



出典：平成12年度（2000）は国勢調査，平成27年度（2015）は住民基本台帳（10月1日現在）

(4) 人口状況のまとめ

<市全体の現状>

- 昭和 40 年代に急増し、昭和 40 年（1960）の 3.9 万人から平成 10 年（1998）にはピークの 11.8 万人に約 3 倍の増加となっています。
- 平成 10 年（1998）の 11.8 万人をピークに減少し、平成 52 年（2040）には約 9.0 万人になり、約 2.8 万人の減少の予測となっています。
- 推計では平成 27 年（2015）10.9 万人以降、平成 52 年（2040）9.0 万人までに 1.9 万人の減少、平成 32 年（2020）老年人口はピークを迎え、全体に占める割合は 33%と高くなっています。
- 平成 27 年（2015）から平成 52 年（2040）には老年人口は 1%の減少、生産年齢人口は 26%の減少、年少人口は 17%減少の予測になっています。
- 老年人口比率は平成 27 年（2015）30%から平成 52 年（2040）36%まで上昇していくと予測されています。
- 市外への進学や就職による転出が、20～30 歳代で顕著に見られます。

<市全体の課題>

- 年少人口の減少、老年人口の増加による、ニーズの変化に対応したサービスを行い、そのサービスのあり方を検討する必要があります。
- 今後、地域による人口構成の違いが生じていくことが予想されます。
- 特に子育て世代を積極的に呼び込む方策が望まれます。

<地域別の現状>

- 地域別人口推移で、平成 12 年（2000）と平成 27 年（2015）の 15 年間を比較すると、山王地域で 21%、六郷地域で 16%、取手西地域で 15%と大きく人口が減少しています。
- 戸頭地域、取手西地域、取手東地域では老年人口の増加と同時に、生産年齢人口・年少人口の減少が著しくみられます。
- 高井地域は、ゆめみ野地区の開発により、人口の増加が見込まれ、生産年齢人口の増加が見込まれます。
- 宮和田地域は、JR 藤代駅南口の開発により人口の増加が見られます。

<地域別の課題>

- 高井地域では新たな居住人口の集中によるニーズの変化を視野に入れる必要があります。
- JR 取手駅に近い地域の生産年齢人口の減少が顕著に見られることから、駅に近い利点を活かすことや、子育て世代を対象にした魅力的なサービスが求められています。

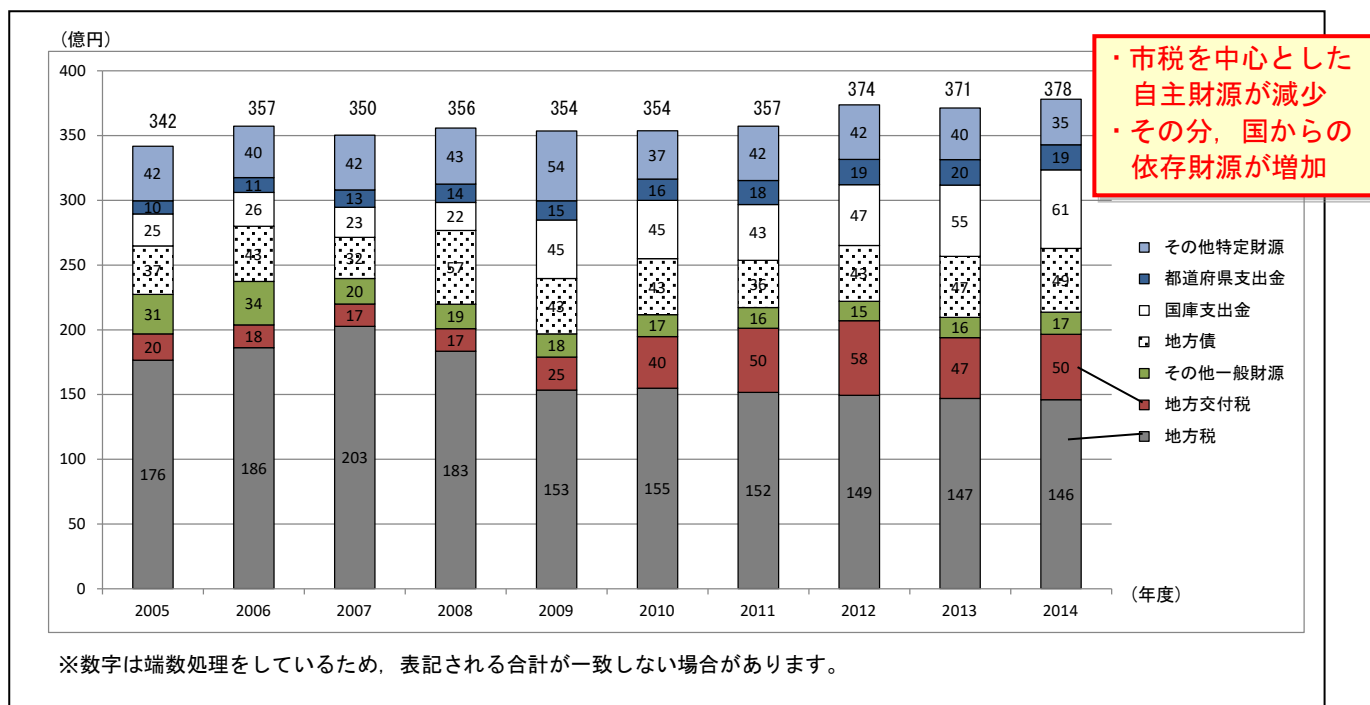
2. 財政状況

(1) 歳入及び歳出（普通会計ベース）

- 歳入は、平成 17 年度（2005）342 億円から平成 26 年度（2014）378 億円と増加しています。
- 市税収入等の自主財源は減少傾向で、国等からの依存財源（地方交付税、国庫支出金、県支出金）で充足させており、厳しい財政状況にあります。
- 今後、国等の施策に大きく影響を受ける財政構造となっています。
- 高齢者の増加に伴い扶助費^{※4}がこの 10 年間で約 1.9 倍に増加しています。

歳入の内訳では、市税を中心とした自主財源が減少していますが、その分、国から地方交付税を多く受けているため、総額は微増傾向となっています。

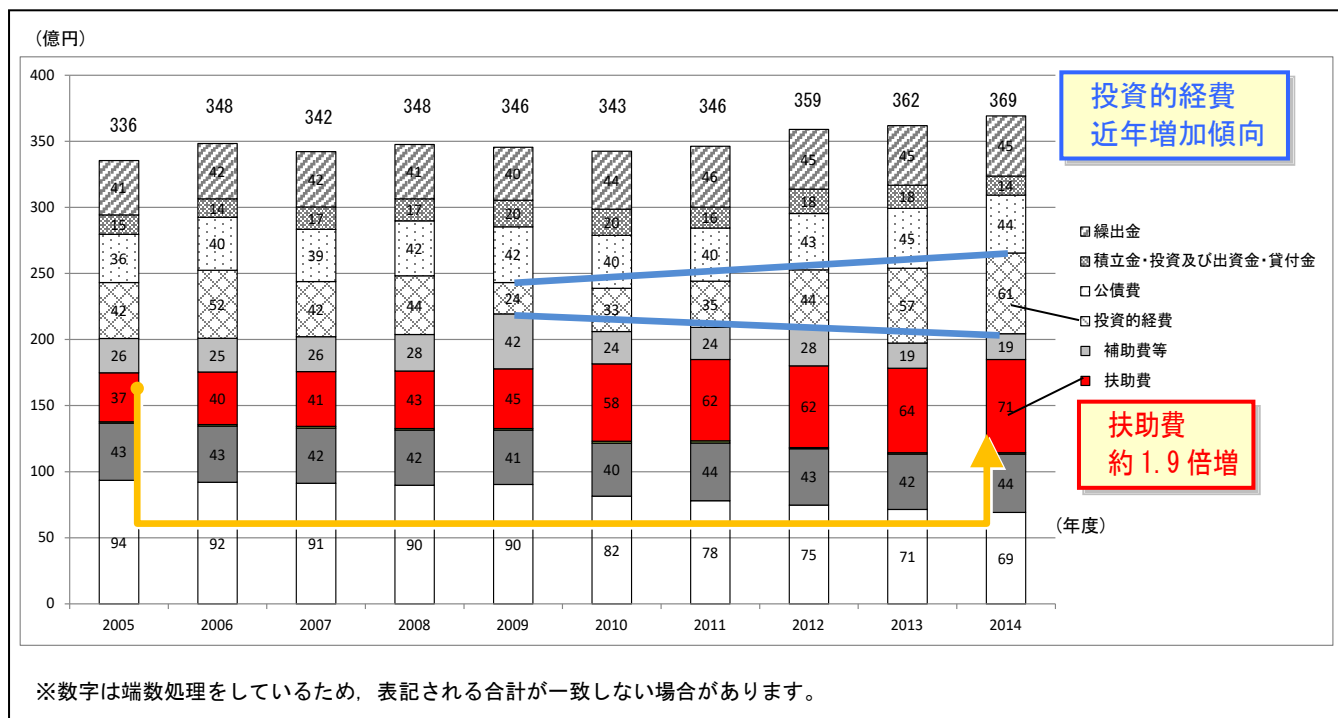
図表 2-4 財政状況（歳入の推移）



※4 扶助費とは社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など、市の施策として行われるものを含みます。

歳出の内訳では、投資的経費^{※5}は平成 17 年度（2005）42 億円から平成 21 年度（2009）24 億円と減少しましたが、その後、増加傾向となり平成 26 年度（2014）には、61 億円と増えています。

図表 2-5 財政状況（歳出の推移）

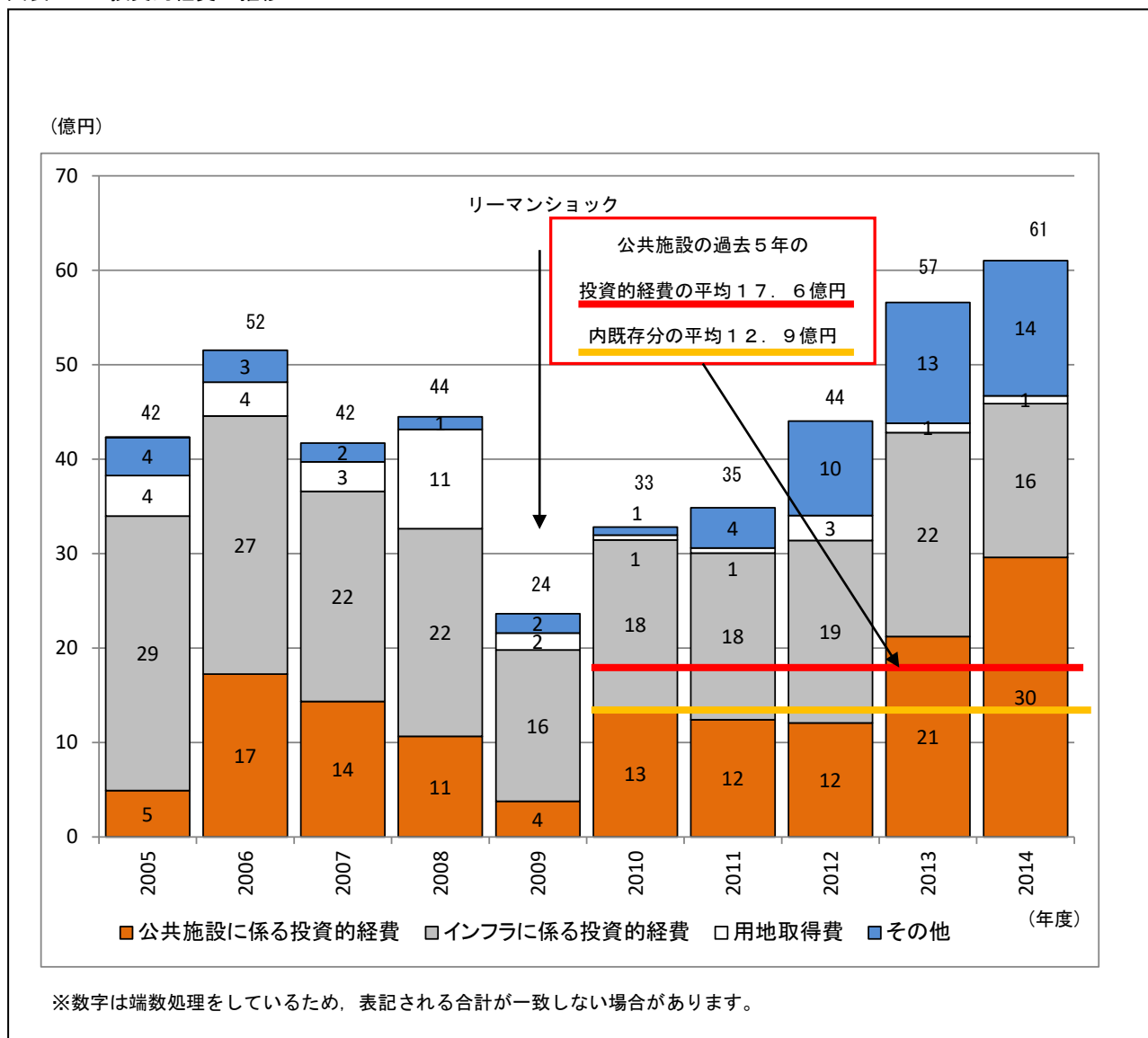


※5 投資的経費とはその支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費・災害復旧費など。

(2) 過去の投資的経費の推移

- 投資的経費は平成 21 年度（2009）24 億円から増加し、平成 26 年度（2014）61 億円になっています。
- 平成 17 年度（2005）から平成 20 年度（2008）までは 40 億円を超える水準でしたが、平成 21 年度（2009）はリーマンショックの影響で急減し、それ以降は、公共施設・インフラともに増加しています。
- その他には 23 年度（2011）は 3.2 億円、平成 24 年度（2012）は 7.3 億円、平成 25 年度（2013）は 7.5 億円、平成 26 年度（2014）は 11.5 億円の東日本大震災に係る災害復旧費と放射能除染経費が含まれています。
- 平成 22 年度（2010）以降では、永山中体育館・取手東中校舎・取手本庁舎・吉田小校舎・戸頭東小校舎等で大規模改修工事を行ってきており、今後直近 10 年でも大規模改修工事の対象となる施設が多くあり、今後の投資的経費の確保も厳しい状況にあります。

図表 2-6 投資的経費の推移



(3) 財政状況のまとめ

<現状>

- 歳入は、平成 17 年度（2005）は 342 億円でしたが、以降平成 18 年度（2006）から平成 23 年度（2011）までは 350 億円台、平成 24 年度（2012）からは 370 億円台で推移しています。
- 歳出は、平成 17 年度（2005）は 336 億円でしたが、以降平成 18 年度（2006）から平成 23 年度（2011）までは 340 億円台、平成 24 年度（2012）からは 350 億円台から 360 億円台で推移しています。
- 歳入のうち、自主財源は平成 19 年度（2007）の 244 億円をピークに減少を続け、平成 26 年度（2014）は 182 億円と 62 億円減少しています。
- 扶助費は平成 17 年度（2005）と比較して 10 年間で 1.9 倍に増加しています。
- 今後、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少と、老年人口の増加に伴う扶助費の増加が懸念されます。

<課題>

- 施設の継続的な維持管理、もしくは更新に要する財政負担の軽減、平準化のための方策を計画的に実施する必要があります。その上で、適切な施設の維持管理・更新等にかかる投資的経費の確保が求められています。
- 新たな財源による投資的経費の確保が必要となります。

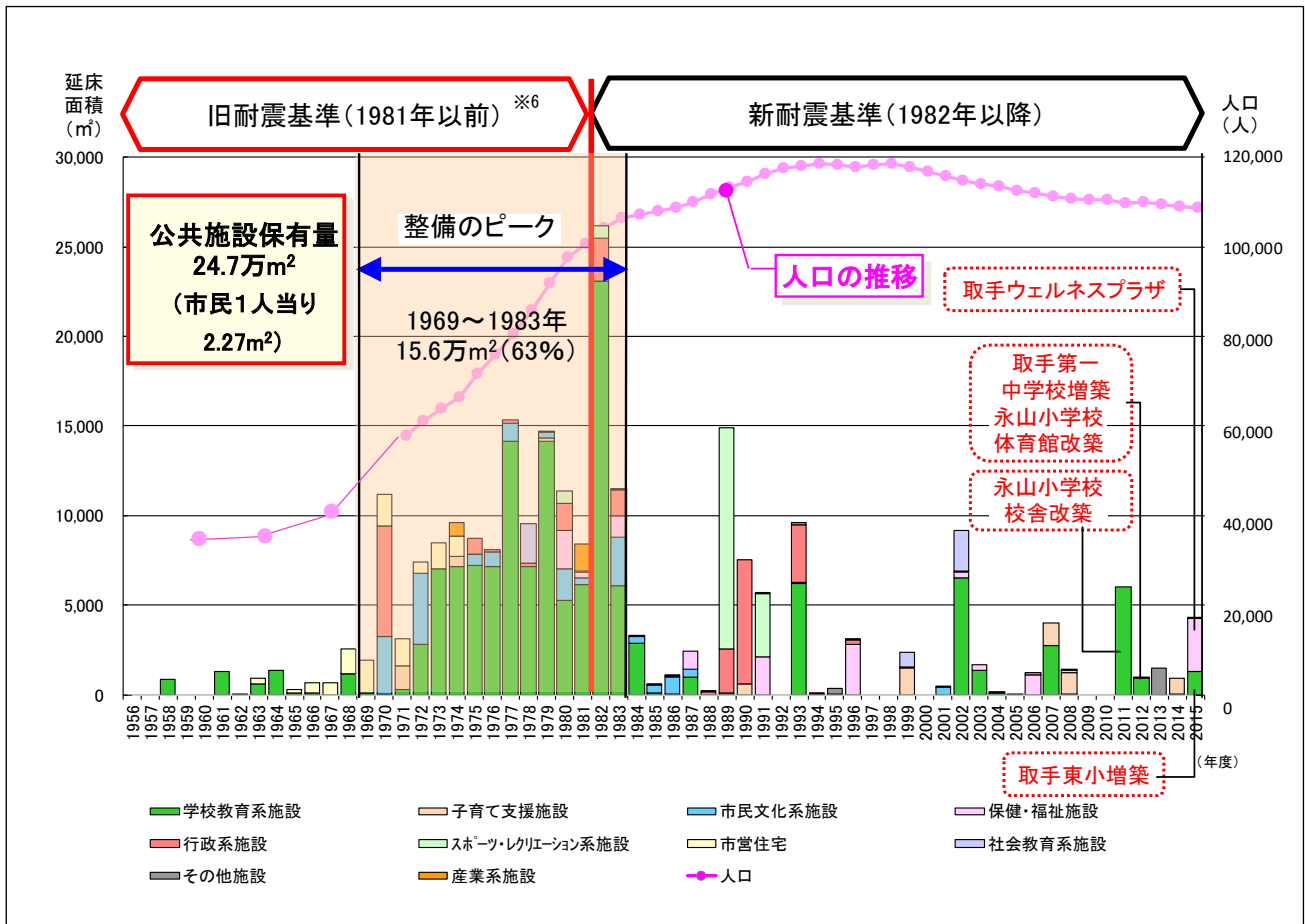
3. 公共施設等の状況

(1) 公共施設

① 公共施設の築年別保有量の推移

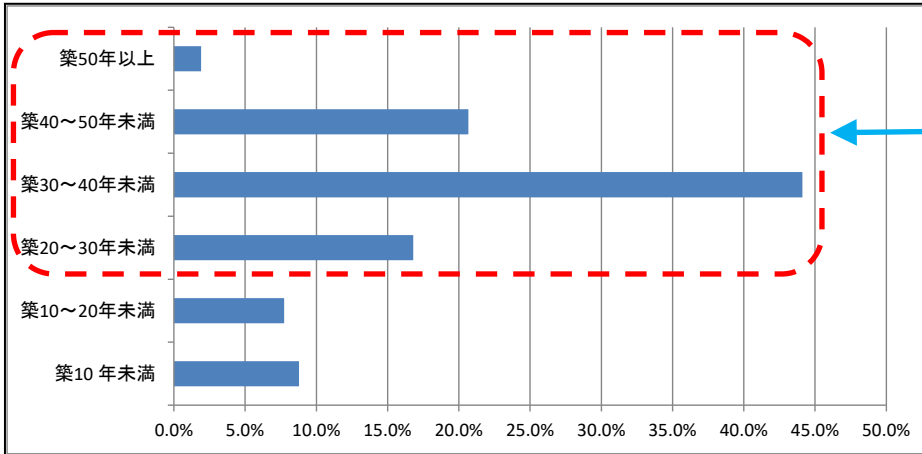
- 平成 27 年度（2015）時点では、施設の保有量は 24.7 万㎡（市民 1 人当たり 2.27 ㎡）です。
- 昭和 44 年度（1969）から昭和 58 年度（1983）の 15 年間に人口が急増しており、学校を中心とした施設を集中的に整備しましたが、近年の学校統廃合によって、6 校が閉校となっています。
- 学校が全体の 58% を占めています。
- 全体の約 2/3 は築 30 年以上となっています。
- 昭和 59 年度（1984）以降は急激な整備はないが、近年、永山小学校の改築・取手東小学校・取手第一中学校の増築や、取手ウェルネスプラザの新築等を行っています。
- 昭和 56 年（1981）以前の旧耐震基準^{※6}の建物は耐震診断結果によっては、耐震補強工事が必要なものがあります。

図表 2-7 築年別整備状況



※6 旧耐震基準とは、建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和 56 年(1981)の改正により前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震（震度 5 強程度）を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和 56 年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模地震（震度 6 強～7 程度）でも倒壊・崩壊しないことが求められている。

図表 2-8 築年別延床面積の内訳（平成 27 年（2015）現在）



築 30 年以上の建物が全体に占める割合は 67.9%（約 2/3）を占めており、中でも築 30 年～40 年未満の建物が約 45%を占めています。

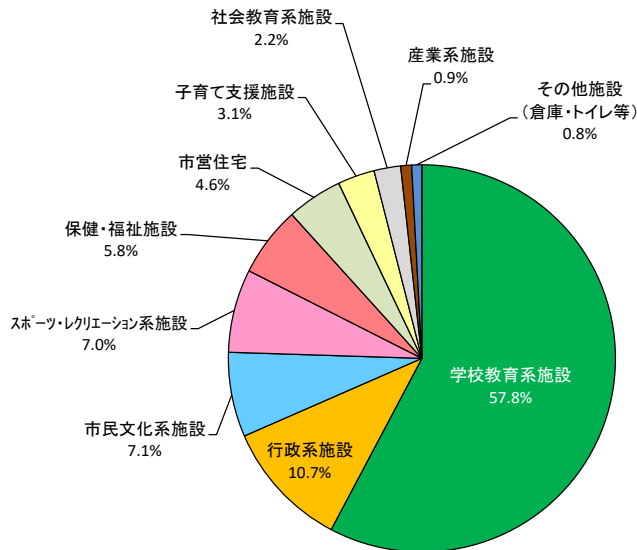
図表 2-12 有形固定資産減価償却率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
有形固定資産減価償却率 (%)	60.4	61.4	62.0	63.0

出典：令和元年度決算財政状況資料集

枠内が追記した資料

図表 2-9 施設類型別の延床面積の内訳（平成 27 年（2015）現在）



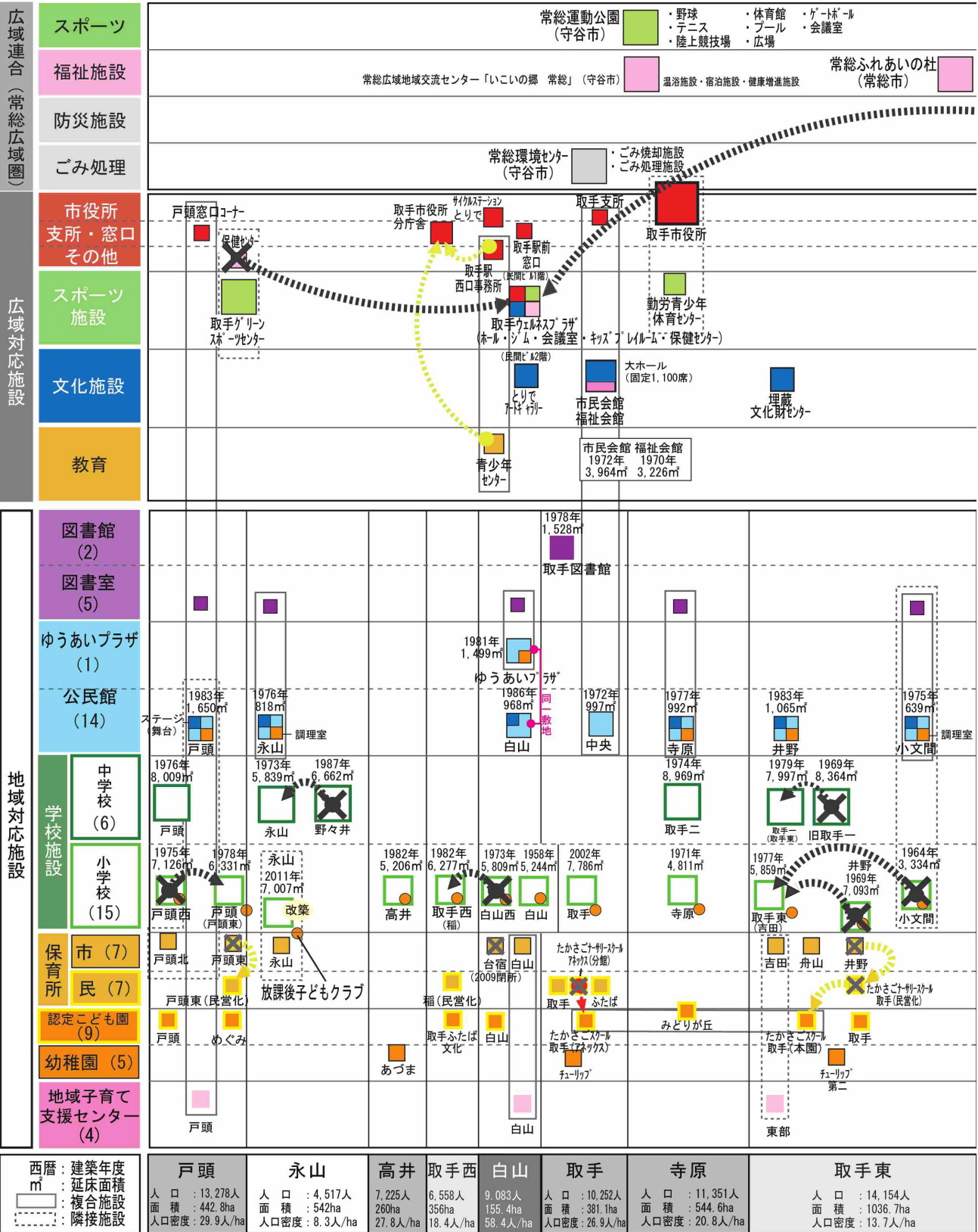
施設類型	構成比 (%)	延床面積
学校教育系施設	57.8%	142,879㎡
行政系施設	10.7%	26,444㎡
市民文化系施設	7.1%	17,443㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	7.0%	17,226㎡
保健・福祉施設	5.8%	14,421㎡
市営住宅	4.6%	11,500㎡
子育て支援施設	3.1%	7,647㎡
社会教育系施設	2.2%	5,470㎡
産業系施設	0.9%	2,266㎡
その他施設 (倉庫・トイレ等)	0.8%	2,076㎡

延床面積
約 24.7 万㎡

市民 1 人当り
2.27 ㎡

取手市地域実態マップ (2009~2015年末までの動き)

●.....▶ 統合 ●.....▶ 移転 ●.....▶ 用途変更



旧取手市

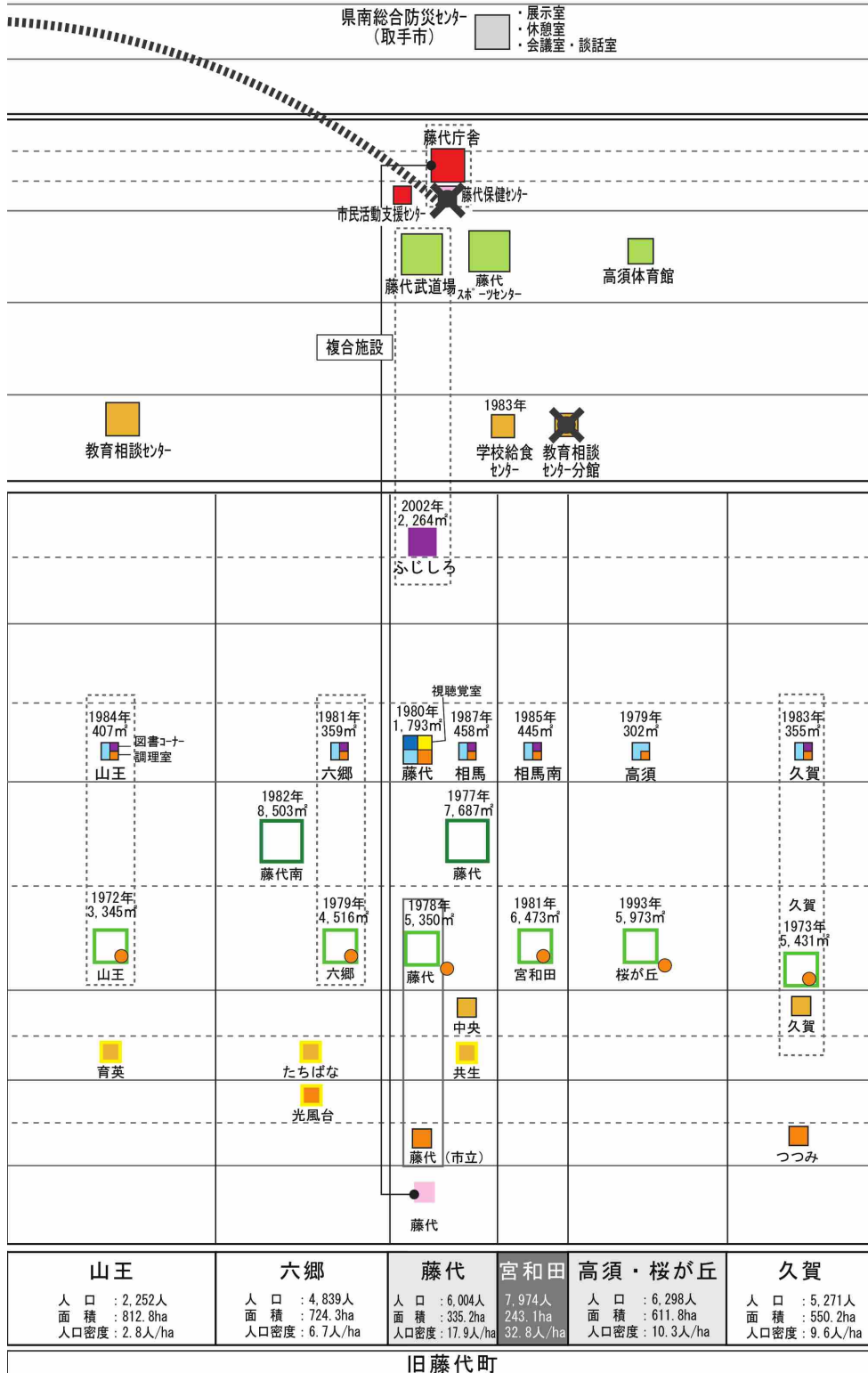
2009年以降、以下のような統廃合などを行ったことにより、約3.3万㎡の既存施設の縮減を実現しています。

- ①小学校4校、中学校2校の統廃合（2014、2015）
- ②保育所3施設の民営化（2011、2012）
- ③取手駅西口事務所、旧こども発達センター、青少年センターの移転（2012）
- ④教育相談センター分館の廃止（2012）
- ⑤取手駅東第一駐車場の廃止（2015）

（参考）新たに整備した取手ウェルネスプラザの中に保健センター2施設を統合移転（2015）

平成28年3月31日現在

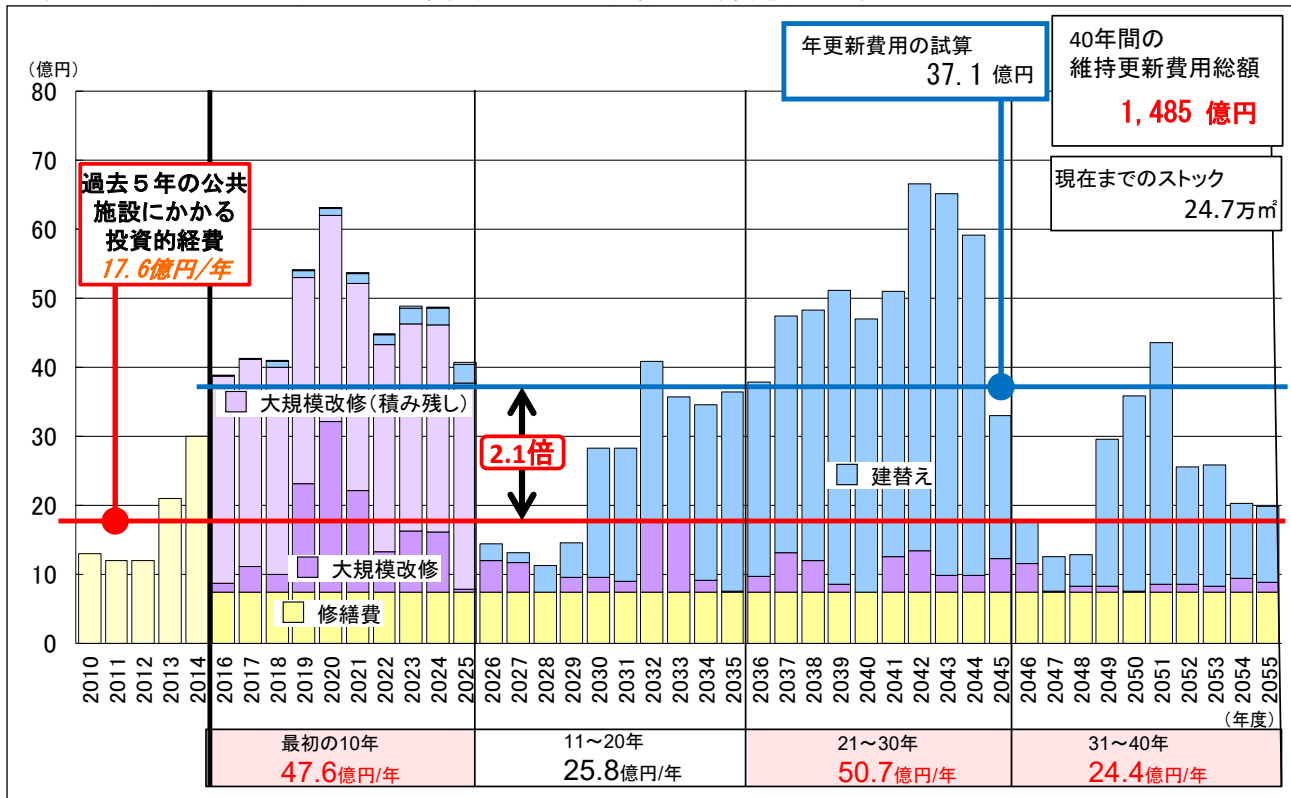
人口：平成27年度10月1日現在 住民基本台帳人口による



②公共施設の更新コストの試算

- 公共施設にかかる建替え・大規模改修にかかるコスト（修繕費含む）は、年平均 37.1 億円になります。
- このコストと平成 22 年（2010）から平成 26 年（2014）までの過去 5 年間の平均公共施設への投資的経費 17.6 億円と比較すると、約 2.1 倍の乖離があります。

図表 2-10 今後 40 年間の建替え・大規模改修コストの試算（修繕費を含める場合）



<試算条件>

- 試算期間：2016年度から2055年度までの40年間（総合管理計画の計画期間）
- 自治総合センターの更新費用試算ソフトは、現在保有する公共施設を同じ面積で更新（建替え）すると仮定して「整備年度ごとの延床面積×更新単価」で試算しています。耐用年数は日本建築学会の標準的な耐用年数である60年とし、建築後30年で大規模改修を行い、その後30年で建替えると仮定しています。なお試算時に建設時からの経過年数が31年以上50年までのものは今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定しています。また更新単価については、次の更新単価を採用し、建替えに伴う仮移転費用・設計料等も含むものと想定しています。

○修繕費として、年あたり3,000円/㎡を計上

建物の用途	大規模改修	建替え
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設、産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、その他施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設等	17万円/㎡	33万円/㎡
市営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

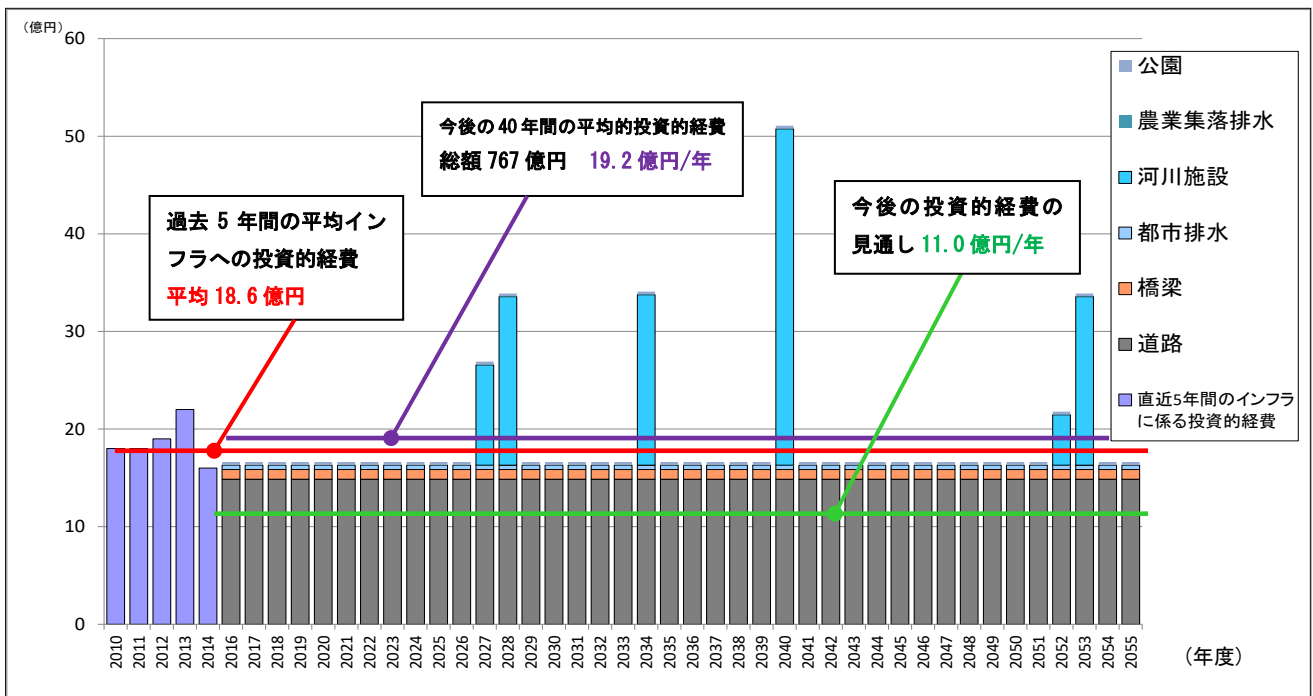
出典：自治総合センターの更新費用試算ソフトの建物の用途別単価

(2) インフラ

インフラの更新コストの試算

- ・インフラは、道路・橋梁・都市排水・河川施設・農業集落排水・公園を保有していますが、40年間の費用では、道路の占める割合が大きいです。
- ・河川施設は、更新時期が集中する時期があります。
- ・公園は、平成26年度(2014)の実績経費を基に、年間経費から単位面積当りの更新単価を割り出しています。
- ・過去5年間の平均インフラへの投資的経費18.6億円に対して、40年間の年平均投資的経費19.2億円と比較すると、1.03倍あります(インフラに将来充てられる投資的経費11億円(38頁参照)に対しては1.75倍の乖離)。
- ・今後の投資的経費の見通しが、インフラの更新・維持管理費用に大きく影響してきます。

図表 2-11 インフラの更新コストの試算



<試算条件>

- ・試算期間：2016年度から2055年度までの40年間(総合管理計画の計画期間)

インフラ種別	総量	更新年数	更新単価	根拠	
道路(一般道路)	962,701 m 4,522,527 m ²	15年	4,700円/m ²	総務省単価による	
道路(自転車歩行者道路)	117,776m 383,940 m ²	15年	2,700円/m ²	総務省単価による	
橋梁	2,042m 113,223 m ²	60年	448千円/m ²	総務省単価による	
都市排水	36,306m	50年	62千円/m	農業集落排水の1/2	
河川施設	樋管	8か所	25年	3,322千円/m ²	取手市実績値による
	排水機場	4か所	50年	6,612千円/m ²	取手市実績値による
農業集落排水	1,755m	50年	124千円/m	総務省単価による	
公園	951,614 m ²	1年	30円/m ²	取手市実績値による	

(3) 公共施設等の状況のまとめ

<現状>

- 平成 27 年度（2015）時点で建物の延床面積は 24.7 万㎡（市民 1 人当り 2.27 ㎡）です。
- 全体のうち 14 万㎡（58%）を学校施設が占めています。
- 整備のピークの昭和 44 年度（1969）から昭和 58 年度（1983）の 15 年間に学校を中心に全施設面積の 63%が整備され，建替えや大規模改修が必要な時期を迎えています。
- 建替え・大規模改修にかかるコストの試算では，年平均 37.1 億円で，過去 5 年間の実績値平均と 2.1 倍の乖離があります。
- インフラの更新コスト試算では，年平均 19.2 億円で，過去 5 年間の実績値平均と比較すると 1.03 倍あります。

<課題>

- 施設全体の 68%が築 30 年を経過していることから，今後の修繕・更新費が大幅に増加することが予測されます。
- 学校施設は統廃合が進みつつある一方で，一斉老朽化への対策は深刻で，建替え・長寿命化を着実に進めていく必要があります。
- インフラは，所管課ごとに個別に長寿命化計画や維持管理計画・方針を策定もしくは策定を予定していますが，公共施設と同様に，財政面に大きく影響を及ぼすため，庁内での計画の調整が必要になります。
- インフラの機能は，公共施設のように統合・複合化・多機能化等することができないため，中長期的なライフサイクルコストの縮減や費用負担の平準化を図っていく必要があります。

<地域別の現状>

- 広域対応施設が集中する取手駅東口に位置する取手地域では，市民会館・福社会館（中央公民館，取手支所）・取手図書館のいずれの施設も老朽化が進んでいます。

<地域別の課題>

- 地域全体をカバーする施設の集約化と地域の人口変化，利用率に対応した再配置が必要になります。

第3章 市民意向の把握（市民アンケート）

第3章 市民意向の把握（市民アンケート）

本計画の「基本方針」及び「取組み方策」につながる意見を収集し、市民の意向をできるだけ幅広く把握するため無作為抽出による「取手市公共施設に関する市民アンケート調査」を実施しました。

公共施設に対する市民の意識や施設の利用状況、将来に向けた公共施設の今後のあり方や市民ニーズを把握でき、方向性を導くために活用していきます。ここでは、その一部として課題や方向性が見られる部分を紹介します。

（詳細は別冊「取手市公共施設に関する市民アンケート調査報告書」参照）

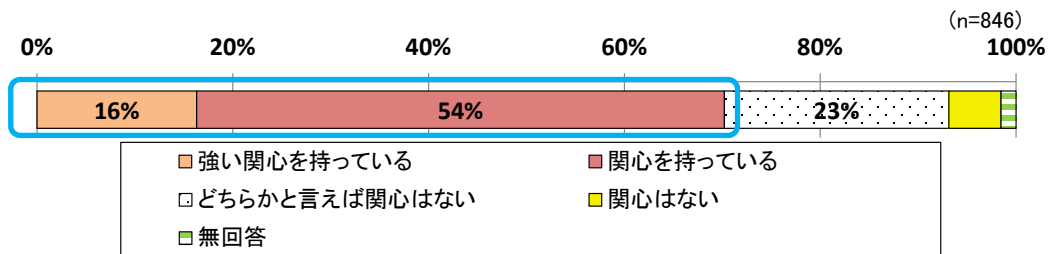
1. 実施方式

- ・調査期間：平成27年7月15日（水）～平成27年7月31日（金）
- ・調査対象：取手市内に在住している20歳以上の市民を対象に、無作為に2,500人を抽出して調査票を送付し、郵送による返信で回収
- ・有効回答者数：846（回収率33.8%）

2. 実施結果

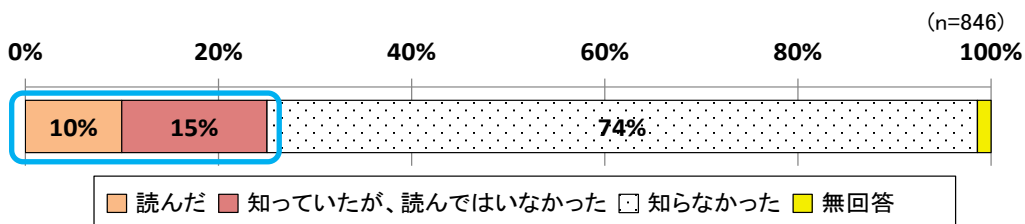
（1）公共施設の老朽化対策に、今後多額の財政負担必要になるという課題を解決するための市の取組みに対する関心（問9）

・「関心がある」との回答が70%と高い傾向が見られます。



（2）公共施設の見直しに向けて施設ごとの利用状況、コスト状況などを「見える化」した「取手市公共施設マネジメント白書」（平成23年5月に策定し、ホームページ・広報紙で紹介）の周知度（問10）

・「読んだことがある」が10%、「知っていた」が15%、合計25%と1/4が知っています。



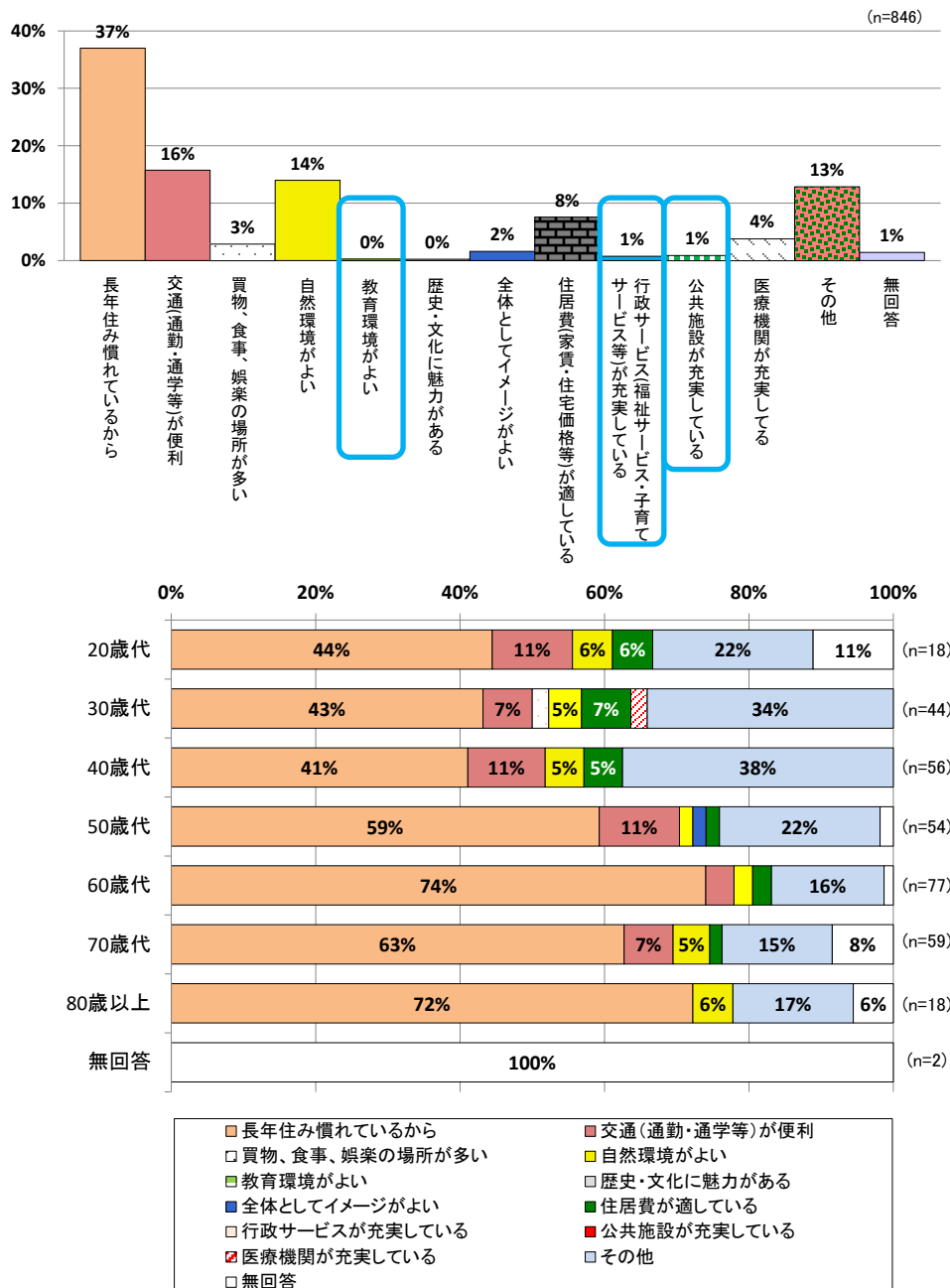
(3) 取手市に住む理由 (問 8)

<住む主な理由として>

- ① 長年住み慣れているから (37%)
- ② 交通が便利 (16%)
- ③ 自然環境が良い (14%) 特に 20~40 歳代, 70~80 歳代で割合が比較的高い
- ④ 住宅費が適している (8%) 特に 20~40 歳代で割合が比較的高い

<課 題>

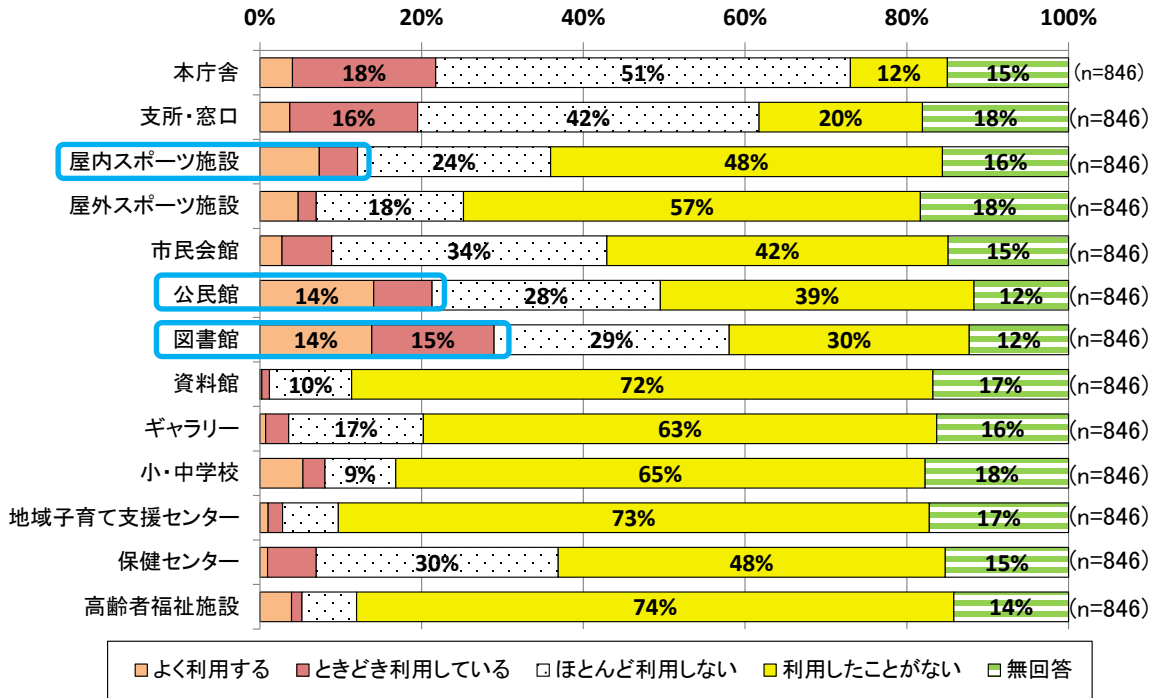
- ① 「教育環境が良い」には0.4%と低い回答
- ② 「行政サービス(福祉・子育て)が充実している」には1%と低い回答
- ③ 「公共施設が充実している」には1%と低い回答



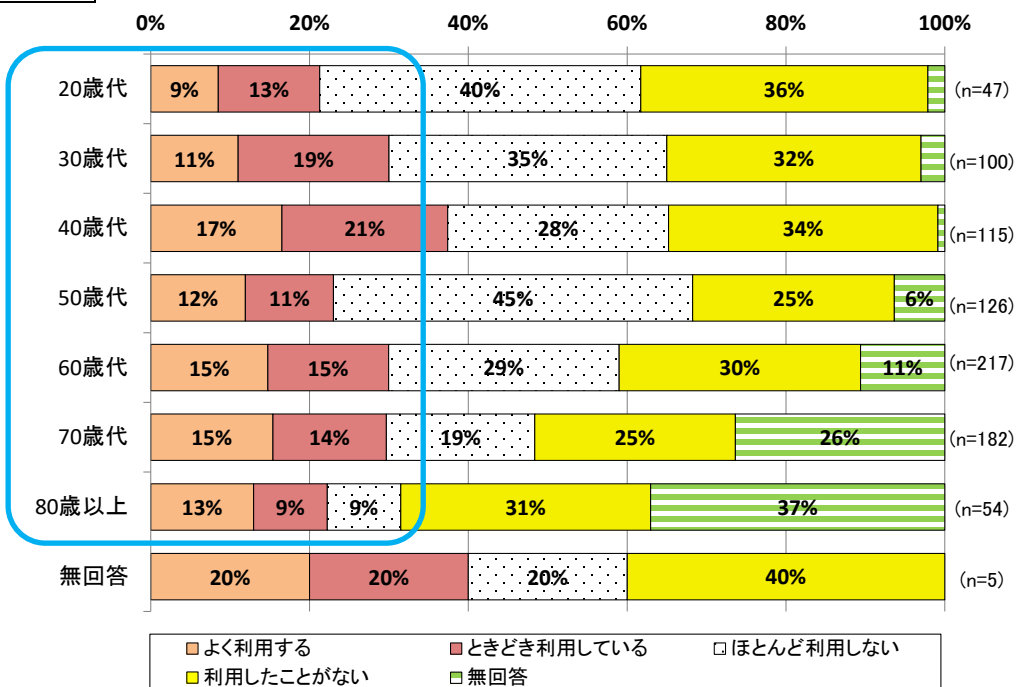
(4) 公共施設を利用している頻度 (問 11-1)

<利用の傾向>

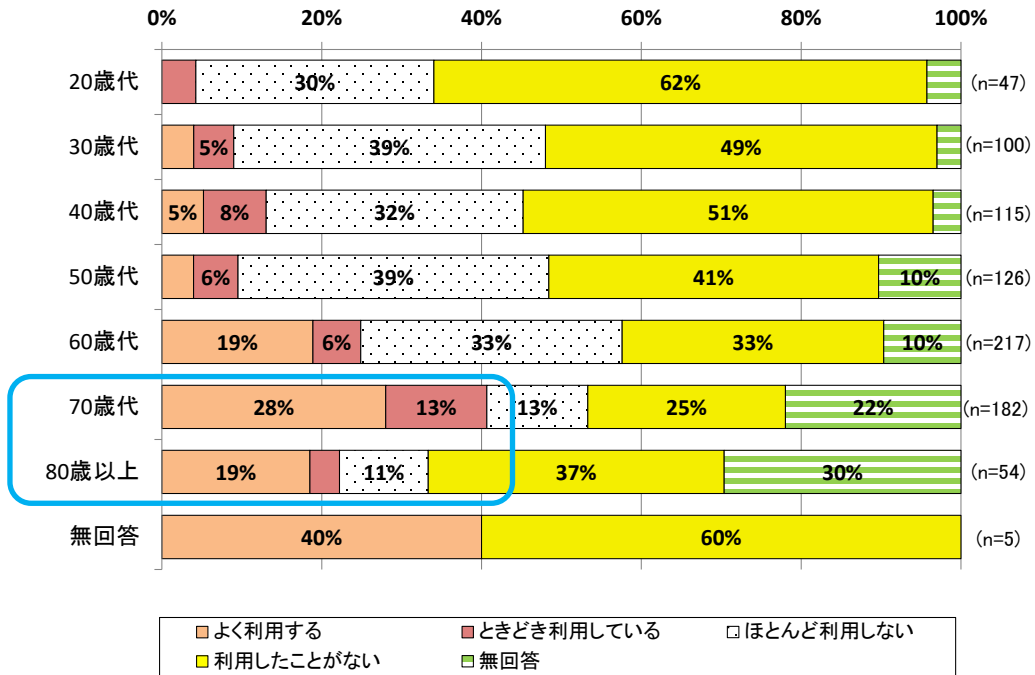
- 比較的に利用されている施設は、庁舎以外では「図書館」「公民館」「屋内スポーツ施設」
- 「図書館」では、幅広い年齢層
- 「公民館」では 70 歳以上の年齢層
- 「屋内スポーツ施設」では 30~40 歳代の子育て世代・60~70 歳代のシニア世代が利用している割合が比較的高くなっています。



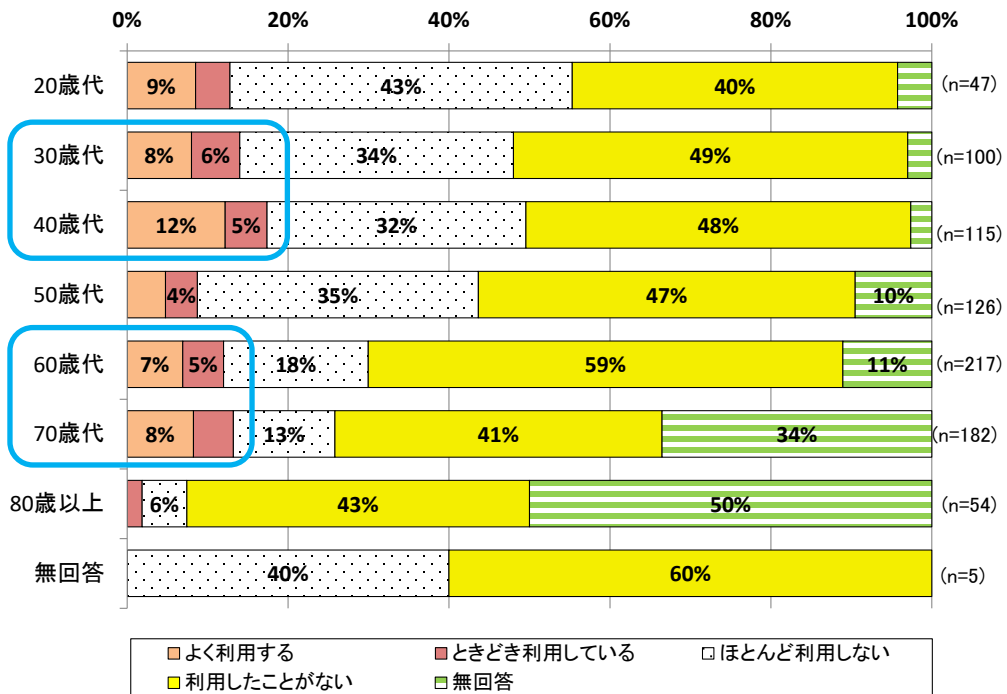
図書館 (年代別)



公民館（年代別）

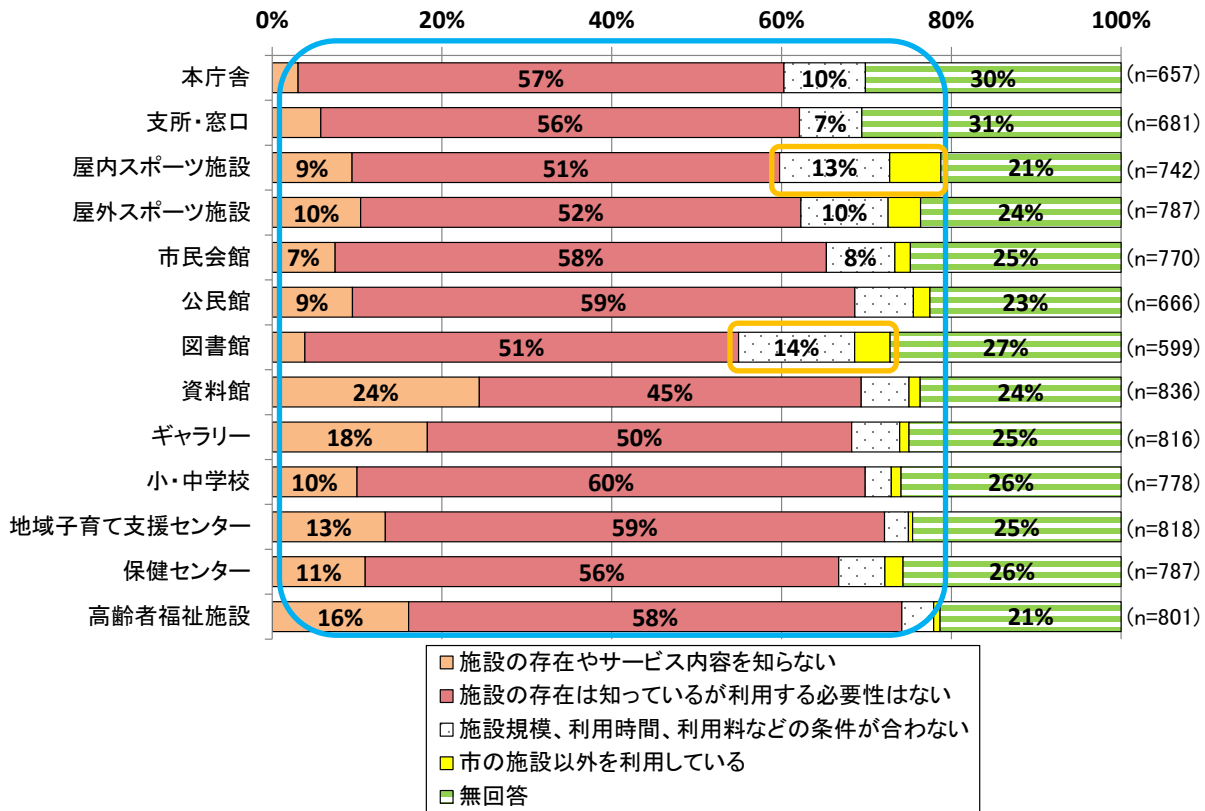


屋内スポーツ施設（年代別）



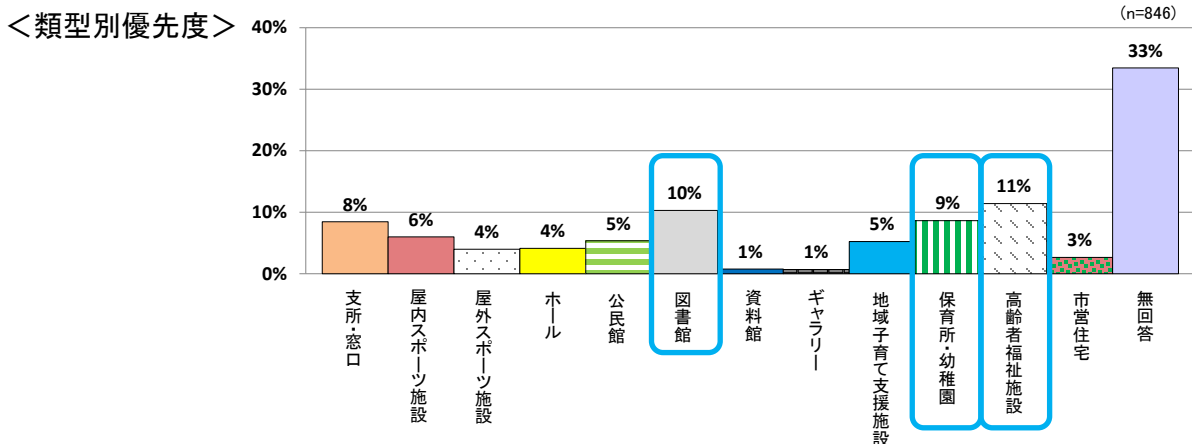
(5) 「ほとんど利用しない」「利用したことがない」人の理由 (問 11-2・3)

- ・「存在は知っているが利用する必要がない」が6割以上を占めています。
- ・「屋内スポーツ施設」「図書館」は近隣市での利用が若干見られ、条件が合わないを含めると、2割程度を占めています。

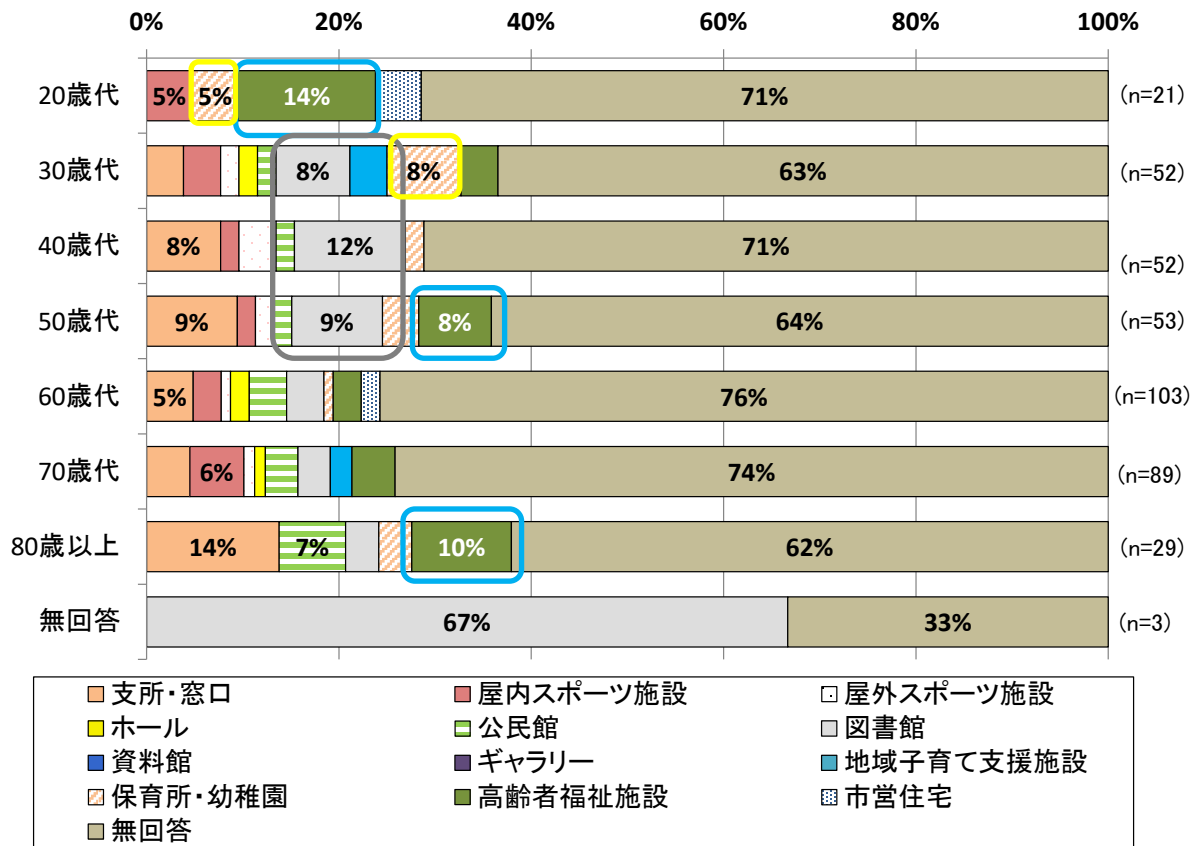


(6) 優先的に維持すべき機能 (問 13)

- ・全体では①高齢者福祉施設, ②図書館, ③保育所・幼稚園となっており, 高齢者・子ども関連施設を重要視していることがわかります。
- ・年代別では, 20~30 歳代で保育所・幼稚園
20 歳代・50 歳代・80 歳代で高齢者福祉施設
30~50 歳代で図書館 を優先する意見が多くみられます。



<年代別優先度>



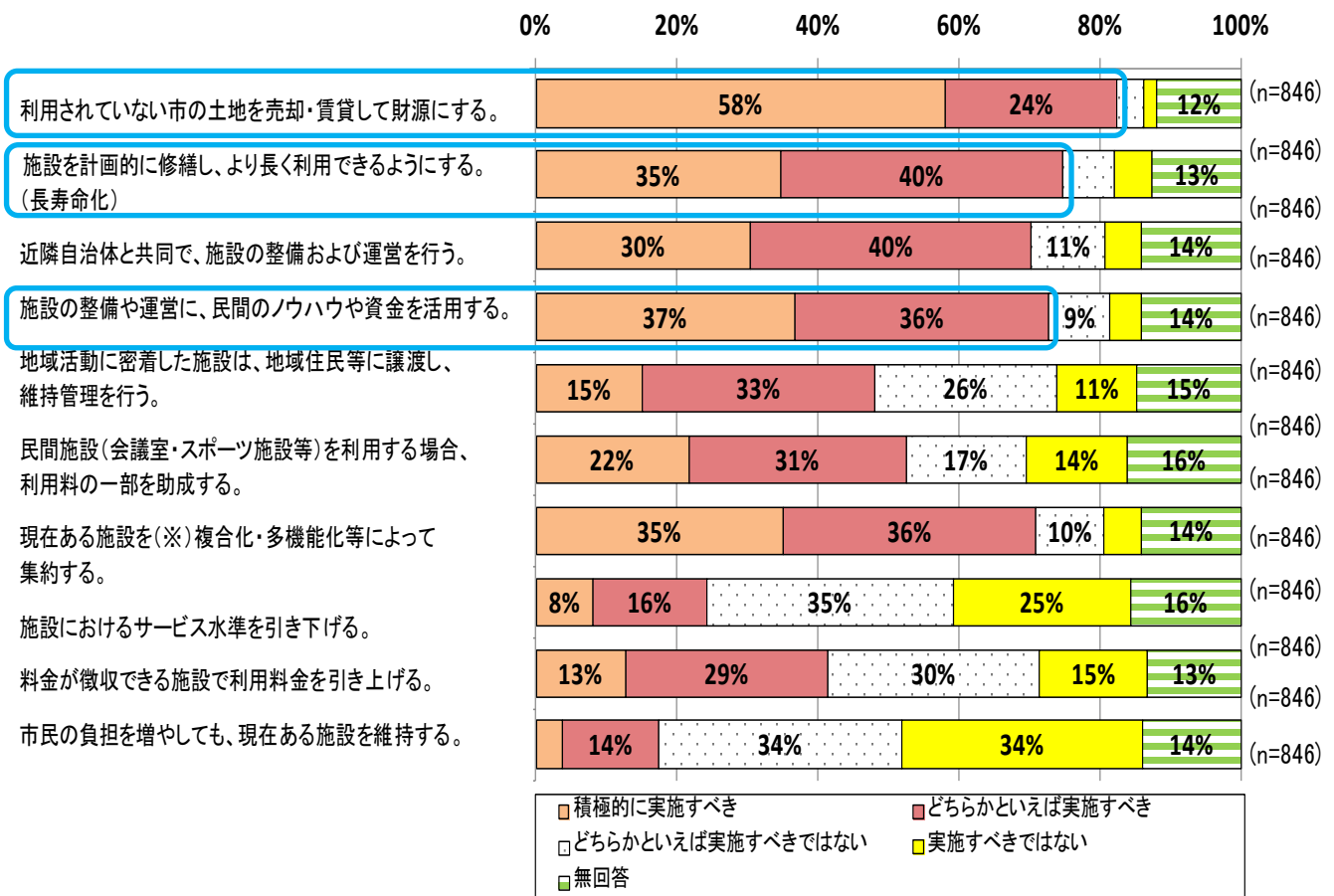
(7) 推進すべき方策について (問 14)

<推進に賛成する上位意見>

- ① 利用されていない土地を売却・賃貸して財源にする。(賛成率 93.6%)
- ② 施設を計画的に修繕し、より長く利用できるようにする。(長寿命化) (賛成率 85.3%)
- ③ 施設の整備や運営に、民間のノウハウや資金を活用する。(賛成率 84.7%)

<推進に反対する上位意見>

- ① 市民の負担を増やしても、現在ある施設を維持する (賛成率 20.0%)
- ② 施設におけるサービス水準を下げる (賛成率 28.7%)



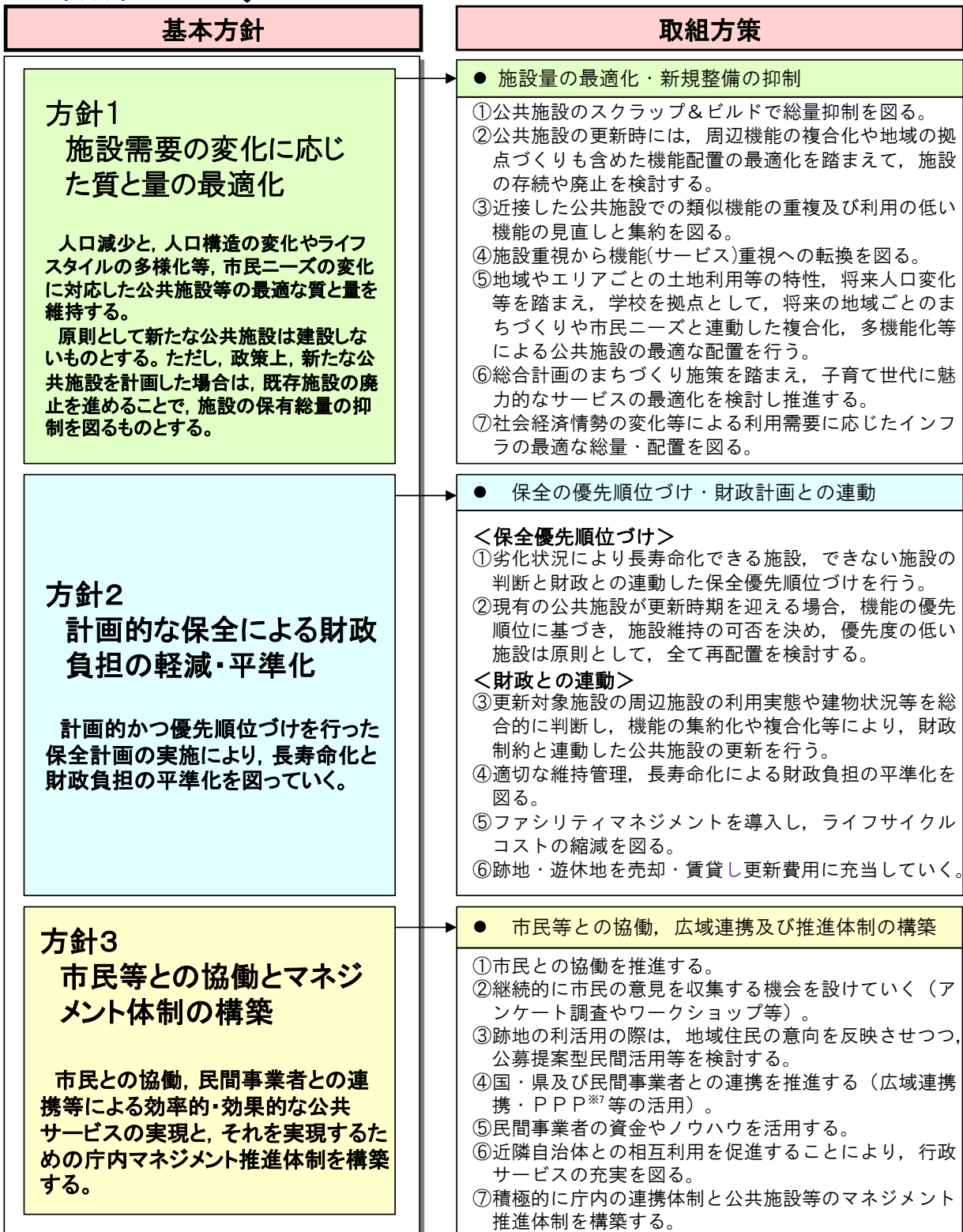
第4章 計画の基本理念・方針

第4章 計画の基本理念・方針

■基本理念

- 理念1 時代や地域の変化に対応した市民サービスを継続的に提供する
- 理念2 将来世代に負担を先送りしない
- 理念3 市民と行政が共に進める公共施設の未来

■基本方針



1. 基本理念

理念1 時代や地域の変化に対応した市民サービスを継続的に提供する

～施設重視から機能優先へ～

・「選択と集中」で限られた財源を真に必要な行政サービスに

人口減少、少子化・超高齢社会が進む中、現在の低経済成長がそのまま常態化してしまうと仮定した場合、自治体あらゆる市民ニーズに対応する行政サービスの提供を実現することは非常に難しく、そこで無理をしてしまうと財政破綻といった最悪のシナリオを選択することになるかもしれません。

そうならないためにも、かつての潤沢な財源をベースに自治体が行政サービスの「あれもこれも」と担ってきた守備範囲を、これからは限られた財源の中で、「あれかこれか」と選択した範囲に財源を集中させていくことが必要です。

さまざまな行政サービスにも選択による優先順位が付けられていくことになり、時代や地域の変化を読み「選択と集中」で、限られた財源を本当に必要な市民サービスに投入していくことが必要となります。

・「一機能・一施設」という従来型の施設配置のあり方からの脱却

これまで多くの公共施設は、一つの機能のために一つの施設が必要という考え方に基づいて配置されてきました。

しかし今後は、従来型の「一機能・一施設」の施設配置という考え方から脱却して、施設と機能を分離して行政サービスを展開していくことを考えていくことにします。言い換えると、「選択と集中」により、経営資源として必要のない施設は統廃合して整理していきますが、必要な機能は残していくということになります。

これからは、既存の枠組みを超えた公共施設の多機能化、複合化など、これまでにない大胆かつ柔軟な公共施設マネジメントを考えていくことが必要となります。

先述の「選択と集中」により必要と判断された行政サービスについては、その機能の維持を最優先に考え、そのために施設が必要となる場合、その最適な規模と機能の確保という公共施設マネジメントの視点により、対応していくこととします。

・取手市の公共施設マネジメントの定義

市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るために、費用の縮減や機能の改善などを積み重ねながら、将来を見据えた横断的な視点に立って全体最適の実現を目指す取り組みのこと。

※7 PPPとは公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

理念2 将来世代に負担を先送りしない

～公共施設の総量圧縮と新たな公共施設建設の抑制～

取手市は、まちの未来を託す大切な宝である、子や孫たちが引き続き住んでいたい、と感じられるようなまちづくりのひとつの仕掛けづくりとして、公共施設マネジメントを進めていくことが必要です。

公共施設等の更新問題の視点から見ると、取手市では現状の公共施設等すべてを更新することは、非常に困難であるという問題に直面していることから、財政負担を将来世代に過度な負担とならないように、最適な保有総量の実現を目指していくということです。つまり、新たな公共施設等の建設にかかるイニシャルコスト^{※8}及びランニングコスト^{※9}についての財政負担（ライフサイクルコスト^{※10}）を軽減していくということです。

そのためには、公共施設は将来的に確実視される人口減少に合わせた保有総量の圧縮を段階的に進めていく必要があります。原則として、市民の生命財産に緊急的にかかわるような施設以外に、新たな公共施設の建設を控えたり、人口増加率の範囲内を前提条件に新設を認めたりするような厳しい抑制策が必要となります。しかし、その時代の様々な情勢から新たな公共施設を建築するという政策が求められるときがあるかもしれません。その場合には、既存施設の一施設を廃止（スクラップ）して、一つの施設の新設（ビルド）することで保有総量の抑制を図っていくことが必要です。

また、将来世代に過度な負担とならないように、総合管理計画で取組む管理手法のひとつとして、ファシリティマネジメント^{※11}の考え方に基づいて進めていくものとします。

※8イニシャルコストとは 建設用地の取得費、必要に応じて土地の測量登記費、そして施設設計費、施設建設費

※9ランニングコストとは 建設後に毎年発生する、施設の維持、修繕などに対する維持管理費

※10ライフサイクルコストとは 建物の設計・建設費などの初期投資、施設の運用開始からかかる運営維持費（改修・解体も含む）までの建物の一生に必要な費用のこと。このことは、公共施設以外のインフラにも同じことが言えます。また、中規模事務庁舎におけるLCC試算例（国土交通省官庁営繕モデル）では、65年間のLCCでは初期投資の割合は16%でしかなく、運営維持のための費用は初期の建設費の5倍以上に達する。一般にコストを考えると、初期投資費用である土地の取得費と建設費のみに関心が集まりがちであるが、初期投資額は生涯費用から考えれば氷山の一角にすぎない。水面下に隠れている運営維持費を予測評価して、仮に初期費用が高くても、生涯費用が最小になるような代替案を企画することがLCCの目的である。（出典：総解説ファシリティマネジメント FM推進連絡協議会編 日本経済新聞出版社）

※11ファシリティマネジメント（略称：FM）とは 企業、団体などが持つ業務用不動産及びその環境を組織活動にとって最適な状態で保有、運営、維持、活用するための総合的な管理手法のこと。

理念3 市民と行政が共に進める公共施設の未来

・各地域に公共施設を全く同じバランスで配置することは非常に困難

公共施設マネジメントを考えるときに、小中学校区や行政区など、地域単位ごとに同じように、公共施設を配置することを実現することは、「選択と集中」が求められている時代では非常に難しく、「あれもこれも」といった、かつての「ハコモノ行政」的視点では、結果として将来世代への負担を増やしていくことになってしまいます。

・市民と共に進める総合管理計画で公共施設の未来を描く

取手市が、将来世代に過度な負担とならないように、公共施設を適切に引き継ぐことを目的に、総合管理計画を進めるにあたり、次の2点を市民と行政との共通認識として形骸化しないように心掛けていきます。

- ・一つの機能のために一つの施設を整備していくという従来型の考え方からの脱却を図ること（理念1より）。
- ・地域単位ごとに、公共施設を同じように配置することを目標にしないこと。

まずは、市民に必要な行政サービスは何か、そのために公共施設の配置は必要なのか、公共施設がなくてもサービスの提供ができるのか、配置が必要であれば、どこに施設を配置するのか、などについて考えていきます。次に、配置される施設の機能や用途、施設間の距離や交通利便性、地形、社会ニーズなどから施設の過不足や配置バランスなどについて検討していくことになります。さらに、必要に応じ市域を超えた広域的に利用できる施設の検討をしていきます。

そして、議論を重ねることで「公共施設マネジメント」という枠組みから、「まちづくり」という次元の議論に発展し、市民と行政の繋がりが深まることが重要です。

また、総合管理計画を進めるにあたり、公共施設をよく利用する方はもちろん、利用頻度の少ない方の声も広く聴く機会を設けて、より多くの市民が納得できるような計画を検討していくことが必要です。

なお、市民と行政が互いに対等の立場で、ともに考え、ともに行動しながら公共サービスを担う市民協働という役割分担の形があります。取手市では、第6次総合計画基本計画「とりで未来創造プラン2016」において、特に重点的に実施するべき「テーマ」のひとつとして、「協働と持続可能な自治体経営」を掲げています。この協働については、自治体経営改革のひとつである総合管理計画にとっても非常に重要であることから、可能なところから公共施設マネジメントに活かしていくことが必要です。

・総合管理計画の目的は効率性だけではない

公共施設等は、単に行政サービスを提供する場所ということではなく、市民の「生命」を育み、「生活」を守り、「人生」を支えていく場所でもあります。そのため、将来世代への財政負担の軽減という財政面の効率性の追求も大切ですが、市民に役立つ機能性を、社会環境の変化などに迅速に対応

できるようにしていく視点も忘れてはいけません。

しかし、今後、すべての公共施設等の維持・更新^{※12}は非常に困難な状況にあります。「選択と集中」による行政サービスの仕分けによって優先順位を決め、真に必要な公共施設等の行政機能の維持存続に対して、限られた財源を有効に配分していかなければなりません。そして、選択された行政サービス（機能）が、再配置や計画的な予防保全によってサービス低下を招かないようにできる限り工夫を凝らすことが、公共施設等マネジメントを考えるとときに重視しなければならないことでもあります。

※12 **公共施設等の維持・更新**

公共施設と呼ばれる建築物は法定耐用年数と呼ばれる目安（寿命）を持っています。建築物の構造によって区分された大まかな目安で、例えば、木造であれば24年、鉄骨造であれば38年、鉄筋コンクリート造であれば50年といったものです。

建物は人間の体と同じように、この目安（寿命）までは利用（生きる）できるように、定期的な調査や検査（健康診断）と日常の手入れ（予防）をし、痛んだ部分があればその修繕（治療）をしっかりとすることで長寿命化（長生き）が可能になります。これを怠ると、建物の老朽化を早期に招き、寿命が短くなります。建物は一般的に建設後おおむね10年以降に配管設備や外壁などの大規模改修を行い、30年以上経過してくると、より「高齢化」が進むことで、至るところでの修繕が必要になってきます。建物に必要な保全整備を怠っていると、安心・安全が保証されない「危険」な施設になります。このことは、公共施設以外のインフラにも同じことが言えます。

取手市では、平成42年（2030年）以降に公共施設の更新（建替え）時期が集中すると予測されています。多くの公共施設が「高齢化」を迎える時期に、どのように維持、劣化保全し、更新していくのか、また、その財源をどのように確保していくかという課題は、これからの自治体経営にとって極めて大きな問題です。

2. 基本方針

第2章において示した取手市の公共施設等を取り巻く現状と課題，そして，前項の総合管理計画を進める上での「基本理念」を踏まえて，次のとおり計画の基本方針を定めます。

方針1 施設需要の変化に応じた質と量の最適化

人口減少と，人口構造の変化やライフスタイルの多様化等，市民ニーズの変化に対応した公共施設等の最適な質と量を維持します。

なお，人口減少に伴って，機能を維持する方策を講じながら，公共施設の保有総量を段階的に縮減していくため，原則として新たな公共施設は建設しないものとします。ただし，政策上，新たな公共施設を計画した場合は，既存施設の廃止を進めることで，施設の保有総量の抑制を図るものとします。

<取組み方策> 施設量の最適化・新規整備の抑制

①公共施設のスクラップ&ビルドで総量抑制を図ります。

- ・保有総量を増やさないため，既存の公共施設を廃止することを条件に，新設を行うことにします。なお，新設・更新を再配置のチャンスとして考え，施設の保有総量及び施設のランニングコストの抑制を前提とした計画を立案することにします。

②公共施設の更新時には，周辺機能の複合化や地域の拠点づくりも含めた機能配置の最適化を踏まえて，施設の存続や廃止を検討します。

- ・施設の更新にあたっては，市有施設の活用はもとより，民間施設の賃貸等についても検討します。なお，これらの財源として，老朽化対策を推進するために創設された地方債を必要に応じて活用します。

③近接した公共施設での類似機能の重複及び利用の低い機能の見直しと集約を図ります。

④施設重視から機能（サービス）重視への転換を図ります。

- ・公共施設の新設・更新をする場合，従来の一つの機能で一つの施設という公共施設の整備方針から脱却し，利用対象者，周辺の公共施設の立地状況などに鑑み，施設の多機能化，複合化を推進します。なお，そのために機能が多様化した場合でも対応できるスケルトン・インフィル方式^{※13}を施設の基本仕様として検討します。

⑤地域やエリアごとの土地利用等の特性，将来人口変化等を踏まえ，学校を拠点として，将来の地域ごとのまちづくりや市民ニーズと連動した複合化，多機能化等による公共施設の最適な配置を行います。

⑥総合計画のまちづくり施策を踏まえ，子育て世代に魅力的なサービスの最適化を検討し推進します。

⑦社会経済情勢の変化等による利用需要に応じたインフラの最適な総量・配置を図ります。

^{※13}スケルトン・インフィル方式とは，建物の柱や骨組みで構造を支え，仕切り壁などは簡易なものにすることにより，必要に応じて，部屋の大きさや形を変更できる方式です。

方針2 計画的な保全による財政負担の軽減・平準化

計画的かつ優先順位づけを行った保全計画の実施により、長寿命化と財政負担の平準化を図っていきます。

<取組み方策>保全の優先順位づけ・財政計画との連動

(保全優先順位づけ)

①劣化状況により長寿命化できる施設、できない施設の判断と財政との連動した保全優先順位づけを行います。

- ・公共施設の課題（財政の視点からの課題、建物の老朽化に対応する課題、公共施設ニーズに対する課題等）をファシリティマネジメントの財務・品質・供給の3視点から整理し、公共施設の量や質の見直しに反映していくことが必要です。

②現有の公共施設が更新時期を迎える場合、機能の優先順位に基づき、施設維持の可否を決め、優先度の低い施設は原則として、全て再配置を検討します。

(財政との連動)

③更新対象施設の周辺施設の利用実態や建物状況等を総合的に判断し、機能の集約化や複合化等により、財政制約と連動した公共施設の更新を行います。

④適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化を図ります。

⑤ファシリティマネジメントを導入し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

- ・戦略的かつ長期（ライフサイクル）にわたり修繕・改修を計画し、公共施設等の有効活用を推進しながら施設の長寿命化を推進すると同時に、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ります。

⑥跡地・遊休地を売却・賃貸し更新費用に充当していきます。

方針3 市民等との協働とマネジメント体制の構築

市民との協働、民間事業者との連携等による効率的・効果的な公共サービスの実現と、それを実現するための庁内マネジメント体制の構築を行います。

<取組み方策>市民等との協働、広域連携及び推進体制の構築

①市民との協働を推進します。

- ・平成28年度策定予定の「取手市市民協働基本方針」に則り推進します。
- ・市民と行政の協働をはじめとして、市民、自治会、町内会などの自治組織、NPO法人などの市民活動団体の他、教育機関、事業者、行政などによる様々な主体間の協働も重要となります。

②継続的に市民の意見を収集する機会を設けていきます（アンケート調査やワークショップ等）。

③跡地の利活用の際は、地域住民の意向を反映させつつ、公募提案型民間活用等を検討します。

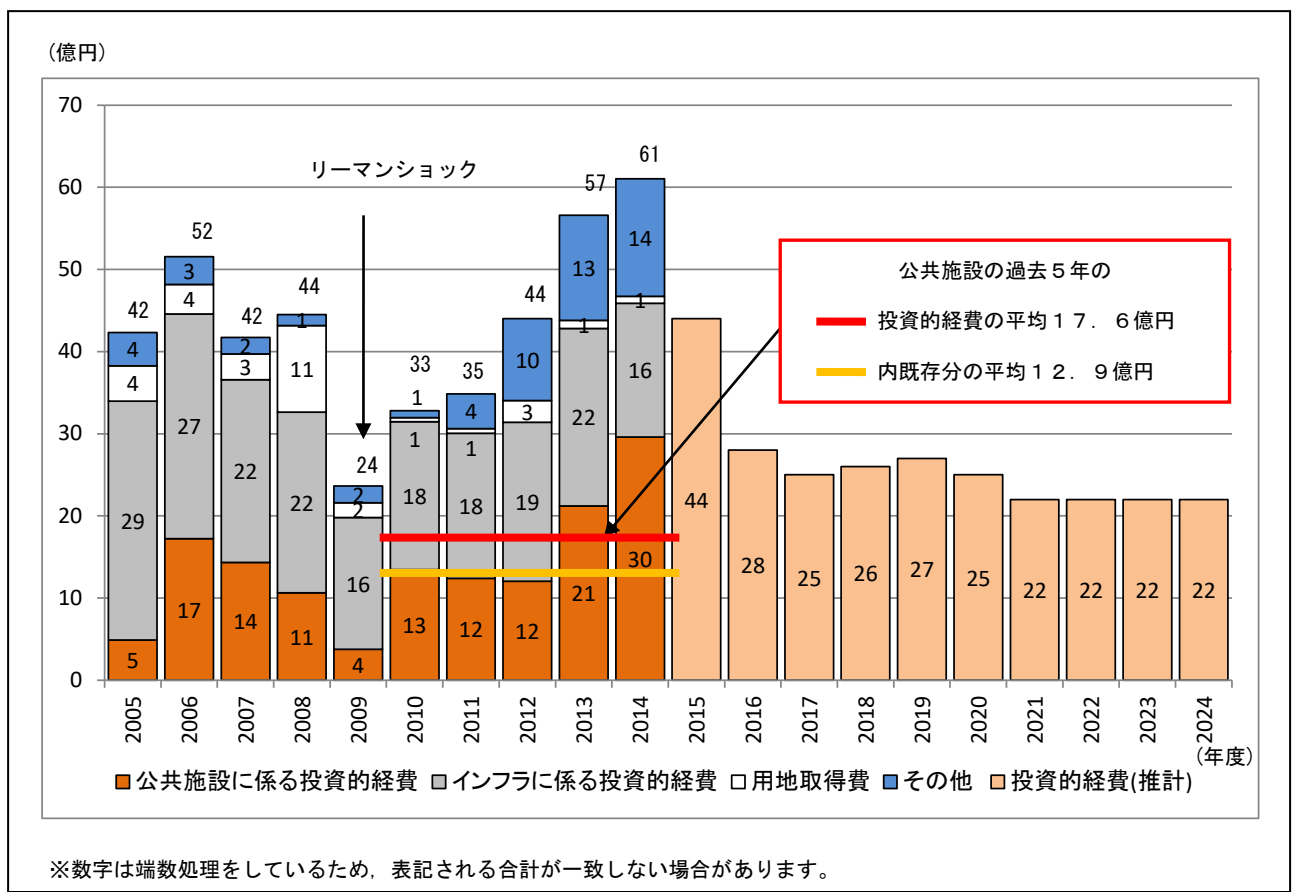
- ④国・県及び民間事業者との連携を推進します（広域連携・PPP等の活用）。
- ・民間による効率的なサービス提供の導入やPFI・PPPなど民間活力の導入に向けた検討を進め、新たな公共の担い手へ事業移管を推進し、市民サービスの維持・向上に努めます。
- ⑤民間事業者の資金やノウハウを活用します。
- ・公共施設と民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる施設については、民間活力を導入した施設の複合化を推進します。
 - ・公共施設等における効率的・効果的なサービス提供のあり方や事業手法などについて、民間からの提案を積極的に受け入れる仕組みを構築します。
- ⑥近隣自治体との相互利用を促進することにより、行政サービスの充実を図ります。
- ⑦積極的に庁内の連携体制と公共施設等のマネジメント推進体制を構築します。

3. 数値目標の設定

(1) 今後の財政見通し（財政条件）

・財政見通しにおける投資的経費の総額は、今後、平成32年度（2020）まで徐々に減少し平成33年度（2021）以降、年22億円となります。

図表 4-1 投資的経費の推移



(2) 今後の公共施設等にあてられる投資的経費の想定

公共施設とインフラにあてられる投資的経費は、過去5年間の平成22年度（2010）から平成26年度（2014）の構成比率（その他を除く）から50%と想定します。

公共施設とインフラへの投資的経費は、各々50%の年11億円となります。

下水道事業・・・取手地方広域下水道組合への負担金は、総合管理計画では投資的経費とは別枠で財政推計を行っています。しかしながら、中長期的な財政計画に与える影響が少なくないことから、下水道組合と積極的に連携して将来費用を把握し、総合管理計画への影響を注視していかなければなりません。

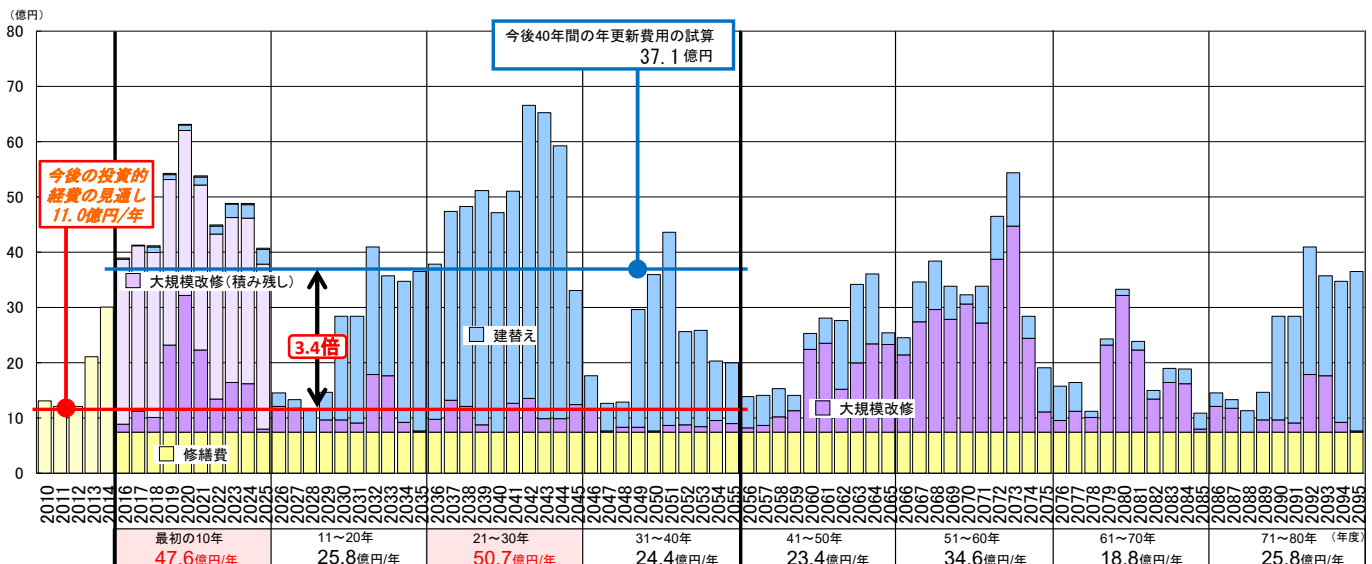
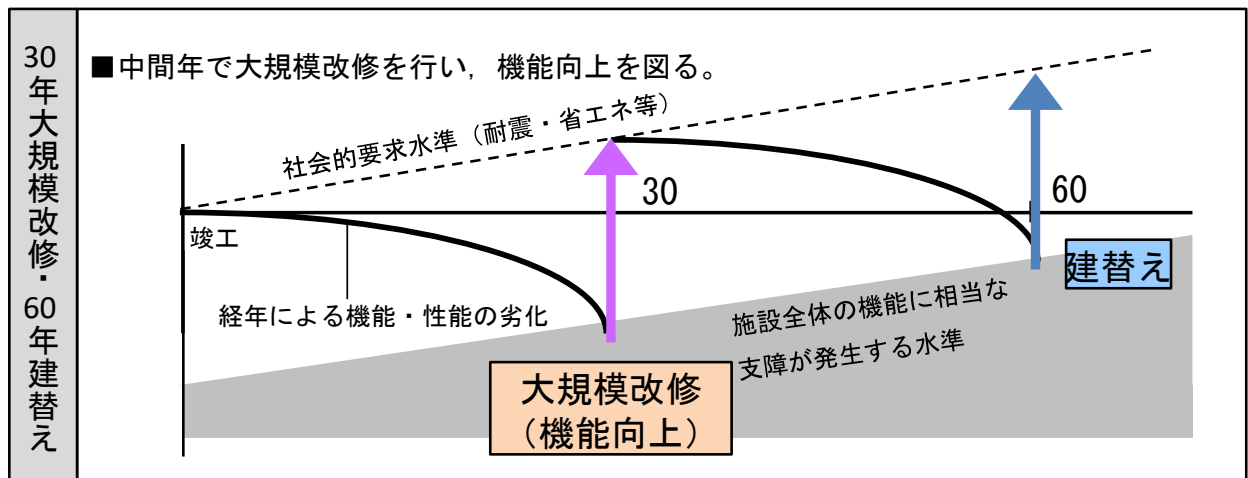
(3) 改修・建替え費用のシミュレーション

「基本方針2 計画的な保全による財政負担の軽減・平準化」に向けて、最適な改修・建替え費用を試算するため、シミュレーションを以下の3段階で行いました。

- ①30年で大規模改修・60年で同面積を建替えた場合
- ②躯体の健全性評価により長寿命化できる施設を40年で大規模改修，80年で同面積を建替えた場合
- ③機能維持のための修繕時期を中間に設け，改修・建替え費用の縮減を図った場合

①30年で大規模改修・60年で同面積を建替えた場合（総務省の試算条件）

30年大規模改修・60年で建替えの改修周期

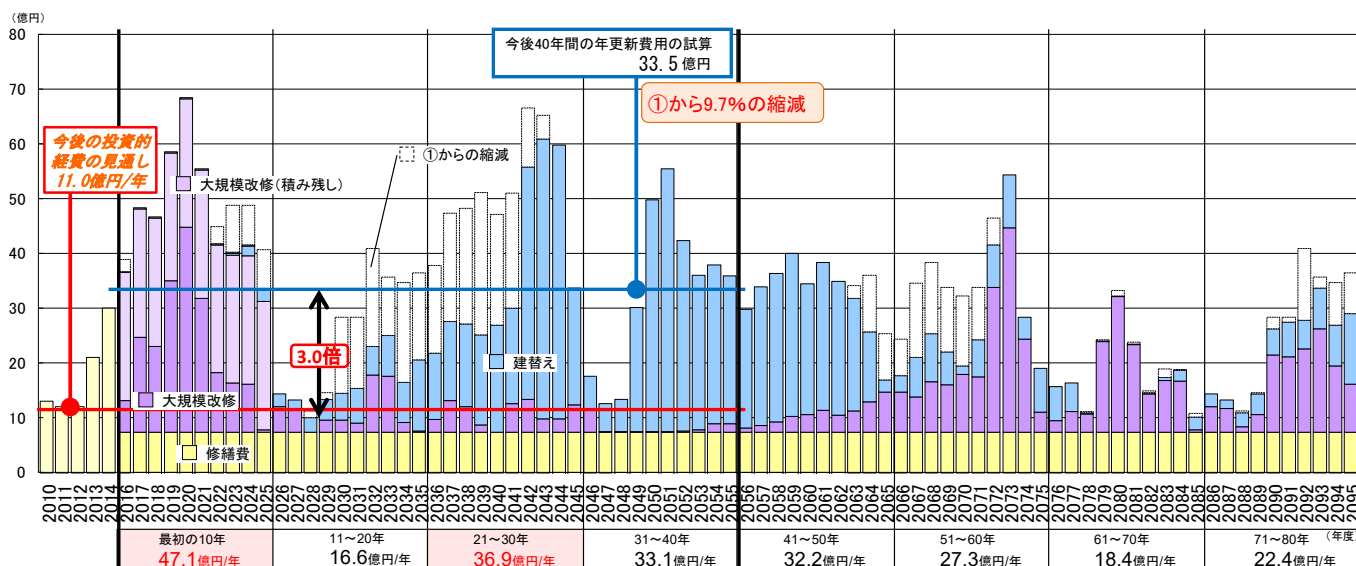
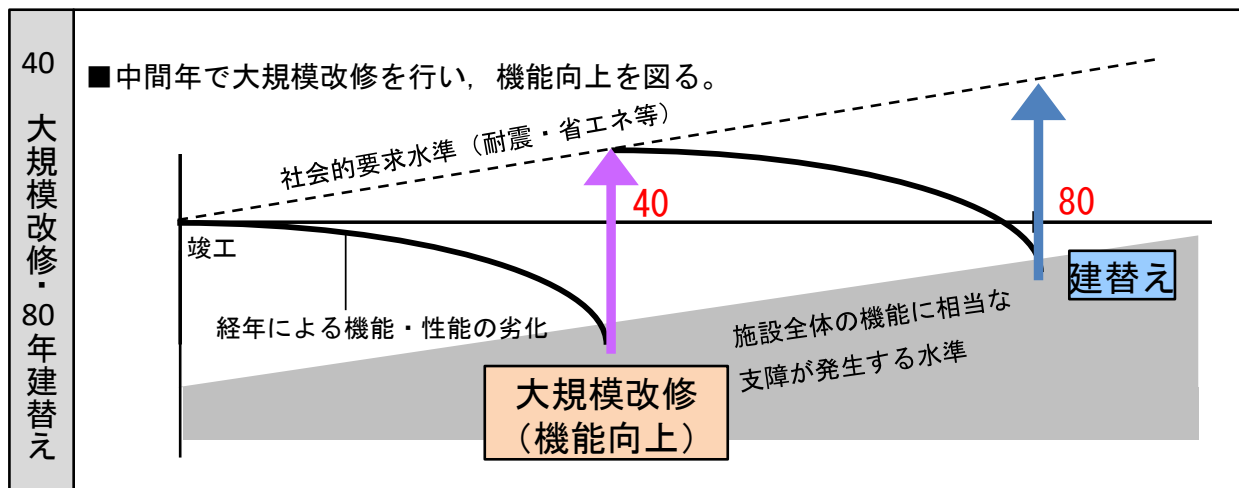


①の試算条件により、今後40年間の年更新費用を試算した結果、37.1億円/年となります。これは、公共施設にあてられる投資的経費11億円/年の3.4倍の乖離があります。

②躯体の健全性評価により長寿命化できる施設を 40 年で大規模改修，80 年で同面積で建替えた場合

＜長寿命化のための標準的な修繕・改修周期＞

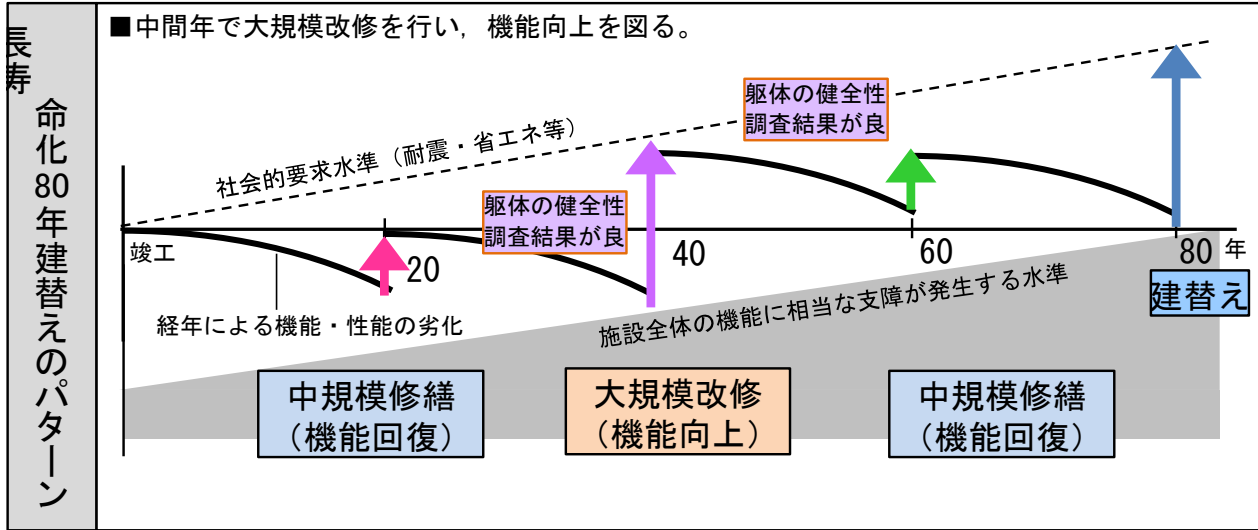
(診断データで長寿命化可能なもの・直近20年以降に建設されたもの)



②の試算条件により，今後 40 年間の年更新費用を試算した結果，33.5 億円/年となります。これは①の試算結果 37.1 億円/年から 9.7%の縮減となるものの，結果として3.0 倍の乖離があります。

③機能維持のための修繕時期を中間に設け、改修・建替え費用の縮減を図った場合

40年・80年の間に、20年・60年で機能回復の中規模修繕を実施する。



<試算条件>

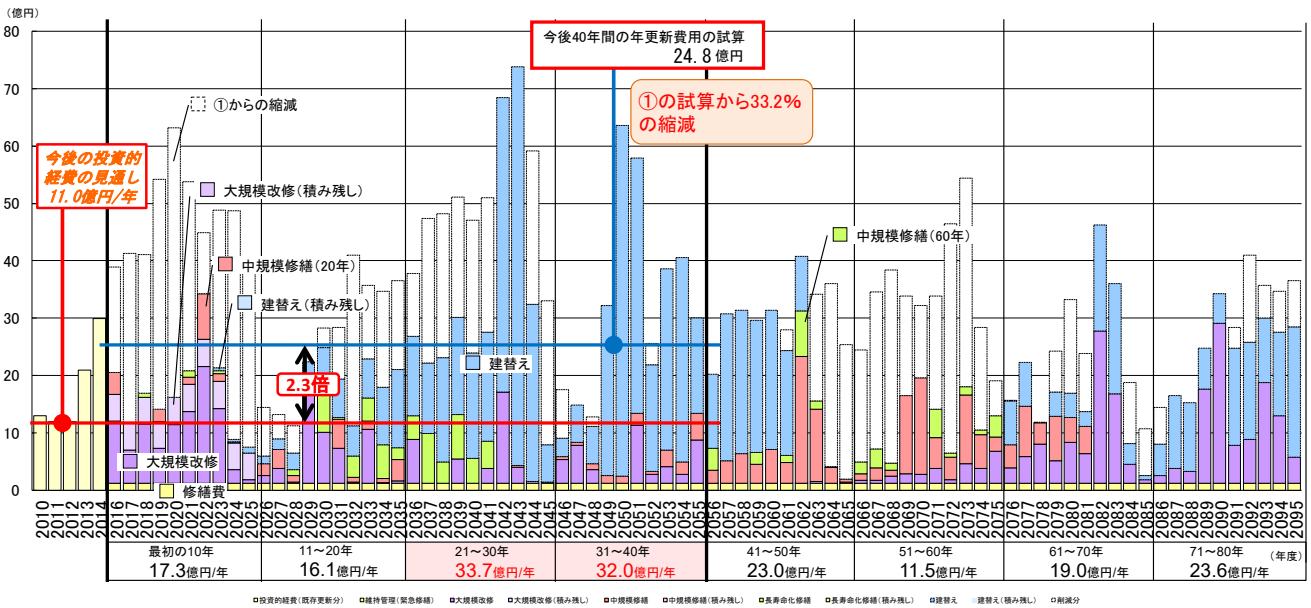
- 耐用年数に応じた修繕・改修サイクルの設定
- 直近10年間に改修工事履歴があるものは、最初の10年は改修工事を行わない。
- 計画的予防保全を実施することにより修繕費を年3,000円/㎡を年500円/㎡に抑えることとする。

<改修・更新単価設定>

単位: 万円/㎡

大分類	建替え	大規模改修 (目標耐用年数80年の場合)	大規模改修 (目標耐用年数60年の場合)	中規模修繕
市民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設 産業系施設	40	20	12	10
スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 その他施設	36	18	10.8	9
学校教育系施設 子育て支援施設	33	16.5	9.9	8.25
市営住宅	28	14	8.4	7

出典：自治総合センターの更新費用試算ソフトの建物の用途別単価より設定



今後の投資的経費11億円とした場合10.9万㎡(44%)しか維持できない。(13.8万㎡縮減)



- 実行可能な総量縮減目標の設定
- 投資的経費の確保

③の試算条件により、今後40年間の年更新費用を試算した結果、24.8億円/年となります。これは①の試算結果37.1億円/年から33.2%の縮減となるものの、結果として2.3倍の乖離があります。

(4) 縮減により発生する費用を建替え・改修費用に充当する考え方

公共施設の延床面積が縮減されることにより

- ①施設の維持管理費等の施設にかかるコスト
- ②事業運営にかかるコスト

を縮減することができると思います。

そこで縮減できたコストを建替えや改修費用へ充当できると想定した場合の試算は、以下の通りです。

【シミュレーション上の条件設定】

1. 公共施設の建替えや改修に かかる費用 24.8 億円/年 (試算③の費用)
2. 公共施設の建替えや改修に 使える費用 11.0 億円/年 (公共施設にあてられる投資的経費)
3. 施設の縮減により発生する費用
 - A 施設維持管理コストは、施設がなくなればかからないため、100%縮減と想定する。
 - B 事業運営コストは、複合化・集約化されてもサービスが残るため、30%縮減と想定する。

AとBの条件により、次頁の値で試算した結果、面積1%に対して縮減できる想定コストは、0.252億円と想定されます。

<トータルコストの内訳>

トータルコストを「施設維持管理費」と「事業運営費」で捉えます。それぞれの費用の内訳は以下の通りです。

施設維持管理費（施設にかかるコスト）	事業運営費（事業運営にかかるコスト）
<ul style="list-style-type: none"> ・各所修繕費 ・光熱水費 ・建物管理委託費 ・土地・建物賃借料 ・土地・建物以外の賃借料 ・車両・備品購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員人件費（管理・運営） ・嘱託職員人件費 ・臨時職員人件費 ・事業運営委託料 ・負担金補助・交付金 ・その他物件費

トータルコスト状況（2009年度） 公共施設マネジメント白書（2011）より

（千円）

施設類型	施設維持管理費	事業運営費	合計
窓口機能	9,694	435,653	445,347
公民館・ゆうあいプラザ	40,977	118,832	159,809
図書館・図書室	38,954	209,037	247,991
学校教育施設（※）	897,206		897,206
給食	60,893	780,372	841,265
保育所	54,578	1,153,296	1,207,874
幼稚園	607	46,916	47,523
地域子育て支援センター	1,774	35,583	37,357
市民会館・福祉会館	8,619	81,904	90,523
文化施設	10,002	38,713	48,715
教育施設	3,292	20,359	23,651
スポーツ施設	66,500	155,532	222,032
保健センター	9,484	489,174	498,658
福祉施設	250,000		250,000
合計	1,452,580	3,565,371	5,017,951

（※）学校教育施設は平成17年（2005）年度～平成21（2009）年度の平均の費用を計上

↓

施設が廃止・複合されることにより施設にかかるコストは**100%縮減**できると想定します。

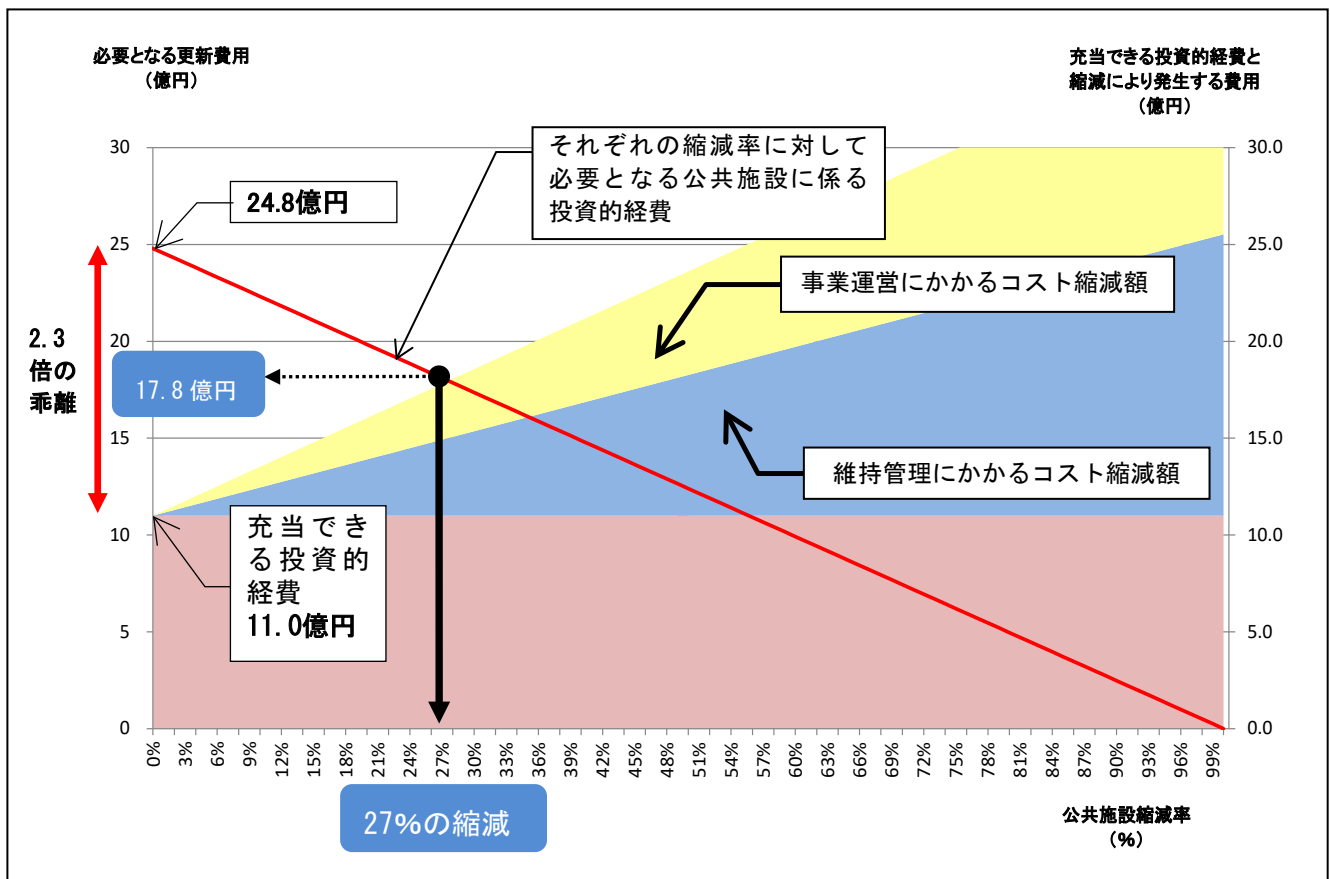
↓

このうち廃止・複合化により人件費などを除く**30%が縮減**できると想定します。

（千円）

面積1%に対して縮減できる想定コスト	14,526	10,696	25,222
--------------------	--------	--------	--------

（0.252億円）



縮減目標の設定の考え方

- 40年間の試算から見た縮減量の試算では、「③保全による基準の見直し」を実施した場合でも、年平均24.8億円の投資的経費が必要になります。
- 充当できる投資的経費の財政制約が11億円とすると、2.3倍の乖離が出ます。
- 施設の延床面積を縮減した分、施設の維持管理に要する費用が縮減できます（赤い右下がり線）。この縮減した分を財源として投資的経費にあてられるため投資的経費が増加します。
（青の部分で面積1%に対して縮減できる想定コスト14,526千円）
- さらに廃止・複合化により、事業運営費30%が縮減できると想定されるため、その経費（黄色い部分で面積1%に対して縮減できる想定コスト10,696千円）も投資的経費にあてることとします。
- 施設面積縮減による施設の維持管理に要する経費の縮減ライン分（赤い右下がり線）と、縮減により発生した投資的経費にあてられる費用の上昇ライン（青の斜線部分と黄色い部分の合計）が交差するところが試算から想定できる縮減目標値（27%）となります。
- 施設面積を27%縮減した場合に発生する投資的経費は以下の通りです。

$$(14,526 \text{ 千円}/\% + 10,696 \text{ 千円}/\%) \times 27\% = 680,994 \text{ 千円 (6.8 億円)}$$
11億円（公共施設にあてられる投資的経費）と6.8億円（27%縮減で発生する費用）を合わせた17.8億円が充当できる費用の総額となります。
- 実際にはこれ以外にも、施設や土地の賃貸・売却による財源確保や民間管理委託による運営費縮減などの可能性も検討する必要があります。

(5) 数値目標の設定

公共施設の更新費用の試算等の結果から、長寿命化や保全による基準の見直しを行っても、既存の施設を全て維持することはできないことから、当市の財政状況で更新等にかかる費用を賄えるまで施設量を縮減する必要があります。

- ・数値目標を設定するためにシミュレーションを行った結果、

公共施設の総量の縮減率として「27%」を数値目標として設定します。

- ・この数値は、平成27年度(2015)時点の保有面積を基準として今後40年間で最低限達成しなければならない数値であり、今後の人口減少や財政状況を見据えると、早急に目標達成に向けた努力をしていく必要があります。

インフラは、公共施設のように統合、複合化、多機能化等を行うことができないため、厳しい財政状況下で必要な機能を維持していくには、計画的な予防保全管理を行い施設の長寿命化を図ることで、中長期的なライフサイクルコストの縮減や費用負担の平準化を図っていきます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設

(1) 市民文化系施設

■市民会館・福祉会館

①施設概要

市民会館と福祉会館は同一敷地内に隣接して配置されています。市民会館は、取手市の産業・経済・文化・教養の向上と市民の福祉増進をめざした施設で、1,100席の大ホールがありコンサート・演劇・映画などに利用されています。市民会館の大ホールは他の地域公民館に対して規模も大きく、大きな催しものや専門的な機材・設備を必要とする活動に対応した市の中心的な施設となっています。

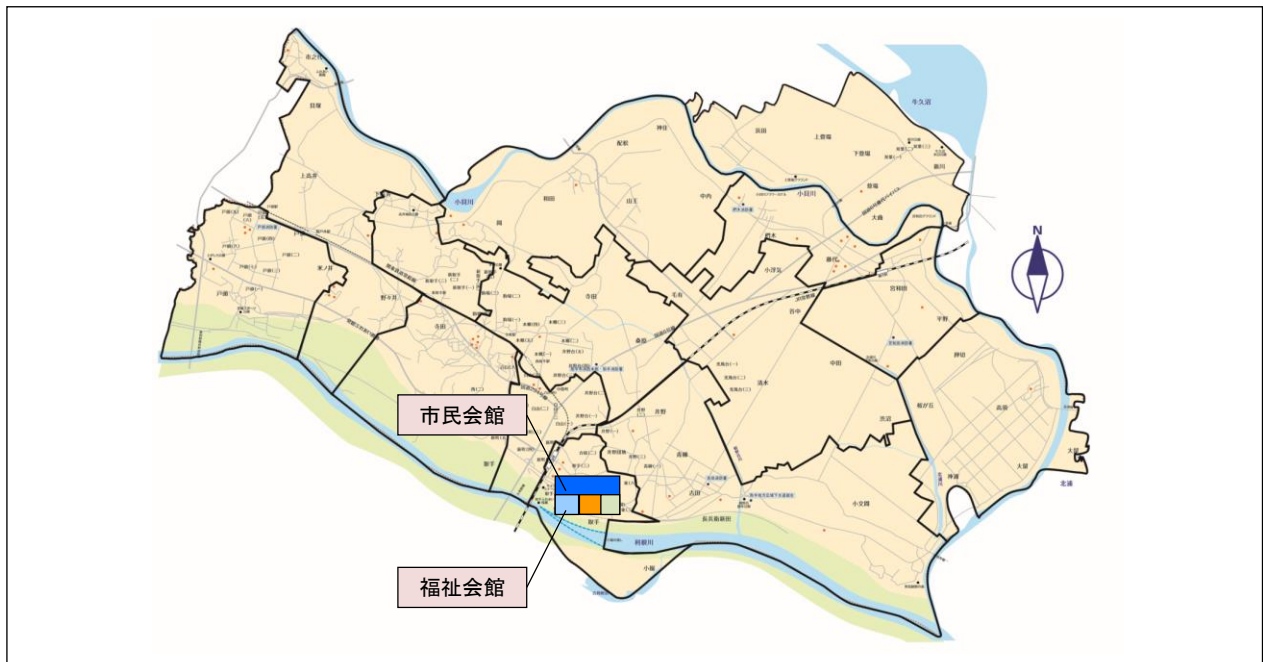
福祉会館は、市民の福祉の増進と生活の向上をめざした施設で、小ホール、レクリエーション室、講座室、会議室、和室などを有する文化・学習活動の場として利用されています。中央公民館及び取手支所と複合化しており、市民会館とともに、市民の総合的な文化・教育・学習等の社会活動の拠点としての場と、合わせて行政サービスの窓口機能を果たしています。

設置目的：市民の文化教養の向上と福祉の増進を図る。
業務内容 1. 講演会や演奏会などの開催（主催事業） 2. 団体や学校、自治会等への施設の貸出（貸館事業）

図表 5-1 施設一覧

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	ホール	集会施設	併設機能		備考
						公民館	窓口	
市民会館	東1-1-5	3,964	1972	●				
福祉会館		3,226	1970		●	●	●	中央公民館・取手支所と複合

図表 5-2 市民会館・福祉会館施設配置図



②現状と課題

<建物状況>

- ・市民会館は、耐震診断が済んでいますが、耐震補強工事は未実施で、築 44 年を経過しており、老朽化が進んでいると考えられます。
- ・福祉会館は、耐震補強工事は済んでいますが、築 46 年を経過しており、老朽化が進んでいると考えられます。

<利用状況>

- ・市民会館大ホールの稼働率は 45%です。
- ・福祉会館小ホールの稼働率は 56%です。施設全体の稼働率は 39%です。

<運営状況>

- ・市民会館・福祉会館は、指定管理者による運営になっています。

<課題>

- ・市民会館は、耐震補強工事で併せて老朽化対策工事が必要となっています。
- ・市民会館は、地区公民館に対しても規模が大きく、市民文化の中心として、市民ニーズに合致する魅力的な大きな催しものを開催することが求められています。
- ・福祉会館は、老朽化対策工事が必要となっています。
- ・福祉会館はより多目的な運用、魅力的な自主事業などにより、地区公民館よりも幅広く利用可能な点を有効に活用した事業展開の企画の実施が求められています。
- ・市民会館・福祉会館を今後も全市的な施設として維持していくためには、より効率的な管理が必要になります。

③改善の方向性

- ・市民会館は市のシンボリックな施設として、また福祉会館は稼働率の向上を目指した事業強化に努める施設として、魅力的な事業の実施による施設の利用促進、ならびに長寿命化に向けた保全への取組みを進めていきます。
- ・施設の老朽化対策工事時には、バリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していきます。
- ・共に大規模施設であるため改修コストを含めた総合的な検証と将来計画の検討をしていきます。

■公民館・ゆうあいプラザ

①施設概要

公民館は、地域住民の交流の場であり、地域の社会教育活動の拠点として、市内に 14 館（取手地区 7 館・藤代地区 7 館）あります。公民館を基点に、地域の人たちとのふれあいを深め、様々な地域活動を支援しています。また、地域のくらしと文化を高め、豊かな人間性を培う多様な学習機会を提供しています。公民館では、サークルやグループが活発な活動を展開しています。

公民館単独の施設は、14 館中 9 館であり、その他の施設は主に図書室と複合化しています。特に、中央公民館は、福社会館・取手支所との複合施設、戸頭公民館は、図書室・戸頭窓口・戸頭地域子育て支援センターとの複合施設となっています。

ゆうあいプラザは、働く婦人の家・勤労青少年ホームからなり、働く女性や家庭の主婦、勤労青少年の余暇を利用して職業生活と家庭生活の調和を図るための、一般教養講座、講習会などを開いています。人と出会い、集う、憩いの場として、勤労者の福祉の増進を図るための総合的な施設です。

ゆうあいプラザは、図書室との複合施設となっており、白山公民館と同一敷地内に設置されています。

<公民館>：公民館

設置目的：市民の主体的な生涯学習を推進し、市民の学習意欲に対応するため、地域の社会教育の拠点施設として設置する。

- 業務内容
1. 各種講座の開催、高齢者学級・婦人学級の開催（主催事業）
 2. サークル活動・会議・研修等を利用目的とした団体への施設の貸出（貸館事業）

<ゆうあいプラザ>：産業振興課

設置目的：余暇を利用し、職業生活と家庭生活の調和を図り、勤労者の福祉の増進を図るための総合的な施設として設置する。

- 業務内容
1. 一般教養講座、講習会等の開催（主催事業）
 2. 施設の貸出（貸館事業）

図表 5-3 公民館施設一覧

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	公民館	併設機能				図書館蔵書		備考
					図書室	窓口	子育て 支援	その他	貸出 予約	返却	
1 小文間公民館	小文間4240	639	1975	●	●				■	■	
2 永山公民館	下高井2256	818	1976	●	●				■	■	
3 寺原公民館	本郷1-32-1	992	1977	●	●				■	■	
4 井野公民館	井野2-17-17	1,065	1983	●					■	■	
5 戸頭公民館	戸頭6-30-1	1,650	1983	●	●	●	●		■	■	戸頭窓口・戸頭地域子育て支援センターと複合
6 白山公民館	白山5-1-5	968	1986	●							ゆうあいプラザと同一敷地
7 中央公民館	東1-1-5	(997)	1972	●		●		●			福祉会館・取手支所と複合
8 藤代公民館	藤代491	1,793	1980	●							
9 高須公民館	高須2157	302	1979	●						■	
10 久賀公民館	萱場891-2	355	1983	●	▲					■	
11 相馬南公民館	平野302	445	1985	●	▲				■	■	
12 相馬公民館	桐木2423	458	1987	●						■	
13 六郷公民館	清水甲400-1	359	1981	●	▲				■	■	
14 山王公民館	山王389	407	1984	●					■	■	

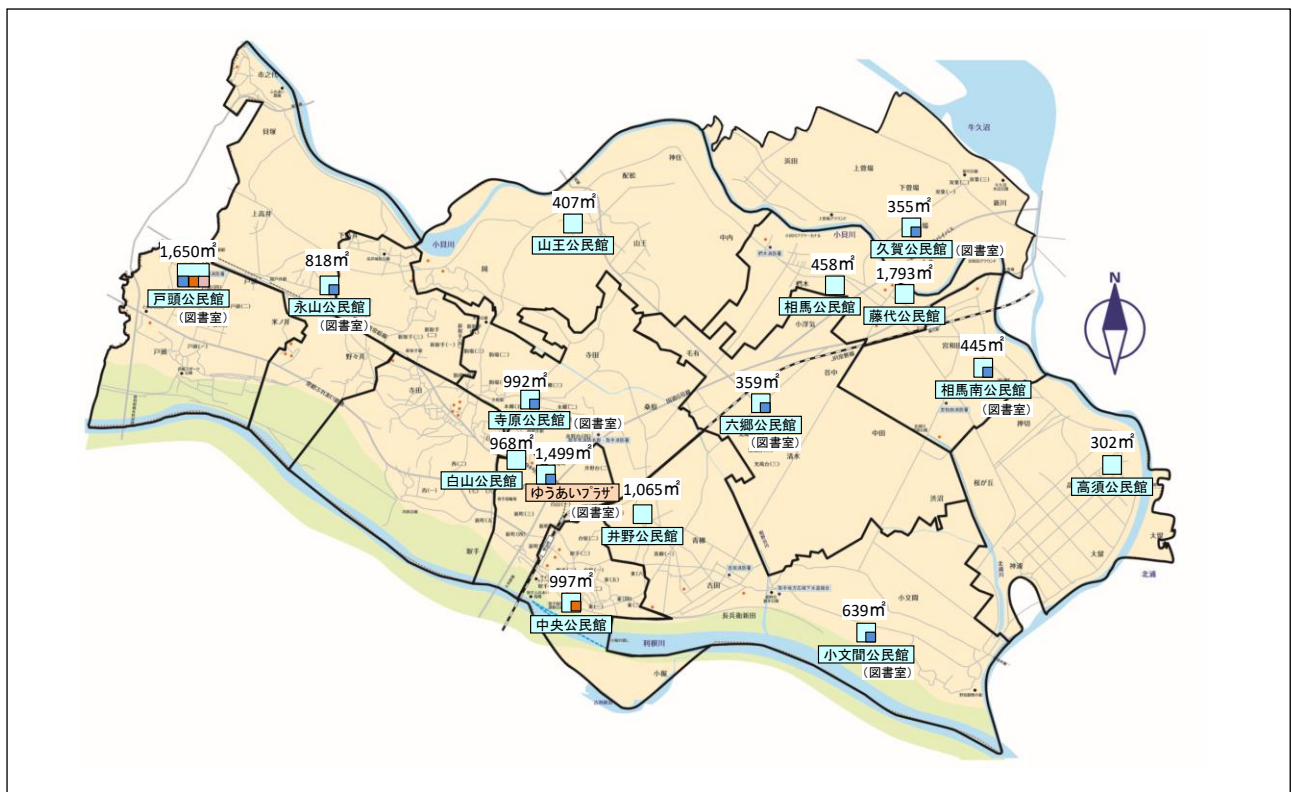
施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	公民館	併設機能				図書館蔵書		備考
					図書室	窓口	子育て 支援	その他	貸出 予約	返却	
1 ゆうあいプラザ	白山5-1-1	1,499	1981	●	●				■	■	白山公民館と同一敷地

※図書室は、公民館が管理をしています。

※図書室の表記：●図書館管理の蔵書，▲公民館管理の蔵書

※延床面積の（ ）は、複合の施設で、うち数となるため付け加えています。

図表 5-4 公民館・ゆうあいプラザ配置図



②現状と課題

<建物状況>

- 取手地区の公民館は概ね中学校区単位で配置されている一方で、藤代地区の公民館は小学校区単位に配置されています。
- 取手地区の5施設は図書室と複合化しており、中でも戸頭公民館は行政窓口の機能を保有しています。また子育て支援センターも併設しています。
- 同一敷地内にある白山公民館とゆうあいプラザには、それぞれ会議室などの類似機能を有しています。
- 永山・寺原・小文間・藤代の4施設は耐震診断が済んでいますが、耐震補強工事は未実施で、築30年以上を経過しているため、老朽化が進んでいると考えられます。
- 高須公民館は耐震診断が未実施となっています。

<利用状況>

- 最も高い井野公民館の稼働率は約47%（昼間59%、夜間21%）、最も低い高須公民館の稼働率は約12%（昼間17%、夜間0%）と、施設によって利用状況が大きく異なります。
- 取手地区の公民館はホールや講座室を備え、利用者数は多く稼働率も高くなっています。
- 藤代地区の公民館は、藤代公民館以外は稼働率が20%前後と低くなっています。

<運営状況>

- 各公民館施設の事業運営にかかるコストのうち、人件費が平均で45%程度を占めています。
- ゆうあいプラザの事業運営にかかるコストのうち、人件費が32%を占めています。

<課題>

- 耐震補強工事の対応が未実施の施設は、実施する必要があります。
- 築30年以上を経過している施設が12施設あり、老朽化対策工事が必要と考えられます。
- 取手地区では運営経費の削減、藤代地区では稼働率の向上が求められています。
- 藤代公民館においては規模の大きさを生かし、他の利用効率の低い施設との集約や多目的な活用が求められています。
- 同一敷地内にある白山公民館とゆうあいプラザは、会議室などの機能が重複しており、効率的な運用や施設の更なる有効活用の検討が求められています。

③改善の方向性

- 耐震補強工事と併せて、老朽化対策工事が必要な施設が多くあることから、今後の利用状況を踏まえ再配置を検討します。また、施設の更新や老朽化対策工事はバリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していきます。
- 地区公民館は、地域の重要な拠点となる施設であることから、公民館のあり方も含め、地域に等しく配置する考え方や、施設の機能や性質、施設間距離及び交通利便性を考慮し、サービスの向上と稼働率の向上、管理・運営面での外部委託や指定管理者制度導入を検討していきます。
- 利用状況を踏まえ、重複する機能を有する施設の集約化や複合化により、必要な機能の検討と運営面の検討を行います。

(2) 社会教育系施設

■図書館

①施設概要

図書館は、取手図書館・ふじしろ図書館の2施設を保有・運営するとともに、戸頭公民館図書室にも職員を配置しています。その他に公民館7施設・ゆうあいプラザ・取手駅前窓口9施設にて蔵書の貸出し及び返却、公民館3施設・取手市役所総合案内の4施設に蔵書の返却の業務支援を依頼しています。

また、パスワードを登録すれば自宅のインターネットや携帯電話からの資料の検索と予約が可能となっています。

図書館は、生涯学習の中核施設として、子どもからお年寄り、障がいのある人など地域住民のすべてが利用できる環境を目指しています。

主な事業として、ボランティアとの協働で子ども読書活動推進に努めており、赤ちゃんと本との出会いの場をつくるブックスタート事業、児童サービスとして学校図書室に対する専門的支援や連携を強化しています。

設置目的：図書、記録その他必要な資料を収集し、整理・保存して一般公衆の利用に供し、その教養・調査・研究・レクリエーション等に資する。

業務内容 1. 郷土資料、行政資料、図書等の図書館資料の収集・貸出
 2. レファレンス業務（図書館資料について十分な知識を持ち、相談に応じること）
 3. 読者活動の推進（読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の企画・開催）
 4. 学校、公民館等との緊密な連絡・協力

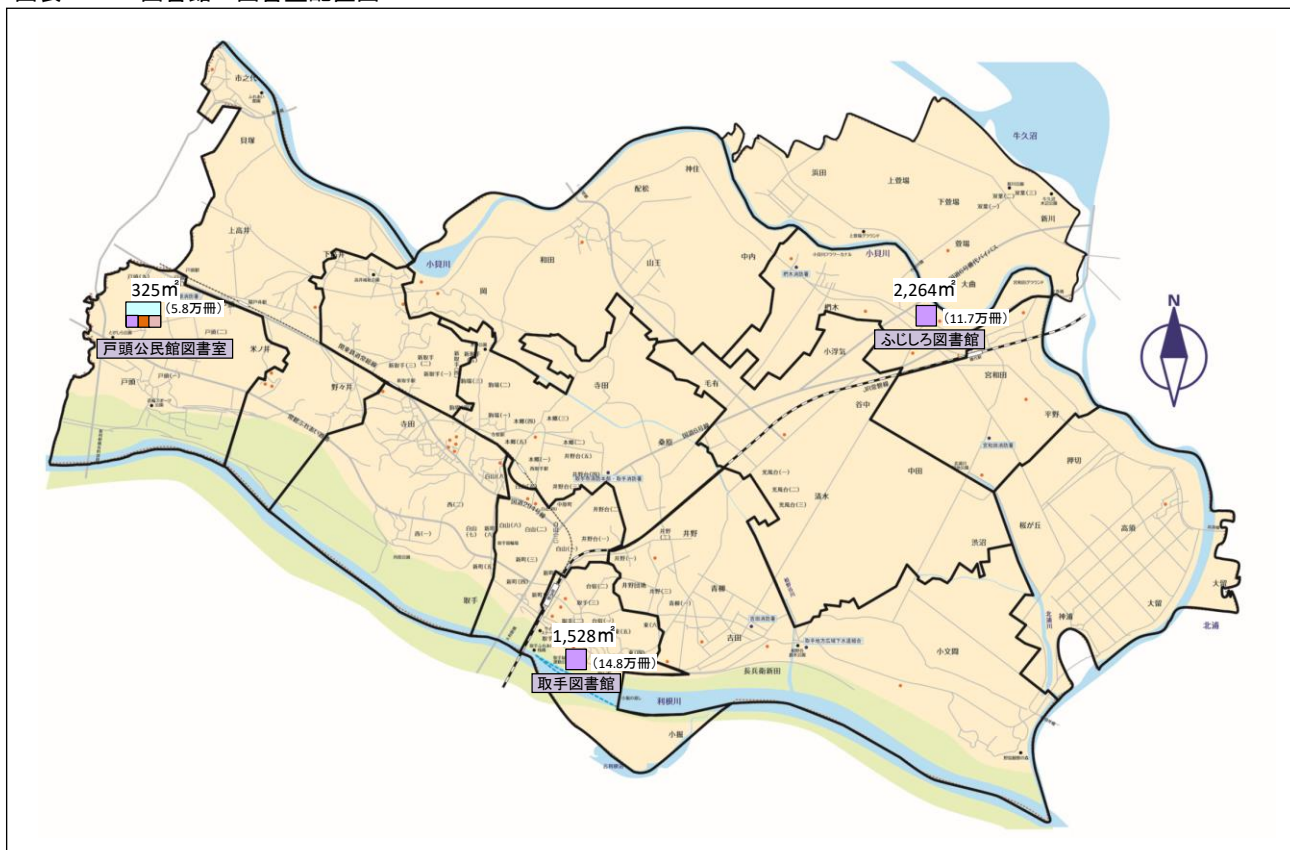
図表 5-5 図書館・図書室施設一覧

種別	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	蔵書	併設機能		
						公民館	窓口	子育て 支援
図書館	1 取手図書館	取手1-12-16	1,528	1978 (1983増築)	●	—	—	—
	2 ふじしろ図書館	藤代415	2,264	2002	●	—	—	—
図書室	3 戸頭公民館図書室	戸頭6-30-1	(325)	1983	●	●	●	●

※小文間公民館、永山公民館、寺原公民館、ゆうあいプラザの4つの図書室の蔵書は、書館が管理しています。

※延床面積の（ ）は、複合の施設で、うち数となるため付け加えています。

図表 5-6 図書館・図書室配置図



②現状と課題

<建物状況>

- 取手図書館は、築 37 年を経過し、老朽化が進んでいると考えられます。
- ふじしろ図書館は、築 14 年を経過しています。
- 戸頭公民館図書室は戸頭公民館と戸頭窓口との複合施設となっています。

<利用状況>

- 取手図書館、ふじしろ図書館では、高齢者や滞在型の利用が増えてきており、学習利用等のニーズへの対応が求められています。
- 取手図書館、ふじしろ図書館、戸頭公民館図書室は、我孫子市との相互利用施設になっています。

<運営状況>

- 取手図書館、ふじしろ図書館、戸頭公民館図書室の 3 施設の事業にかかるコストとしては、図書館サービスの提供が主な業務であるため、人件費が大半を占めています。
- 図書館と学校図書室を結ぶネットワークを平成 29 年度（2017）に導入を検討しています。
- 図書館・図書室及び貸し出しを受け付けている公民館・学校図書室への配送業務を平成 26 年度（2014）から外部委託しています。

<課題>

- 取手図書館・戸頭公民館図書室は、築30年以上を超える建物で、老朽化対策工事が必要と考えられます。
- 図書館全体として、書架が不足しているため、新しい書架スペースの確保と同時に、取手図書館は、バリアフリー化が必要となります。
- 図書館・図書室は、市民の利用が最も多い施設として、ニーズに対応できるサービスを提供していくことが求められています。
- 図書館と学校図書室を結ぶネットワークを導入し、蔵書の効果的な活用が求められています。
- 取手図書館とふじしろ図書館の蔵書、規模、利用形態、運営形態などの再検討が必要となっています。

③改善の方向性

- 取手図書館は、老朽化対策工事と併せて、バリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していきます。
- 図書館全体として、書架スペースの確保を検討していきます。
- 市民に親しまれる施設として、より一層の利用促進に努めるとともに、施設の有効活用を図るため、近隣市との相互利用の促進や、広域的な連携についても検討していきます。
- 図書館と学校図書室とのネットワーク化により、各施設で保有している蔵書の有効活用を図ります。
- 取手図書館とふじしろ図書館は、外部委託や指定管理者制度導入を含め、今後のあり方を検討していきます。

■文化・教育施設

①施設概要

本市には、文化施設として8施設あり、広域対応の教育施設として2施設があります。

<埋蔵文化財センター>

埋蔵文化財センターは、市内で出土した文化財や郷土資料を収集・整理・保存し、調査研究を加え、その成果を公開し教育普及を行う施設です。整理室・収蔵庫・展示室・講座室が設けられています。

設置目的	発掘された埋蔵文化財や収集した郷土資料を保存・整理・管理して、調査研究を行う。その成果を報告書の刊行、企画展・講演会・講座の開催などを通して広く公開し、市民に文化財や郷土史の学習の場を提供する。
------	---

業務内容	1. 埋蔵文化財や郷土資料の収集・整理・保存・調査研究 2. 調査研究の成果を、報告書の刊行や企画展・講演会の開催を通して公開 3. 文化財の保護・活用と文化財愛護の精神の普及
------	--

<とりでアートギャラリー きらり>

とりでアートギャラリー きらりは、約 340 m²の展示スペースをもった芸術作品等の有料展示場で、個人・団体が利用でき、営利目的の展示や作品の販売も可能です。

設置目的	芸術文化作品の発表や文化交流の場の提供・創造的な芸術文化活動の向上。
------	------------------------------------

業務内容	1. 芸術文化作品展示スペースの貸し出し 2. 市や教育委員会などの主催事業の場の提供
------	--

<民俗資料収蔵庫>

市民から寄贈された貴重な民具や農具を収蔵し、学校での授業や郷土史の学習に活用します。

設置目的	民具や農具を収蔵し、学校教育や生涯学習で利用する。
------	---------------------------

<旧取手宿本陣染野家住宅>

江戸時代、大名などが休憩・宿泊に利用した本陣の建物を保存し、公開しています。歴史講演会などイベント開催の会場としても利用しています。

設置目的	江戸時代に建てられた本陣の建物を保存し、公開する。
------	---------------------------

<青少年センター>

青少年センターは、特別青少年相談員 2 名を配置し、非行、いじめなど社会における青少年問題などに関する相談を受け付けています。また市内各地域から委嘱した青少年相談員が中心となり、駅周辺・大型店・ゲームセンター及び危険箇所などの巡回や夏休み期間の夜間街頭指導も行っています。

設置目的	青少年の健全育成を図り、非行化を防止する。
------	-----------------------

業務内容	1. 街頭指導の実施 2. 青少年自身や保護者からの相談の受付
------	------------------------------------

<教育相談センター>

教育相談センターは、小中学校に通う児童・生徒及びその保護者・教職員を対象とした不登校、いじめ、問題行動などの教育上の問題に関する相談を受け付けています。また、不登校児童・生

徒への適応指導も行っています。

設置目的	いじめや不登校などの教育の問題の解決を図る。また、社会性や協調性を養い、自立心を培うことで社会生活への適応を支援する。
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 適応指導教室における学校、家庭生活に関する相談・指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> 保護者、児童生徒への個別面談及びカウンセリング 小集団での生活習慣の育成 学習支援や自然体験を含む学習 不登校児童生徒の家庭への啓発や支援 学校及び関係諸機関との連携 教育相談に関する調査、研究及び研究成果の普及 教育関係職員の教育相談に関する研修

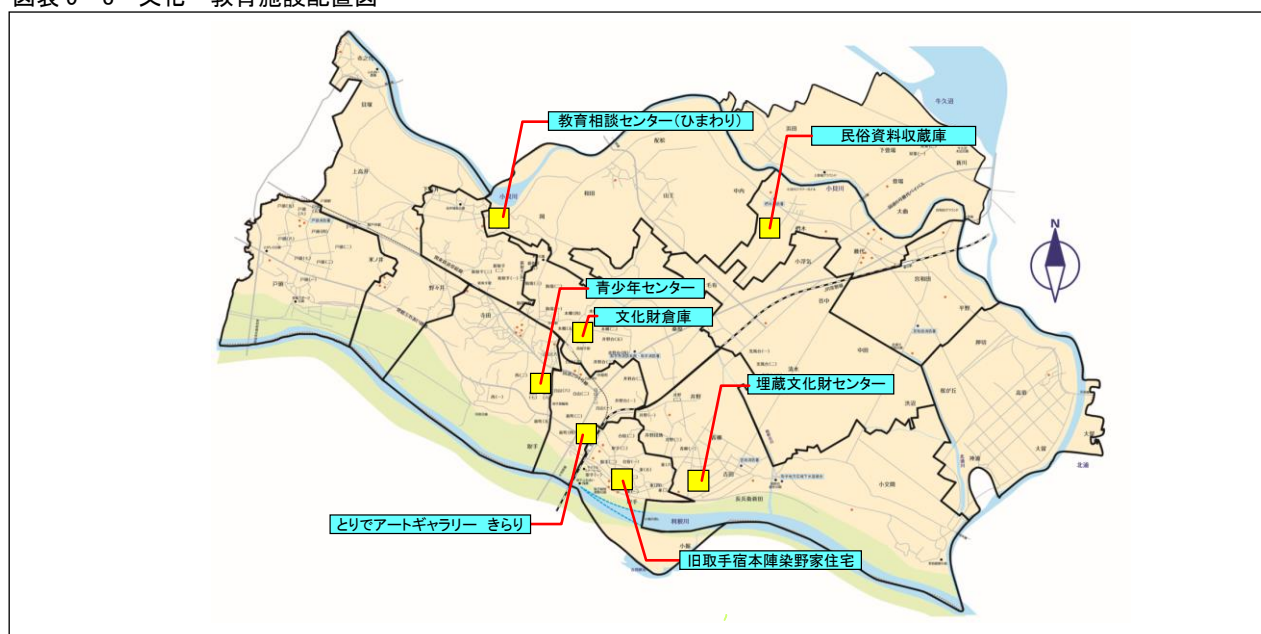
図表 5-7 文化・教育施設一覧

施設名称		所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	備考
文化施設	1 埋蔵文化財センター	吉田383	862	1999	
	2 とりでアートギャラリー きらり	新町2-1-31	(537)	1972	賃借(民間ビル2階)
	3 民俗資料収蔵庫	柗木1343	724	1978	
	4 文化財倉庫	本郷1-32-1	59	1986	寺原公民館と同一敷地
	5 旧取手宿本陣染野家住宅 主屋	取手2-16-41	339	1795	
	6 旧取手宿本陣染野家住宅 土蔵	取手2-16-41	62	1795	
	7 旧取手宿本陣染野家住宅 表門	取手2-16-41	4	1805	
	8 旧取手宿本陣染野家住宅 防災機械室・トイレ	取手2-16-41	33	1995	
教育施設	9 青少年センター	西2-35-3	(96)	1982	取手市役所分庁舎・こども発達センターと複合
	10 教育相談センター(ひまわり)	岡1088-1	(281)	1980	賃借

※延床面積の()は、複合・賃借の施設で、うち数となるため付け加えています。

※旧取手宿本陣染野家住宅は、防災機械室・トイレを除き、歴史的文化財であるため、改修・建替えの試算の対象外とします。

図表 5-8 文化・教育施設配置図



②現状と課題

<建物状況>

- 文化施設は JR 取手駅を中心に、取手地域に配置されています。
- 県指定文化財で、築 200 年以上を経過した旧取手宿本陣染野家住宅（主屋、土蔵、表門）を保有しています。

<利用状況>

- 埋蔵文化財センターでは企画展やイベント開催の際には、多くの利用があり、賑わいが見られます。
- 旧取手宿本陣染野家住宅は、歴史的文化財としての保存と公開をしています。
- 教育相談センターは、教育上の問題に対する相談を行っており、いじめや不登校についての児童・生徒及び、その保護者・教職員の相談機関として活用されています。

<運営状況>

- 文化施設は市の運営ですが、とりでアートギャラリー きらりはシルバー人材センターへの委託となっています。
- とりでアートギャラリー きらり及び教育相談センターは賃借施設です。
- 教育施設の両施設とも市の運営で相談事業を行っており、非常勤の特別職員が従事しています。

<課題>

- 埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財や郷土資料を収集・整理・保存し、調査研究、公開、教育普及を行う市内唯一の施設であり、今後ともこの機能を維持していく必要があります。
- 県指定文化財の旧取手宿本陣染野家住宅は、文化財的な価値を維持するための関連する法令に則り、安全を確保しつつ維持管理を継続していく必要があります。
- とりでアートギャラリー きらりは、取手駅北土地区画整理事業により、移転等の検討が必要です。
- 教育相談センターは賃借の施設であるため、将来的には公共施設への移転を検討する必要があります。

③改善の方向性

- 埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財や郷土資料の収集・保存・整理・調査研究・展示・教育普及を行う唯一の施設として、社会的な必要性を踏まえ、今後も適切な維持管理を実施していきます。
- 埋蔵文化財センターは、地域の歴史や文化を学習する場として一層活用できるよう、学校教育との連携をさらに強化していきます。
- とりでアートギャラリー きらりは、より利用を促進するためにも、他の施設への移転等を検討していきます。
- 教育相談センターは、公共施設への移転等を検討していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①施設概要

市民のスポーツ活動の拠点として、総合体育館が2施設あり、また単独施設の体育館が2施設あります。総合体育館のうち取手グリーンスポーツセンターには、体育室のほかに武道場や弓道場、室内プール、トレーニングルーム、アスレチック広場などを備えています。また藤代スポーツセンターは、野球場や陸上トラック、テニスコート、ピクニック広場などを備え、それぞれ個人や団体で利用できます。

市内には上記のほかに、武道場、野球場やサッカー場、テニスコートなどの屋外スポーツ施設8施設が設置されています。

設置目的	市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育の普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与する。
業務内容	1. スポーツ大会・スポーツ教室などの実施（主催事業） 2. 各種スポーツの場と設備の提供（貸館事業）

図表 5-9 スポーツ・レクリエーション系施設一覧

施設名称	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	種目区分	備考
1 取手グリーンスポーツセンター	52,403	12,340	1988	体育館	総合体育館(第1・第2体育室、武道場、弓道場、トレーニングルーム)、室内プール(公認50m)、遊水プール(夏季のみ)、アスレチック広場ほか
2 藤代スポーツセンター	108,696	3,484	1991	体育館	体育館・野球場(夜間照明付)、多目的グラウンド(400mトラック、砂場、フィールド)、テニスコート、ピクニック広場ほか
3 勤労青少年体育センター		767	1974	体育館	
4 高須体育館		687	1980	体育館	
5 藤代武道場	2,424	715	1982	武道場	
6 取手緑地運動公園	259,581			野球場	成年3面、少年4面、ソフトボール1面
				サッカー場	2面
				テニスコート	全天候4面、軟式2面、クレー5面
7 とがしら公園	52,698			野球場	1面
				テニスコート	全天候3面
8 向原公園	5,634			テニスコート	全天候2面、クレー1面
9 花輪スポーツ公園	6,981			テニスコート	全天候3面
10 光風台テニスコート	2,951			テニスコート	全天候2面
11 桜が丘近隣公園	19,453			テニスコート	全天候2面
12 久賀テニスコート	1,262			テニスコート	全天候2面(休止中)

施設名称	種目区分	利用種目									
		室内 スポーツ 全般	武道	弓道	プール	陸上	野球	ソフトボール	サッカー	テニス	ゲート ボール
1 取手グリーンスポーツセンター	体育館	●	●	●	●						
2 藤代スポーツセンター	体育館	●				●	●		●	●	●
3 勤労青少年体育センター	体育館	●									
4 高須体育館	体育館	●									
5 藤代武道場	武道場		●	●							
6 取手緑地運動公園	野球場					●	●				
	サッカー場							●			
	テニスコート								●		
7 とがしら公園	野球場					●					
	テニスコート								●		
8 向原公園	テニスコート								●		
9 花輪スポーツ公園	テニスコート								●		
10 光風台テニスコート	テニスコート								●		
11 桜が丘近隣公園	テニスコート								●		
12 久賀テニスコート	テニスコート								●	●	

図表 5-10 スポーツ・レクリエーション系施設配置図



②現状と課題

<建物状況>

- 勤労青少年体育センターは、耐震診断は済んでいますが、耐震補強工事は未実施で、築 42 年を経過しており、老朽化が進んでいると考えられます。
- 藤代武道場は、築 34 年を経過しており、老朽化が進んでいると考えられます。
- 高須体育館は耐震診断が未実施となっています。

<利用状況>

- 総合体育館である取手グリーンスポーツセンターの利用者は約 32 万人と増加しており、藤代スポーツセンターは、約 7 万人で利用者が近年横ばいで推移しています。
- 取手グリーンスポーツセンターでは、室内用プールとトレーニング室の利用者数が増加しています。
- 勤労青少年体育センターは、1 週間単位で利用を受付けています。体育館機能のほか、選挙事務、確定申告受付など、市の業務にも使用しています。
- 総合体育館である取手グリーンスポーツセンターと藤代スポーツセンターの 2 施設と屋外施設の 6 施設は、我孫子市との相互利用施設になっています。

<運営状況>

- 取手グリーンスポーツセンターは指定管理者の運営になっています。他 4 つの屋内施設とすべての屋外施設は、市の運営となっています。

<課題>

- スポーツ施設は、健康増進の目的で、幅広い年齢層が利用する施設であり、他の自治体との相互利用を促進する方策と併せて、民間の運営ノウハウの活用を検討することが課題となっています。
- 取手グリーンスポーツセンターは、今後建物やプール機械設備の改修、維持管理費の増大が考えられます。
- 藤代スポーツセンターの体育館は、築23年を経過しているため、今後屋根の改修等を含め老朽化対策工事が必要となっています。
- 勤労青少年体育センターは、耐震補強工事と併せて老朽化対策工事が必要となっているほか、現在無償にて貸し出しを実施しているため、受益者負担のあり方を検討する必要があります。
- 高須体育館は耐震診断を実施する必要があります。
- 藤代武道場は、築34年を経過しているため、老朽化対策工事が必要となっています。
- 久賀テニスコートは老朽化のため、利用を休止しています。

③改善の方向性

- スポーツ・レクリエーション系施設では、利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況を勘案し、老朽化への対応が求められる施設については、施設の集約・廃止等も視野に入れた検討をしていきます。併せてスポーツ施設は運営を民間に委託するなど、稼働率の向上と市民サービスの充実を推進していきます。
- 施設の更新や老朽化対策工事時にはバリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していきます。
- 取手グリーンスポーツセンターは、大規模施設であるため、改修コストを含めた総合的な検証と保全計画を検討していきます。また、総合体育館の特性を生かした更なる利用促進を検討していきます。
- 藤代スポーツセンターは、老朽化対策工事と併せて、今後の利用促進に努めるとともに、施設の効率的な活用を検討していきます。
- 勤労青少年体育センターは、耐震補強工事と老朽化対策工事の実施と併せて、今後の活用方針も含め、利用料金の徴収を検討していきます。
- 高須体育館は安全性確保のため、耐震診断を実施していきます。
- 藤代武道場は利用率が横ばいで推移しており、老朽化対策工事と併せて、今後の利用促進に努めるとともに、施設の効率的な活用を検討していきます。
- 久賀テニスコートは廃止します。

(4) 学校教育系施設

①施設概要

○学校施設一覧

平成27年度(2015)現在で、小学校15校、中学校6校、閉校小学校3校・中学校1校の合計25校を保有しています。小学校は3,345㎡～7,786㎡、中学校は5,839㎡～8,969㎡となっています。

市立学校の児童生徒数(平成27年5月1日現在)は、合計7,172人、学級数は290学級で、そのうち、小学校の児童数は4,867人、学級数は207学級、中学校の生徒数は2,305人、学級数は83学級となっています。

図表5-11 施設一覧

平成27年5月1日現在

施設名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築 年度 (年度)	児童 生徒数 (人)	学級数 (学級)	内 特 別 支 援 学 級	学校開放状況			
								校庭	体育館	武道場	
1 取手小学校	東5-3-1	20,933	7,786	2002	437	20	5	○	○		
2 白山小学校	白山2-3-18	13,202	5,244	1958	374	14	2	○	○		
3 取手東小学校	吉田400	22,614	5,859	1977	539	21	4	○	○		
4 寺原小学校	井野台5-14-1	19,599	4,811	1971	448	16	3	○	○		
5 永山小学校	下高井2340	21,925	7,007	2011	433	17	3	○	○		
6 白山西小学校	白山8-11-6	28,660	5,809	1973	94	7	1	○	○		
7 戸頭小学校	戸頭3-21-1	23,500	6,331	1978	534	21	3	○	○		
8 稲小学校	稲70	31,472	6,277	1982	244	11	1	○	○		
9 高井小学校	ゆめみ野3-22-1	23,151	5,206	1982	185	6	0	○	○		
10 山王小学校	山王380	11,874	3,345	1972	72	6	0	○	○		
11 六郷小学校	清水373-1	15,654	4,516	1979	137	7	1	○	○		
12 藤代小学校	藤代53	18,916	5,350	1978	339	18	6	○	○		
13 宮和田小学校	藤代南3-11-1	22,202	6,473	1981	397	16	3	○	○		
14 久賀小学校	萱場60	27,029	5,431	1973	264	12	2	○	○		
15 桜が丘小学校	桜が丘2-17-1	29,640	5,973	1993	370	15	3	○	○		
旧 小 学 校	小文間小学校	小文間4359	9,915	1963	—	—	—	○	○		
	井野小学校	井野団地1-1	14,850	7,093	1969	—	—	—	○	○	
	戸頭西小学校	戸頭8-10-1	23,286	7,126	1975	—	—	—	○	○	
1 取手第一中学校	吉田470	28,481	7,997	1979	508	19	4	○	○	○	
2 取手第二中学校	寺田1547	29,475	8,969	1974	523	18	2	○	○	○	
3 永山中学校	下高井2311	37,719	5,839	1973	283	10	2	○	○	○	
4 戸頭中学校	戸頭7-1-1	32,000	8,009	1976	274	11	2	○	○	○	
5 藤代中学校	桐木1343	37,681	7,687	1977	303	11	2	○	○	○	
6 藤代南中学校	中田880	35,361	8,503	1982	414	14	2	○	○	○	
旧中 学校	取手第一中学校	井野3-15-1	22,156	8,364	1969	—	—	—	○	○	○

※建築年度は、「教室棟」で最も古い年度を採用

※児童生徒数、学級数には特別支援児童生徒数、学級数を含む

※平成28年(2016)4月に白山西小学校と稲小学校が統合し、稲小学校の位置に取手西小学校が開校しています。

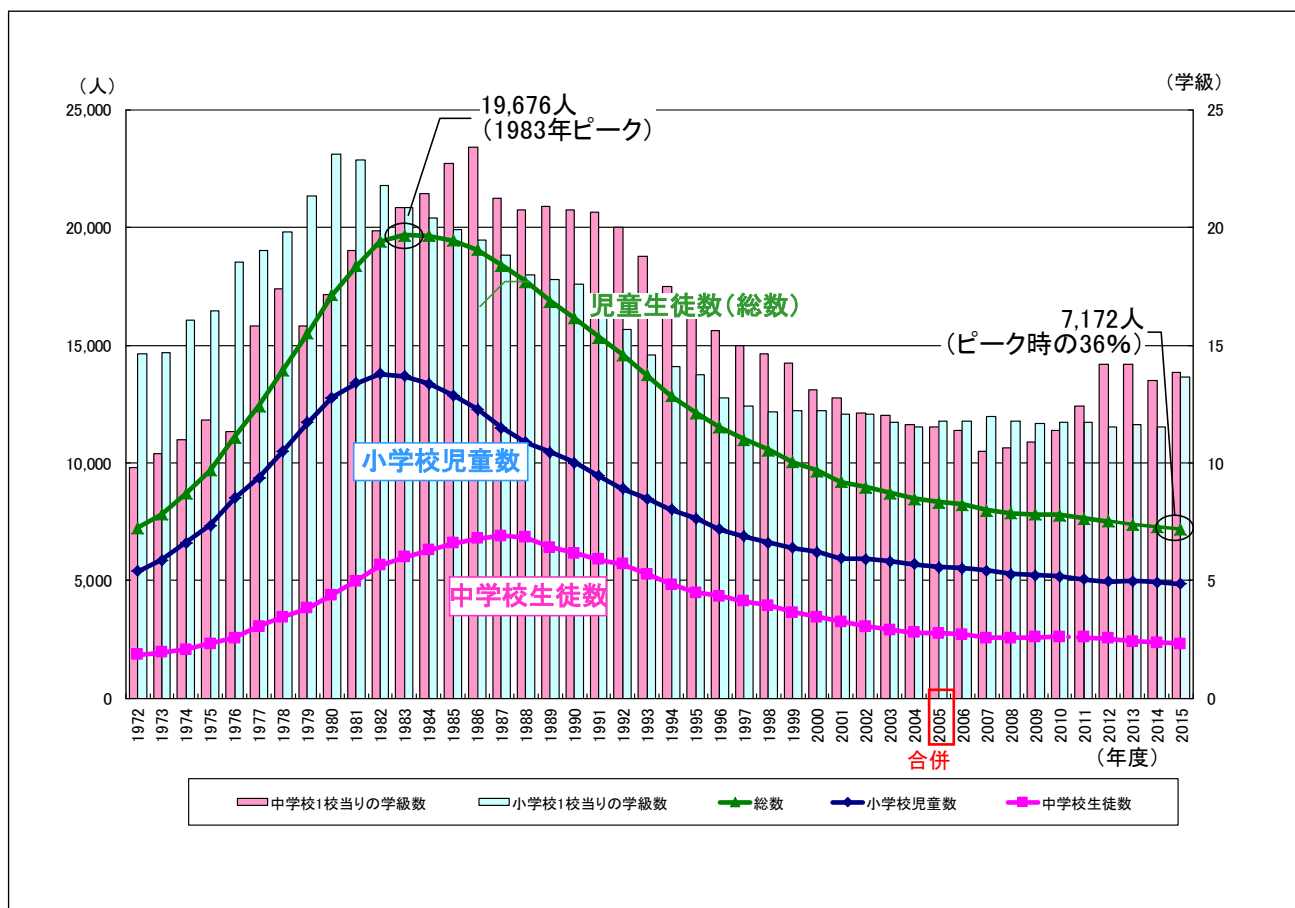
※旧小中学校の学校開放施設である体育館・武道場等の使用している建物以外は、対象施設から除外しています。

○児童生徒数及び学級数の状況

児童生徒数は、昭和58年度（1983）1万9,676人をピークに、平成27年度（2015）時点では7,172人で、ピーク時の36%となっています。小学校は昭和57年度（1982）の1万3,768人をピークに、平成27年度（2015）では4,867人でピーク時の35%、中学校は昭和62年度（1987）の6,895人をピークに、平成27年度（2015）では2,305人でピーク時の33%となっています。

特別支援学級を除いた1校当りの学級数では、小学校は児童数がピークの昭和57年度（1982）で22学級・1学年当り平均4学級、中学校は生徒数がピークの昭和62年度（1987）で21学級・1学年当り平均7学級でありました。その後統廃合が進みましたが、平成27年度（2015）では小学校1校当り11学級・1学年当り平均2学級、中学校1校当り12学級・1学年当り平均4学級となっており、小学校は1校当り11学級、中学校は1校当り9学級減少しています。

図表5-12 児童生徒数の推移



○学校給食の状況

学校給食は、安全でおいしい給食の提供を目指して、献立内容の充実と食育の場として栄養指導に力を入れており、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達を願い、食も重要な教育の一環と位置付けて、「食育」に取り組んでいます。

○単独校調理方式と学校給食センターによる共同調理場方式

市の学校給食は、各学校に設置した給食室による単独校調理方式と学校給食センターによる共同調理場調理方式の2つの方式で市立幼稚園、小中学校へ提供しています。

取手地区の小学校9校、中学校4校では、各学校の給食室で調理した給食を提供しています。

一方、藤代地区の小学校6校、中学校2校、幼稚園1園では、学校給食センターで調理した給食を提供しています。

図表 5-13 学校給食センター施設

施設名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
学校給食センター	宮和田1950	4,363	1,166	1983
学校給食センター車庫			67	1982

図表 5-14 給食提供人数・給食費等

平成 27 年 5 月 1 日現在

区分	学校	児童・ 生徒数 (人)	教職員数 (人)	合計 (人)	月額 (円)	1食の単価 (円)	実施計画 日数(日)
単独校方式	小学校	3,288	194	3,482	4,370	253	190
	中学校	1,588	112	1,700	4,880	281	191
	合計	4,876	306	5,182			
センター方式	幼稚園	44	5	49	4,170	年少 243	171
						年長 249	184
	小学校	1,579	109	1,688	4,240	245	190
	中学校	717	53	770	4,750	273	191
	合計	2,340	167	2,507			

出典：教育要覧とりで（平成 27 年度）

○学校施設以外への利用の状況

放課後子どもクラブは、「就労のため放課後に自宅に帰っても誰もいない」「地域で遊ぶ友達がいない」など、「児童クラブ」と「放課後の居場所づくり」を兼ね備えたもので、放課後や長期休業時にスポーツ、学習や体験活動を通じて、子どもの健全育成を図ることを目的とした事業です。

すべての小学校に「放課後子どもクラブ」が、複合もしくは隣接して設置されています。設置状況は以下の通りです。

稲小学校（現：取手西小学校）・旧戸頭西小学校には「げんきサロン」が複合して設置されています。

永山小学校には「放課後子どもクラブ」と「地域連携施設」が併設されています。

図表 5-15 放課後子どもクラブ設置の状況

平成 27 年 4 月末現在

小学校名	クラブ名	延床面積 (㎡)	登録児 童数 (人)	専用施設・ 余裕教室の別	専用施設 建築年度
取手小学校	杉の子クラブ	204	150	専用施設	平成19年度
白山小学校	こぼとクラブ	(152)	143	余裕教室	—
取手東小学校	にじいろクラブ	301	197	専用施設	平成26年度
寺原小学校	はやぶさクラブ	301	153	専用施設	平成26年度
永山小学校	ひよどりクラブ	(179)	135	地域学校連携 施設と複合	平成23年度
白山西小学校	ひまわりクラブ	(128)	40	余裕教室	—
戸頭小学校	たけのこクラブ	301	213	専用施設	平成26年度
稲小学校	山びこクラブ	(128)	102	余裕教室	—
高井小学校	わかばクラブ	(124)	59	余裕教室	—
山王小学校	ひまわりクラブ	(126)	39	余裕教室	—
六郷小学校	つくしんぼクラブ	(133)	65	余裕教室	—
藤代小学校	げんきクラブ	(208)	126	体育館と複合	平成19年度
宮和田小学校	ラッキークラブ	(128)	101	余裕教室	—
久賀小学校	とまとクラブ	(132)	64	余裕教室	—
桜が丘小学校	なかよしクラブ	100	86	専用施設	平成4年度

※延床面積の（ ）は、複合の施設で、うち数となるため付け加えています。

出典：スポーツ生涯学習課提供資料

②現状と課題

<建物状況>

- 学校施設の約半数の建物は、昭和 56 年（1981）以前の旧耐震基準に基づいて建築されていません。平成 28 年（2016）4月1日現在の耐震化率は 94.6%ですが、平成 29 年度には耐震補強工事が完了する予定です。
- 築 30 年以上を経過した学校が多いため、老朽化が進んでいると考えられます。
- 学校給食センターは築 33 年を経過しているため、老朽化が進んでいると考えられます。

<運営状況>

- 全ての小学校には、放課後子どもクラブが併設もしくは複合しています。
- 学校体育施設の校庭、体育館及び武道場を登録団体等に開放しています。
- 学校給食は、取手地区は各学校に設置した給食室での単独校調理方式、藤代地区では学校給食センターによる共同調理場調理方式の異なる方式で提供されています。

<統合状況>

- 「取手市立小中学校適正配置基本計画」に基づき統合が進み、小中学校の 10 校が閉校し4校が開校しました。
- 閉校後の学校跡地の利用方法は「取手市学校跡地等利活用方策検討委員会」で検討しています。

<課題>

- 今後の長期的な児童生徒数の推移を見ながら適正規模及び適正配置を検討する必要があります。
- 老朽化している施設に対する方針（更新、長寿命化）を検討する必要があります。
- 今後の学校の整備にあたっては補助金制度等を活用するとともに、学校の複合化を図っていき、教育環境の向上と地域ニーズに応じた機能の提供を図る必要があります。
- 学校跡地の利活用については、市民の意見を収集するなど、地域のニーズに対応した機能の導入を検討する必要があります。
- 学校給食の調理方式では、2つの調理方式が併存する中、今後の児童生徒数の推移を見据えながら、調理方式の検討が必要になります。

③改善の方向性

- 学校施設については、地域の防災拠点であり、今後も長期間の利用ができるよう定期的な点検と計画的保全による安全性の確保を図っていきます。
- 長期的な児童生徒数の推移や将来変化を注視しながら、文部科学省の公立小中学校の適正規模・適正配置の基準等を踏まえて、適時、学校規模の適正化と適正配置を検討していきます。
- 老朽化している施設に対する方針（更新、長寿命化）を検討し、併せてバリアフリー化や環境に配慮した設備の導入を検討していきます。
- 施設の更新時には、学校を拠点として、将来の地域ごとのまちづくりや市民ニーズと連動した施設の複合化を検討していきます。
- 施設の更新や長寿命化にあたっては、補助金制度等の活用を図るよう検討していきます。
- 学校跡地については、市民の意向を反映させながら、利活用を検討します。また、利用されない学校跡地については、売却等により公共施設の更新費用に充てていくものとします。
- 給食提供業務の安全性及び効率性を考慮し、施設の老朽化への対応と併せて、将来的に安全な給食の提供とコストに配慮した、給食施設・調理方式を検討していきます。

(5) 子育て支援施設

■地域子育て支援センター

①施設概要

地域子育て支援センターは、地域の親子を対象に、子育てについての情報交換の場の提供、遊びを通した子ども同士の交流の確保、子育てについての悩み事の相談などの業務を行っています。低年齢児を抱える母親層にとって、お母さん同士や職員との交流の中で、子育てに関する具体的な方法や精神面のいろいろな悩みの解消の場となっています。

白山・戸頭・東部・藤代の4か所に地域子育て支援センターがあります。白山地域子育て支援センターは保育所と複合しています。戸頭地域子育て支援センターは、戸頭公民館と複合し、保育所と隣接しています。東部地域子育て支援センターは単独施設ですが、保育所と隣接しています。藤代地域子育て支援センターは藤代庁舎と複合しており、保育所に近接しています。

設置目的：家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援することにより、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し、自立できる環境の形成に資することを目的としています。

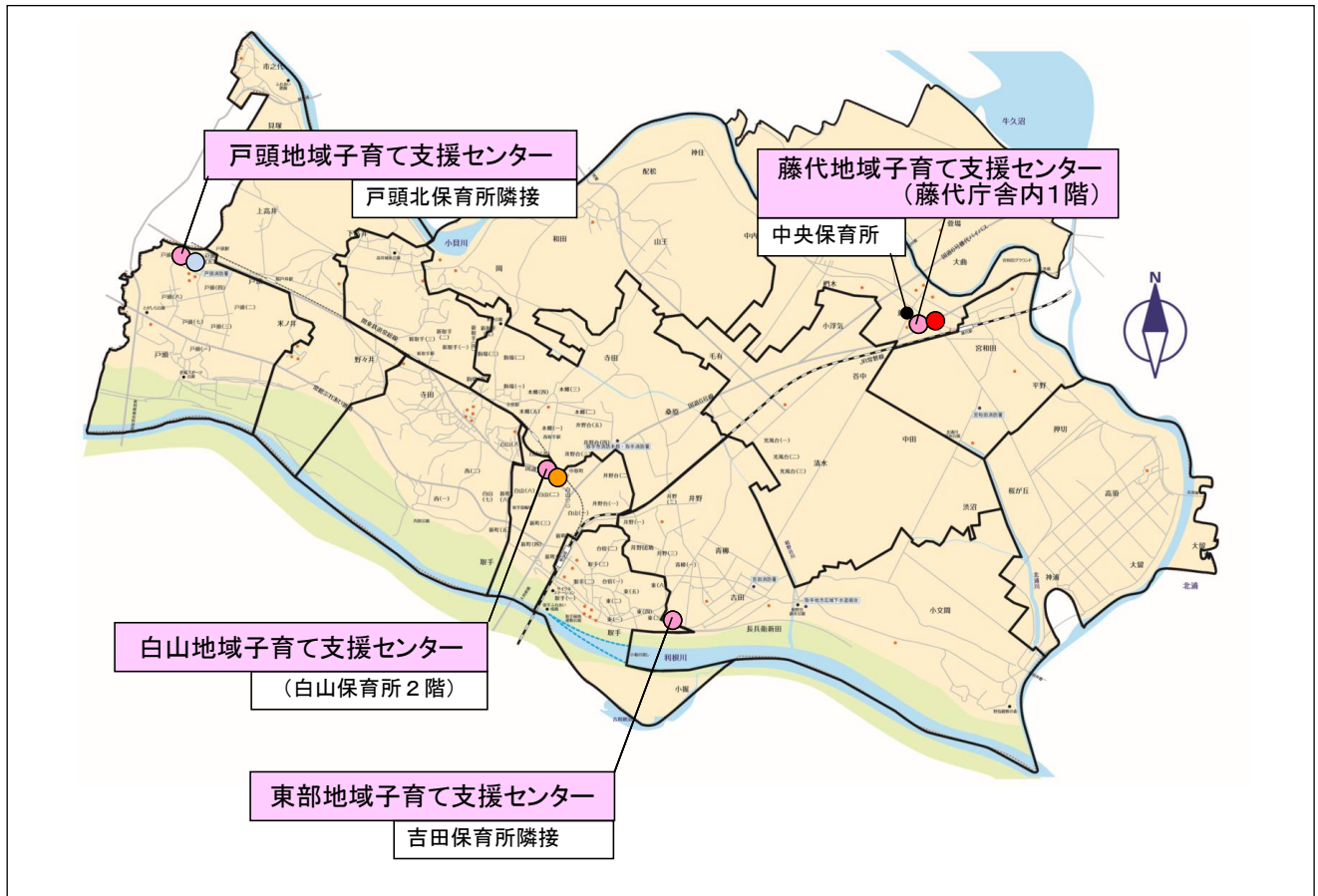
業務内容 1. 遊び場開放・子育て相談・保育所交流
2. 各種講演会・講習会等の開催

図表 5-16 地域子育て支援センター施設一覧

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	子育て 支援	併設機能			備考
					保育所	市役所	公民館	
1 白山地域子育て支援センター	白山5-16-8	(75)	1999	●	●			白山保育所2階
2 戸頭地域子育て支援センター	戸頭6-30-1	(181)	2001	●			●	戸頭公民館と複合 戸頭北保育所隣接
3 東部地域子育て支援センター	青柳419	172	1979	●	単独			吉田保育所隣接
4 藤代地域子育て支援センター	藤代700	(129)	1990	●		●		藤代庁舎内1階 中央保育所と近接

※延床面積の()は、複合の施設で、うち数となるため付け加えています。

図表 5-17 地域子育て支援センター配置図



②現状と課題

<建物状況>

- 子育て支援センターは、いずれも 200 m²以下の小規模施設となっています。
- 子育て支援センターは概ね中学校区単位で配置されており、各地区の保育所に隣接もしくは複合して設置されています。
- 東部地域子育て支援センターは保育所隣接の単独施設で、築 30 年以上を経過しているため老朽化が進んでいると考えられます。

<利用状況>

- 来場者数は近年横ばいですが、相談件数は増加しています。

<運営状況>

- 職員 1 人、臨時職員 2 人の 3 人体制で運営しています。

<課題>

- 子育て世代を呼び込むためにも将来を見据えた地域での適正な配置の検討が求められています。
- 東部地域子育て支援センターは、築 30 年以上を経過しており、老朽化対策工事が必要と考えられます。また、今後他の子育て関連施設等の複合化による利便性の向上と運営の効率化を検討する必要があります。

③改善の方向性

- 地域での人口構成の変化が生じた場合は子育て世代の利用を配慮した配置を検討していきます。
- 東部地域子育て支援センターは、老朽化対策工事が必要となっており、保育所統合計画（吉田・舟山）と整合を図りつつ、複合化による利便性の向上を検討していきます。

■保育所（園）・幼稚園

①施設概要

本市には、平成27年度（2015）現在で、公立保育所7施設、私立保育園7施設、認定こども園9施設、公立幼稚園1施設、私立幼稚園4施設があります。保育所・保育園の園児数は合計1,285人（入園率93%）で、認定こども園を含む幼稚園の園児数は合計1,396人（入園率67%）となっています。

認定こども園（幼保連携型）は726人（入園率70%）、認定こども園（幼稚園型）216人（入園率64%）、施設型給付幼稚園は212人（入園率48%）となっています。

なお、保育所（園）・認定こども園・幼稚園については、公立・私立が相互に補完し合っており、より質の高い保育・教育を一体的に提供できるよう、体制の整備を図る必要性があることから、公立・私立の両方について記載します。

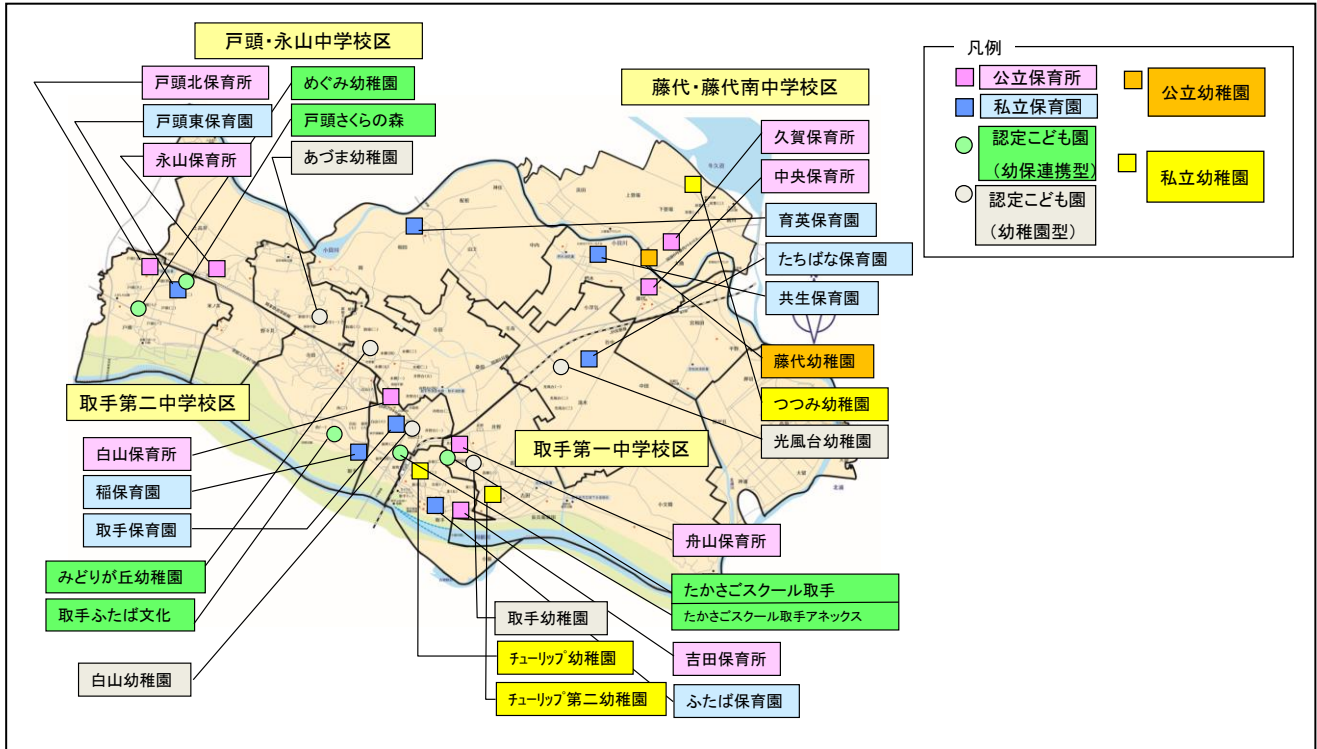
図表5-18 保育所（園）・幼稚園施設一覧

平成27年5月1日現在

区分	認定区分			施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	建物構造	児童数 (人)	定員 (人)	
	1号	2号	3号								
公立保育所	●	●		永山保育所	下高井2380	1,003	2008	木・鉄骨造	117	100	
	●	●		吉田保育所	青柳413-2	666	1971	鉄骨造	96	120	
	●	●		舟山保育所	井野団地3-10	649	1971	鉄骨造	100	100	
	●	●		白山保育所	白山5-16-8	1,506	1999	鉄骨造	123	130	
	●	●		戸頭北保育所	戸頭6-17-1	565	1975	鉄骨造	90	90	
	●	●		中央保育所	藤代353	633	1990	鉄骨造	99	120	
	●	●		久賀保育所	萱場891-1	1,246	2007	鉄骨造	130	132	
公立保育所合計									755	792	
私立保育園	●	●		取手保育園	白山2-9-28				88	90	
	●	●		ふたば保育園	東2-7-9				47	45	
	●	●		育英保育園	山王89-2				80	90	
	●	●		たちばな保育園	米田259-1				96	90	
	●	●		共生保育園	櫛木219				60	60	
	●	●		稲保育園	西1-21-25				81	90	
	●	●		戸頭東保育園	戸頭3-17-1				78	120	
私立保育園合計									530	585	
認定こども園	幼保連携型	●	●	●	認定こども園たかごスクール取手	井野3-16-1				104	137
		●	●	●	認定こども園たかごスクール取手アネックス	中央町2-15				12	16
		●	●	●	認定こども園取手ふたば文化	西1-21-18				217	249
		●	●	●	認定こども園めぐみ幼稚園	戸頭3-4				97	144
		●	●	●	認定こども園みどりが丘幼稚園	本郷4-10-7				198	296
		●	●	●	認定こども園戸頭さくらの森	戸頭4-5-7				98	196
	認定こども園（幼保連携型）合計									726	1,038
	幼稚園型	●	●		光風台幼稚園	光風台1-2-1				98	160
		●	●		取手幼稚園	井野団地1-2				37	70
		●	●		白山幼稚園	白山2-9-7				81	105
認定こども園（幼稚園型）合計									216	335	
施設型給付幼稚園	私立	●			チューリップ幼稚園	取手3-6-27				46	140
		●			チューリップ第二幼稚園	吉田13-1				35	140
		●			あづま幼稚園	ゆめみ野4-22-1				87	90
	公立	●			藤代幼稚園	藤代53	(専有面積)490	1978	鉄筋コンクリート造	44	70
施設給付型幼稚園合計									212	440	
幼稚園	私立				つつみ幼稚園	双葉3-7-1				242	280
総合計									2,681	3,470	

出典：子育て支援課提供資料

図表 5-19 保育所(園)・幼稚園配置図



②現状と課題

<建物状況>

- 近年、台宿保育所の廃止、保育所3施設の民営化が進み、公立施設として、保育所7施設、幼稚園1施設を保有しています。
- 吉田保育所・舟山保育所は、耐震診断が未実施であり、築30年以上を経過しており、老朽化が進んでいるため、平成32年(2020)4月の開所を目指し、移転・統合計画を進めています。
- 戸頭北保育所は、耐震診断が未実施であるとともに、築41年を経過し老朽化が進んでいることが考えられます。
- 藤代幼稚園は、藤代小学校の1階に複合しています。

<利用状況>

- 入所児童数は、全体として近年横ばい傾向にあります。
- 保育所・幼稚園を含めた入園率は全体で77%。中学校区別の入園率は、藤代・藤代南中学校区85%(公立85%)、取手第二中学校区82%(公立95%)、戸頭・永山中学校区76%(公立109%)、取手第一中学校区62%(公立89%)となっています。
- 公立保育所の入園率は90%を超えていますが、公立幼稚園の入園率は63%となっています。

<運営状況>

- 1施設に専門職員を含めて約30人程度の職員が従事しています。

<課題>

- 地域の子育ての拠点施設となるため、児童数の変化に対応する施設配置等の検討が必要となっています。
- 吉田・舟山及び東部地域子育て支援センターの統合は、ライフサイクルコストに配慮した質の高い施設が求められています。
- 戸頭北保育所は、耐震診断の実施が必要となっています。
- 保育所全体としての入園率は77%（公立93%）と高い一方で、施設型給付幼稚園の入園率が48%（公立63%）と低くなっており、子育て環境や多様化するニーズの変化への柔軟な対応が必要となっています。

③改善の方向性

- 保育所・幼稚園の今後のあり方については、認定こども園への移行状況等を見極めながら、将来の人口推移予測に基づいた適正な配置や、公立私立の保育機能の役割分担を踏まえての民営化等を総合的に検討し、5年度ごとに見直し策定する「子ども・子育て支援事業計画」や「保育所整備計画」に反映させていきます。
- 吉田・舟山及び東部地域子育て支援センターの統合は、質の高い施設が求められているため、今後の進め方についてはプロポーザル方式の導入も検討していきます。
- 戸頭北保育所は、施設の更新や老朽化対策工事時には、バリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していきます。

(6) 保健・福祉施設

①施設概要

平成27年(2015)に整備された、取手ウェルネスプラザは市民交流・健康づくり・子育ての3つの支援機能を持つ複合施設ですが、保健・福祉施設で分類しています。

保健センターは、既存2施設を統合して、取手ウェルネスプラザ内へ10月に移転しています。

高齢者福祉サービスとしては、シルバー人材センター、福祉センター、老人福祉センター、憩いの場としてのげんきサロンやおやすみ処、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホームなどがあります。

障害者福祉サービスとしては、障害者(児)通所施設、障害児入所施設などがあります。

図表 5-20 保健・福祉施設一覧(市所有・民間) 平成28年4月1日現在

NO.	市所有	民間	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	備考
1	○		取手ウェルネスプラザ	新町2-5-25	2,966	2015	
2	○		(旧)保健センター	野々井1926-1	1,233	1983	H28売却予定
3	○		(旧)藤代保健センター	藤代730-1	972	1987	NO.36へ編入
4	○		シルバー人材センター	寺田5139	329	1981	
5	○		ミニシルバー人材センター作業所	藤代730-1	60	1991	
6	○		かたらいの郷	長兵衛新田193-2	1,714	1996	
7	○		老人福祉センターあけぼの	寺田4723	913	1980	障害者施設との複合
8	○		老人福祉センターさくら荘	岡1025	692	1980	
9	○		げんきサロン戸頭西	戸頭8-10-1	(132)	1975	旧戸頭西小校舎内
10	○		げんきサロン稲	稲70	(128)	1982	取手西小校舎内
11	○		いきいきプラザ	取手2-8-2	341	2003	
12	○		げんきサロン藤代	藤代700	(101)	1990	藤代庁舎内
13		○	戸頭お休み処	戸頭6-30-5-107			
14		○	井野お休み処	井野団地3-19-104			
15	○		小貝川生き生きクラブ	榎木49	297	2002	
16		○	緑寿荘	野々井1926-8			包括
17		○	はあとびあ	井野253			包括
18		○	サンライフ宗仁会	岡1471			
19		○	ネオテラス宗仁会	岡1493			
20		○	福祉の森	野々井1613-1			
21		○	ニチケアセンター取手	寺田4697-1			
22		○	花束取手	青柳861-1			
23		○	いこいの里	井野台1-24-26			
24		○	福祉の里	小文間5644			
25		○	たんぼぼ	桜が丘1-17-13			
26		○	なごみ藤代	榎木1376			
27	○		特別養護老人ホームふれあいの郷	ゆめみ野3-23-1	2,091	1991	
28		○	めぐみの社	稲29-1			
29		○	さらの社	下高井2148			包括
30		○	水彩館	小文間5720			
31		○	北相寿園	岡1476			
32		○	ルロシェ	神浦646			
33		○	なごみの郷	榎木1342-2			包括
34	○		障害者福祉センターつつじ園	戸頭1299-1	2,182	1996	
35	○		障害者福祉センターあけぼの	寺田4723	(440)	1980	福祉施設との複合施設
36	○		障害者福祉センターふじしろ	藤代730-1	(179)	1987	
37	○		ふくろうの郷	寺田5139	106	2008	
38		○	ほほえみ	小文間3717			
39		○	そよかぜ	寺田6337			
40		○	アクア	新町5-19-11			
41		○	ケアホーム夢・未来	桜が丘4-7-1			
42		○	ケアホームつつじ	戸頭7-7-12-106			
43		○	こどもプラス	井野団地3-19-101			
44		○	ベストフレンド取手	野々井251-1			
45		○	ベストフレンド戸頭	戸頭2-47-11			
46		○	ベストフレンドゆめみ野	米ノ井160-12-101			
47		○	ボニーの家	高須2148			
48	○		こども発達センター	西2-35-3	(1,148)	1982	分庁舎・青少年センターとの複合
49		○	ときわ学園	本郷2-35-2			

※延床面積の()は、複合の施設で、うち数となるため付け加えています。

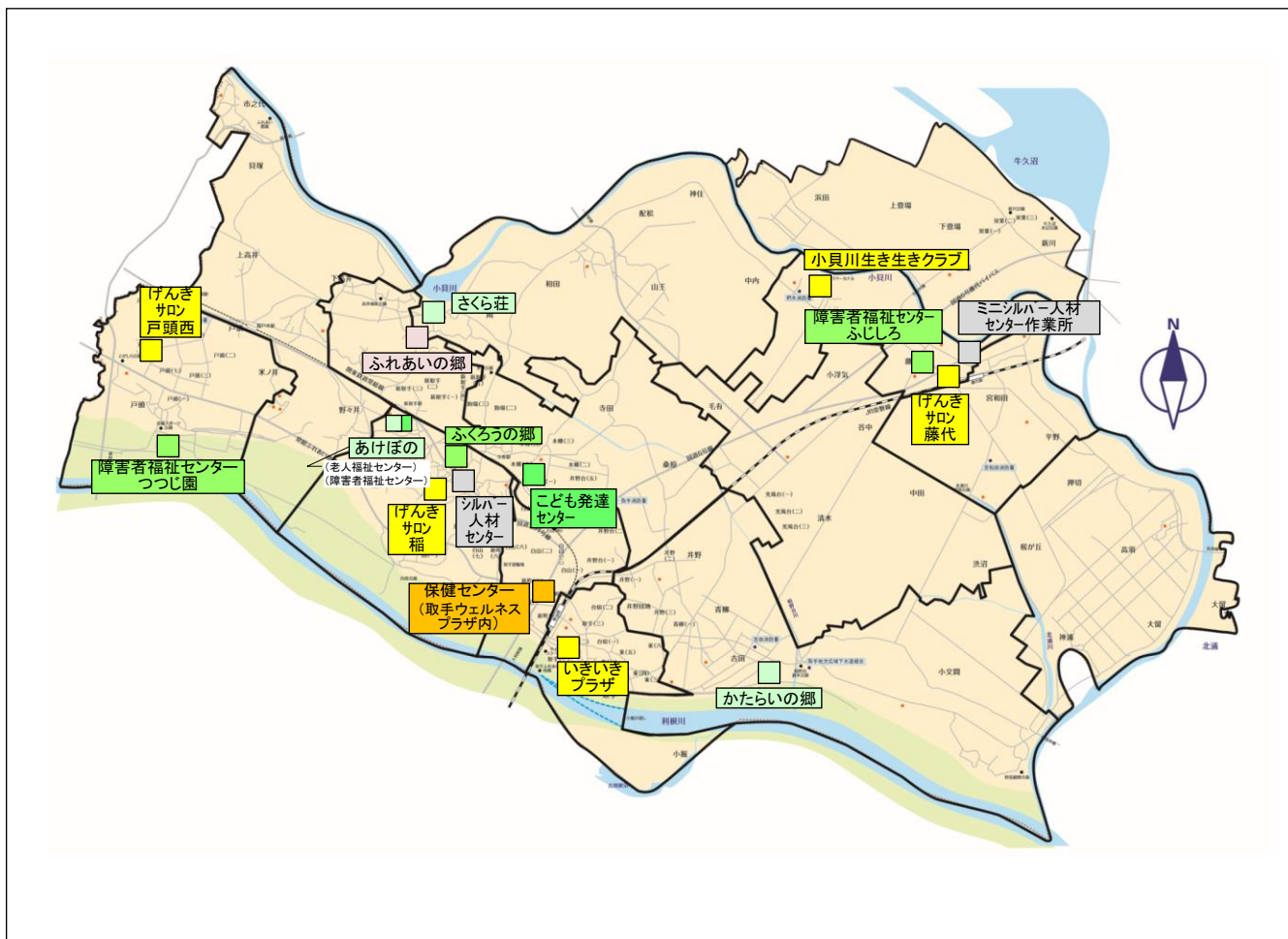
出典：高齢福祉課・障害福祉課提供資料

図表 5-21 保健・福祉施設一覧（種別・地域別）

平成 28 年 4 月 1 日現在

		地域区分	戸頭	永山	高井	取手西	白山	取手	寺原	取手東	山王	六郷	藤代	宮和田	高須・桜が丘	久賀	
保健	保健センター (1)	取手ウェルネスプラザでは、市民交流・健康づくり・子育て支援の3機能を配備		○	(旧)保健センター		●	取手ウェルネスプラザ					○	(旧)藤代保健センター			
	作業仕事	シルバー人材センター (2)	現役を引退したけれどもまだまだ健康で働く意欲のある高齢者のために、高齢者の就業の機会を確保						○	シルバー人材センター			○	ミニシルバー人材センター作業所			
高齢者福祉	交流・娯楽	福祉センター (1)	交流、憩いとやすらぎの場 (超音波風呂、大広間、ポラテイルーム、音楽室等)							○	かたらいの郷						
		老人福祉センター (2)	60歳以上を対象に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを営むための施設 (入浴・集会・娯楽)						○	あけぼの		○	さくら荘				
		げんきサロン・お休み処等 (7)	自分で出かけられる地域の中で集い、仲間同士元気でいきいきと歳を重ねていけるように、ボランティアの協力を得ながら運営する高齢者の憩いの場	●			●	●	●					●			
	地域包括支援センター (4)	被保険者が要介護状態になることを予防するとともに要介護状態になっても可能な限り地域において自立した日常生活を営めるように支援 (病気や健康相談など)		○	○					○				○			
	入所	老人保健施設 (老健)	日常生活の自立に向けて医学的管理、看護、介護、食事、入浴、排泄、機能訓練など、生活に必要な機能回復サービスを提供		●						●	●	●	●			
		認知症高齢者グループホーム	要介護状態の認知症高齢者が、グループで生活、食事、入浴、排泄等の生活全般のサポート		○			○	○	○	○	○	○	○		○	
		特別養護老人ホーム	身体上、または精神上、著しい障害があり、介護保険制度で介護の必要がある「要介護」の判定が出た人が利用可能な施設		○											○	
	障害者福祉	障害者福祉センター	障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業所として、一般の雇用関係に入ることが困難な方々に対して、作業活動、日常生活活動、健康維持、余暇活動の支援	●						●				●			
		障害者通所施設	利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう目標を定め、生活活動やその他の活動の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練の実施				●		●	●	●					●	
		児童デイサービス	発達に遅れや偏りのある児童を対象に、障害の早期発見および早期療育に対するため、医療機関等関係諸機関と連携し、保健・保育・療育等生活全般にわたる療育指導と保護者への支援	●	●	●	●				●	●					
入所		障害者入所施設	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談や、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助	●												●	
		障害児入所施設	知的に障害のある児童に、専門的な立場から治療教育と生活支援・学習支援・作業支援等を行い、自立に必要知識等を得て、健全な社会生活ができるよう支援							●							

図表 5-22 福祉施設（市所有）配置状況



②現状と課題

<建物状況>

- ・保健・福祉施設 49 施設のうち、市所有施設が 19 施設あります。
- ・げんきサロンが設置されている旧戸頭西小学校校舎は、耐震補強工事が未実施の施設となっています。

<利用状況>

- ・げんきサロンの 4 施設は、年間約 2 万 5 千人の利用があります。

<運営状況>

- ・福祉施設は、民営化もしくは指定管理者、外部委託で運営しています。
- ・指定管理者による運営を行っている福祉施設は、かたらいの郷とふれあいの郷を除いて、社会福祉法人取手市社会福祉協議会の運営となっています。
- ・近隣 4 市で構成する「常総地方広域市町村圏事務組合」には、障害者福祉施設「常総ふれあいの杜」の入所施設を設置しています。

<課題>

- 介護事業所については、介護保険事業計画に基づき、適正配置と管理が求められています。
- 障害者を対象とする施設整備は、民間主体の整備を基本とし、事業計画に基づき、障がいのある人の地域生活を支える拠点としての重要な機能と位置づけ、再構築が必要となっています。
- げんきサロンは高齢人口の増加に伴い利用者の増加が予測されます。
- 旧戸頭西小学校にはげんきサロン戸頭西が設置されていますが、校舎の耐震補強工事が必要となっています。

③改善の方向性

- 保健・福祉施設は、事業内容や機能をはじめ、代替可能なサービスを提供する民間施設の配置状況についても把握し、市全体として施設配置、運営方法の適正化を検討していきます。
- 障害者福祉施設は、将来の利用予測のもとに、機能配置の最適化、民間への移管によりサービスの充実を検討していきます。
- 地域の福祉の拠点として、ニーズの変化に対応するため複合化も併せて検討していきます。
- げんきサロン戸頭西については、旧戸頭西小学校跡地の利活用も踏まえて、移転も視野に入れて検討をしていきます。

(7) 市営住宅

①施設概要

市で保有する市営住宅は木造 10 棟、プレキャストコンクリート造 48 棟、鉄骨造 1 棟で、市営住宅の延床面積は 11,500 m²で、公共施設全体の 4.6%を占めています。

図表 5-23 市営住宅一覧

平成 27 年 3 月現在

名施設称	棟別戸数	間取り	所在地	建築年度(年度)	延床面積(m ²)	構造	
1 宮和田住宅	6号室棟	1	2K	宮和田171	1951	23	木造
	10号室棟	1	2K	宮和田171	1951	23	木造
2 舟山住宅	1・2号室棟	2	2K	井野1丁目14	1963	64	木造
	3・4号室棟	2	2K	井野1丁目14	1963	64	木造
	7・8号室棟	2	2K	井野1丁目14	1963	64	木造
	9・10号室棟	2	2K	井野1丁目14	1963	64	木造
	17・18号室棟	2	2K	井野1丁目14	1963	64	木造
3 南住宅	1・2号室棟	2	2K	小文間5505	1965	63	木造
	3・4号室棟	2	2K	小文間5505	1965	63	木造
	13・14号室棟	2	2K	小文間5505	1965	63	木造
4 第二南住宅	1～3号室棟	3	2K	小文間5514	1966	110	プレキャストコンクリート造
	4～6号室棟	3	2K	小文間5514	1966	110	プレキャストコンクリート造
	7～10号室棟	4	2K	小文間5514	1966	126	プレキャストコンクリート造
	11～13号室棟	3	2K	小文間5514	1966	110	プレキャストコンクリート造
	14～16号室棟	3	2K	小文間5514	1966	110	プレキャストコンクリート造
5 野々井住宅	1～5号室棟	5	2DK	野々井895	1967	183	プレキャストコンクリート造
	6～10号室棟	5	2DK	野々井895	1967	183	プレキャストコンクリート造
	11～15号室棟	5	2DK	野々井895	1967	157	プレキャストコンクリート造
	16～20号室棟	5	2DK	野々井895	1967	157	プレキャストコンクリート造
6 第二野々井住宅	21～25号室棟	5	2DK	野々井895-1	1968	157	プレキャストコンクリート造
	26～30号室棟	5	2DK	野々井895-1	1968	157	プレキャストコンクリート造
	31～35号室棟	5	2DK	野々井895-1	1968	157	プレキャストコンクリート造
7 西方住宅	1号室棟	1	2DK	小文間3835-2	1968	37	プレキャストコンクリート造
	2～4号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造
	5～7号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造
	8～10号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造
	11～13号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造
	14～16号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造
	17～19号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造
	20～22号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造
	23～25号室棟	3	2DK	小文間3835-2	1968	110	プレキャストコンクリート造

名施設称	棟別戸数	間取り	所在地	建築年度(年度)	延床面積(m ²)	構造	備考
8 大利根住宅	1～5号室棟	5	2DK	小文間3721	1969	214	プレキャストコンクリート造
	6～10号室棟	5	2DK	小文間3721	1969	214	プレキャストコンクリート造
	11～15号室棟	5	2DK	小文間3721	1969	214	プレキャストコンクリート造
	16～20号室棟	5	2DK	小文間3721	1969	214	プレキャストコンクリート造
	21～26号室棟	6	2DK	小文間3721	1969	237	プレキャストコンクリート造
	27～32号室棟	6	2DK	小文間3721	1969	237	プレキャストコンクリート造
	33～35号室棟	3	2DK	小文間3721	1969	119	プレキャストコンクリート造
	36～38号室棟	3	2DK	小文間3721	1969	119	プレキャストコンクリート造
	39～44号室棟	6	2DK	小文間3721	1969	237	プレキャストコンクリート造
	45～47号室棟	3	2DK	小文間3721	1970	128	プレキャストコンクリート造
	48～54号室棟	7	2DK	小文間3721	1970	299	プレキャストコンクリート造
	55～61号室棟	7	2DK	小文間3721	1970	299	プレキャストコンクリート造
	62～68号室棟	7	2DK	小文間3721	1970	299	プレキャストコンクリート造
	69～75号室棟	7	2DK	小文間3721	1970	277	プレキャストコンクリート造
	76～81号室棟	6	2DK	小文間3721	1970	237	プレキャストコンクリート造
	82～86号室棟	5	2DK	小文間3721	1970	198	プレキャストコンクリート造
	87～91号室棟	5	2DK	小文間3721	1971	214	プレキャストコンクリート造
	92～97号室棟	6	2DK	小文間3721	1971	256	プレキャストコンクリート造
	98～103号室棟	6	2DK	小文間3721	1971	256	プレキャストコンクリート造
	104～109号室棟	6	2DK	小文間3721	1971	256	プレキャストコンクリート造
110～115号室棟	6	2DK	小文間3721	1971	256	プレキャストコンクリート造	
116～121号室棟	6	2DK	小文間3721	1971	256	プレキャストコンクリート造	
大利根集会所	—	—	小文間3721	2002	68	鉄骨造	
9 駒場住宅	1～5号室棟	5	2DK	駒場2丁目11-1	1972	214	プレキャストコンクリート造
	6～8号室棟	3	2DK	駒場2丁目11-1	1972	128	プレキャストコンクリート造
	9～14号室棟	6	2DK	駒場2丁目11-1	1972	256	プレキャストコンクリート造
10 駒場A住宅	A棟	32	3K	駒場2丁目11-2	1973	1,491	プレキャストコンクリート造
11 駒場B住宅	B棟	24	3K	駒場2丁目11-3	1974	1,118	プレキャストコンクリート造

※プレキャストコンクリート造とは、現場で組み立て・設置を行うために、工場などであらかじめ製造されたコンクリート製品、あるいはこれを用いた工法でつくられた建物

出典：管理課提供資料

②現状と課題

<建物状況>

- 宮和田・舟山・南住宅の合計 10 棟が木造，その他 48 棟がプレキャストコンクリート造となっています。いずれも，築 40 年以上が経過しています。
- 市営住宅の敷地のうち，宮和田・舟山住宅と大利根住宅の一部が市有地となっていますが，その他は借地となっています。
- 舟山・西方・大利根・駒場・駒場 A・B 住宅では，下水道接続とトイレの水洗化により，衛生面が向上しています。

<利用状況>

- 宮和田・舟山・南住宅は，木造で老朽化が著しいため，入居者の募集を停止しています。入居者が退居次第，取り壊す方針が決定しています（南住宅の 1 棟は，平成 28 年度（2016）中に解体予定）。
- プレキャストコンクリート造の住宅は，長寿命化して使用する計画になっています。空き室は，内装等を修繕してから入居者を募集することになっています。
- プレキャストコンクリート造の管理住宅のうち，罹災用等，また大規模な修繕を要する戸数を除いた平成 28 年（2016）4 月現在の住戸における入居率は，第二南 86%，野々井 100%，第二野々井 93%，西方 96%，大利根 88%，駒場 100%，駒場 A 94%，駒場 B 90%となっています。

<計画等策定状況>

- 市営住宅は，築 40 年以上が経過しており，プレキャストコンクリート造の住宅は，長寿命化して使用する計画です。
- 平成 28 年度（2016）から 32 年度（2020）にかけて，第二南・野々井・第二野々井・西方・大利根・駒場の 6 住宅で，屋根・外壁の改修を含めた長寿命化計画があります。

<課題>

- 全施設が築 40 年以上経過しているため，老朽化対策工事が必要となっています。

③改善の方向性

- 全部の施設が老朽化の進んだ施設であるため，計画的な予防保全の考え方に基づき，維持管理，耐久性の向上等の改善を実施していきます。
- より良い住環境を提供できるよう，入居者の修繕要望に適切に対応できるようにしていきます。

(8) 行政系施設

■庁舎等行政施設

①施設一覧

図表 5-24 庁舎等行政施設一覧

施設名称	所在地	延床面積 (m ²)	建築年度 (年度)	備考
取手市役所 本庁舎	寺田5139	4,640	1970	
取手市役所 新庁舎	寺田5139	1,661	1993	
取手市役所 議会棟	寺田5139	1,506	1970	
取手市役所 藤代庁舎	藤代700	6,172	1990	藤代地域子育て支援センター・げんきサロン 藤代と複合
取手市役所 分庁舎	西2-35-3	2,323	1982	こども発達センター・青少年センターと複合
取手駅前窓口	新町1-8-50	(158)	1986	(賃貸)
取手支所	東1-1-5	(109)	1970	福祉会館・中央公民館と複合
戸頭窓口	戸頭6-30-1	(34)	1983	戸頭公民館・戸頭地域子育て支援センターと複合
市民活動支援センター	宮和田1134	238	1990	

※延床面積の()は、複合・賃借の施設で、うち数となるため付け加えています。

②現状と課題

<建物状況>

- 全ての行政施設の耐震安全性が確保されています。
- 庁舎は取手地区に本庁舎 1 か所、分庁舎 1 か所、藤代地区に藤代庁舎 1 か所の合計 3 か所に配置されています。
- 本庁舎は、老朽化対策工事が完了しています。
- 議会棟は、耐震補強工事は済んでいますが、築 45 年を経過しており、老朽化が進んでいると考えられます。
- 分庁舎は、平成 24 年度(2012)に購入し、用途変更に伴う一部内部工事を実施し、平成 25 年度(2013)より使用しています。
- 取手駅近郊には、申請手続き等ができる窓口機能をもつ取手駅前窓口と取手支所を設置しています。
- 市民活動支援センターは、ボランティア・市民活動を支援する拠点として、連携強化や活動の活性化を図るために設置し、市民活動のサポートを行っています。

<利用状況>

- 庁舎以外の窓口業務として、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口、山王郵便局の 4 か所で、各種証明書等の発行を行っています。
- 市民活動支援センターの利用者は増加が見られ、約 90 団体(年間延べ 786 団体)が利用しています。

<運営状況>

- 藤代庁舎は、藤代地域子育て支援センター・げんきサロン藤代、その他地域職業相談室・取手市社会福祉協議会藤代支所と複合しています。
- 分庁舎は、こども発達センター・青少年センターと複合しています。
- 取手駅前窓口は賃貸施設です。
- 取手支所は、福祉会館・中央公民館と複合しています。
- 戸頭窓口は、戸頭公民館・戸頭地域子育て支援センターが複合しています。

<課題>

- 防災の拠点となる庁舎は、長寿命化に向けた取組みが必要となっています。
- 市民活動支援センターは、築26年を経過した建物で老朽化が見られます。
- 窓口業務を行っている施設では、一部近接して同様の機能が配置されています。

③改善の方向性

- 庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後老朽化対策工事の計画的な維持保全を行うことにより長寿命化に取り組んでいきます。
- 施設の更新や老朽化対策工事時にはバリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していきます。
- 市民活動支援センターは、建物の老朽化が見られるため、適切な保全を検討していきます。
- 窓口業務等、近接して同様の機能を有する施設が配置されている場合には、利用状況を踏まえて集約化や複合化を検討していきます。
- 窓口業務を行っている施設については、トータルコストの削減のため他の公共施設との複合化、事務の効率化や職員の適正配置等、総合的な見直しに取り組んでいきます。

■消防施設

①施設一覧

図表 5-25 消防施設一覧

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
消防本部・取手消防署 庁舎	井野1264-1	2,253	1989
消防本部・取手消防署 訓練棟(2棟)	井野1264-1	249	1989
消防本部・取手消防署 機械室	井野1264-1	9	1994
戸頭消防署 庁舎	戸頭4-20-1	850	1975
吉田消防署 庁舎	吉田545-1	890	1980
吉田消防署 空調機械室	吉田545-1	32	1994
吉田消防署 倉庫	吉田545-1	145	1996
梶木消防署 庁舎	梶木950-1	1,301	1983
梶木消防署 機械室	梶木950-1	32	1983
梶木消防署 倉庫	梶木950-1	40	1983
梶木消防署 宮和田出張所 庁舎	宮和田1782-1	750	1993
梶木消防署 宮和田出張所 倉庫	宮和田1782-1	18	2005
消防団車庫(1分団)	新町1-3	95	2006
消防団車庫(2分団)	取手2-14-23	45	2004
消防団車庫(3分団)	取手1-13	78	1996
消防団車庫(4分団)	取手2-17-1	97	1993
消防団車庫(5分団)	台宿2-18-19	69	2001
消防団車庫(6分団)	白山2-6-29	137	1977
消防団車庫(7分団)	井野876	69	1996
消防団車庫(8分団)	吉田361	23	1979
消防団車庫(9分団)	小堀4230	48	1980
消防団車庫(10分団)	市之代499-1	36	1989
消防団車庫(11分団)	上高井612-1	23	1982
消防団車庫(12分団)	下高井1307	36	1984
消防団車庫(13分団)	米ノ井374-2	64	1990
消防団車庫(14分団)	戸頭1439	23	1983
消防団車庫(15分団)	野々井1418-1	23	1984
消防団車庫(16分団)	稲1163	23	2006
消防団車庫(17分団)	駒場3-12-5	23	1982
消防団車庫(18分団)	本郷3-11-20	23	1986
消防団車庫(19分団)	桑原463	23	1981
消防団車庫(20分団)	桑原1056-1	23	1983
消防団車庫(21分団)	小文間4232	69	2004
消防団車庫(22分団)	小文間4506-1	23	1986
消防団車庫(旧23分団)	小文間4677-2	23	1985
消防団車庫(旧24分団)	小文間3940-1	23	1982
消防団車庫(25分団)	井野台2-6	23	1985

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
消防団車庫(26分団)	東5-8	65	1976
消防団車庫(27分団)	岡939	33	1989
消防団車庫(28分団)	山王313	37	1988
消防団車庫(29分団)	神住883	30	1976
消防団車庫(30分団)	清水378-1	30	1978
消防団車庫(31分団)	中田752-3	30	1977
消防団車庫(32分団)	梶木931-12	36	1994
消防団車庫(33分団)	宮和田343-2	36	1993
消防団車庫(34分団)	高須190-1	27	1990
消防団車庫(35分団)	浜田257-1	30	1993
消防団車庫(36分団)	新川247-2	36	1999
消防団車庫(37分団)	双葉1267-208	32	1968

出典：消防本部総務課提供資料

②現状と課題

<建物状況>

- 消防署については、消防本部取手消防署を中心に、戸頭消防署、吉田消防署、梶木消防署、梶木消防署宮和田出張所が配置されているとともに、市内全域に37の消防団の車庫が配置されています。
- 災害発生時の消防活動等の重要な拠点であるため、配置については「消防力の整備指針」に基づき整備されています。
- 全ての消防署の耐震安全性が確保されています。
- 吉田消防署・梶木消防署は築30年以上を経過しているため、老朽化が進んでいると考えられます。
- 消防団車庫の約半数が築30年以上を経過しています。
- 梶木消防署宮和田出張所は、救急体制のために職員が常駐している施設です。

<課題>

- 吉田消防署・梶木消防署は築30年以上経過しており、老朽化対策工事が必要となっています。
- 消防団車庫は築30年以上を経過した施設が約半数あるため、更新が必要となっています。
- 消防庁舎には、十分に活用されていないスペースがあるため、さらに有効活用を図っていく必要があります。
- 消防組織法により、消防の広域化が推進されており、今後その対応が必要となります。

③改善の方向性

- 消防署は市民の安全・安心な暮らしを守る消防活動等の重要な拠点施設であり、今後長期に使用できるよう、計画的な保全の考え方に基づく改修等を実施し、長寿命化を図り機能を維持していきます。併せて、バリアフリー化や環境に配慮した仕様を検討していきます。
- 消防庁舎の更新の際には、対象地域の人口、世帯数の推移や道路の整備状況を踏まえて、再配置を含め計画を検討していきます。
- 消防団車庫は、緊急・災害時における地域に密着した消防団員の詰所となるため、消防団員の確保も含め、消防活動等を行う機能を維持していきます。
- 消防庁舎の活用されていないスペースの有効活用を検討していきます。
- 消防の広域化への対応を検討していきます。

(9) 産業系施設

「取手勤労青少年体育センター」と「働く婦人の家・勤労青少年ホーム」の2施設を所有しています。総務省における公共施設分類（大分類）では、勤労者の福祉を事業目的とする産業系施設として分類されますが、本総合管理計画では、施設管理の視点より、施設の利用・機能別に整理しています。取手勤労青少年体育センターは体育館としての機能を有しており、スポーツ・レクリエーション系施設の中で分類しています。

また働く婦人の家・勤労青少年ホームは「ゆうあいプラザ」の名称で、市民文化系施設の公民館としての機能を備えているため、公民館・ゆうあいプラザの中に分類しています。

図表 5-26 産業系施設一覧

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
取手勤労青少年体育センター	寺田5139	767	1974
働く婦人の家・勤労青少年ホーム	白山5-1-1	1,500	1981

(10) その他施設

①施設一覧

図表 5-27 その他施設一覧

施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
サイクルステーションとりで	中央2-17	1,490	2013
取手駅西口公衆トイレ	中央2-5	40	1988
藤代駅南口トイレ	藤代南1丁目市道0149南口広場内	31	2008
取手市商工会藤代支所(賃貸)	藤代730-1	321	1995
旧高須小学校特別教室棟	高須2148	564	1980
片町倉庫(産業振興課・図書館)	取手2-810-1	73	1993
取手市役所 リサイクル推進係 車両倉庫	寺田5139	45	1991
取手市役所(環境物品倉庫)	寺田5139	35	1983
取手市役所(選挙用倉庫)	寺田5139	10	1996
取手市役所(建築用倉庫)	寺田5139	10	1996
取手市役所(現場管理室)	寺田5139	20	1978
取手市役所(車両管理室)	寺田5139	15	1978
取手市役所(現場管理室車庫)	寺田5139	387	1993
取手市役所(車両管理室車庫)	寺田5139	159	1993
取手市役所(市有バス車庫1)	寺田5139	65	1978
取手市役所(市有バス車庫2)	寺田5139	36	1993
取手市役所(防災倉庫)	寺田5139	72	1993
取手市役所 藤代庁舎 現業棟	藤代700	398	1990
取手市役所 藤代庁舎 バス車庫	藤代700	66	2005
取手市役所 分庁舎 倉庫	西2-35-3	16	2012

②現状と課題

<建物状況>

- ・自転車駐車場であるサイクルステーションとりでは、機械式駐輪 456 台、自走式駐輪 417 台（うち原動機付自転車 80 台）、総収容台数は 873 台となっています。
- ・その他施設に、公衆トイレ、貸館、倉庫等があります。
- ・倉庫は築 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいると考えられます。
- ・旧高須小学校特別教室棟は築 36 年を経過しています。
- ・取手駅西口公衆トイレは、借地となっています。

<運営状況>

- ・サイクルステーションとりでは、外部委託により運営しています。
- ・各倉庫は、車両倉庫や物品倉庫として使用しています。

<課題>

- ・庁舎に付属する倉庫等については、更新の際に機能の保有について再検討する必要があります。

③改善の方向性

- ・築 30 年以上の施設は、廃止も視野に入れて施設機能の必要性を再検討し、将来必要な施設については適切な維持管理を行います。

2. インフラ

平成 26 年度（2014）現在，市で保有しているインフラの種別と総量は以下の通りです。

図表 5-28 市で保有しているインフラ種別と保有量

インフラ種別		総延長・箇所数	総面積
道路（一般道路）		962,701m	4,522,527 m ²
道路（自転車歩行者道路）		117,776m	383,940 m ²
橋梁		2,042m	113,223 m ²
都市排水		36,306m	—
河川施設	樋管	8 箇所	—
	排水機場	4 箇所	—
農業集落排水		1,755m	—
公園		231 箇所	951,614 m ²

（1）道路

<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路を主として，国土交通省による「道路ストック点検」の項目である，舗装面・法面・街路灯・歩道橋・標識（情報提供板を含む）の点検を実施しています。 ・道路の舗装面の打ち替えなどの更新サイクルは，交通量等により幅があります。 ・道路の破損情報の入手は，ホームページや電話を通じた通報，パトロールによる確認が多い状況です。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路面をはじめとする点検項目ごとに，長期的な更新までの予防保全・事後保全・観察保全等の方針が必要になります。

改善の方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化や適正な維持管理に取り組むために，現状を十分理解した上で，維持管理の方針を検討していきます。 ・主要幹線道路については，維持管理の方針を決定し，それ以外の道路は，交通量や破損の程度を見極め，状況に応じて舗装面点検を実施し，効果的な維持管理を行っていきます。
--

(2) 橋梁

市では、長さ 15m 以上の道路橋を 27 橋保有しています。

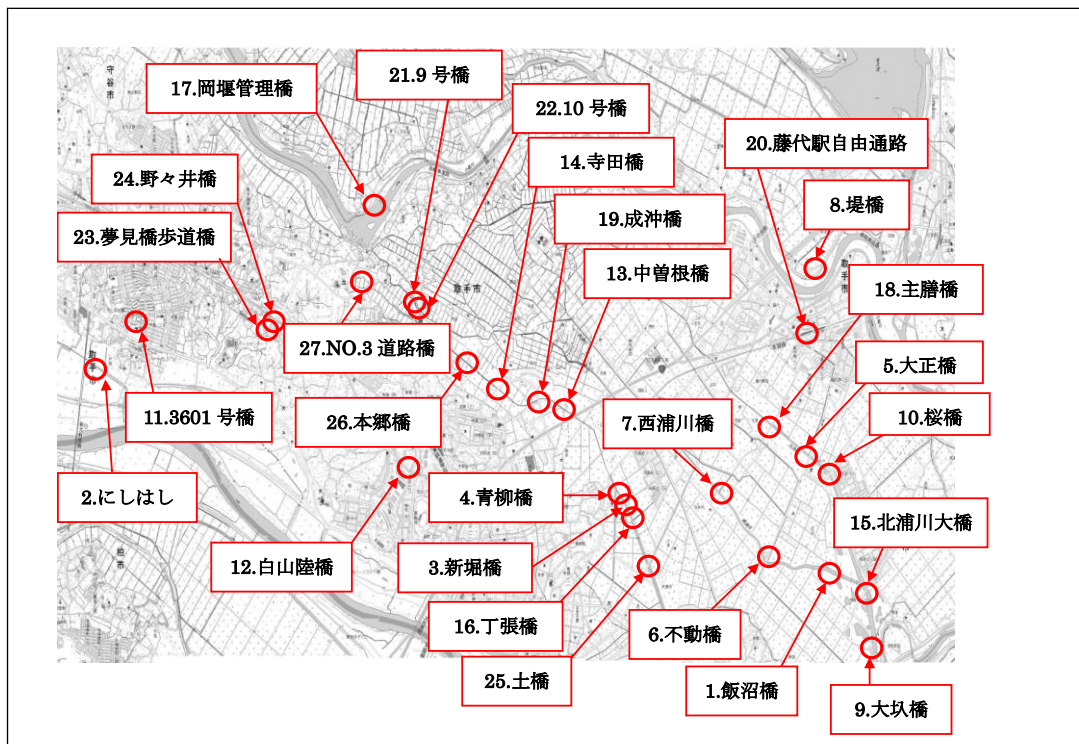
「取手橋梁長寿命化修繕計画」対象の橋梁のうち、飯沼橋（下表番号 1）、西浦川橋（下表番号 7）、桜橋（下表番号 10）、岡堰管理橋（下表番号 17）、藤代駅自由通路（下表番号 20）は鋼橋で、それ以外はコンクリート橋です。

図表 5-29 橋梁（15m以上）一覧

番号	橋梁名称	橋梁延長 (m)	全幅員 (m)	架設年
1	飯沼橋	26.87	6.99	1990
2	にしはし	20.66	5.00	不明
3	新堀橋	24.10	5.22	1994
4	青柳橋	21.92	5.21	1994
5	大正橋	30.60	10.25	1988
6	不動橋	27.76	10.25	1989
7	西浦川橋	23.68	6.20	1989
8	堤橋	37.26	7.00	1972
9	大塚橋	60.20	6.20	1987
10	桜橋	31.43	12.80	1985
11	3601号橋	30.60	10.00	1977
12	白山陸橋	86.70	16.80	1977
13	中曽根橋	22.10	7.20	1993
14	寺田橋	23.00	9.70	2003
15	北浦川大橋	63.50	16.80	2001
16	丁張橋	21.80	5.20	1990
17	岡堰管理橋	297.60	7.20	1993
18	主膳橋	20.40	9.20	1995
19	成沖橋	22.00	7.70	2000
20	藤代駅自由通路	59.47	8.00	2003
21	9号橋	19.85	5.20	2004
22	10号橋	19.85	5.20	2004
23	夢見橋歩道橋	33.28	4.10	2007
24	野々井橋	31.64	9.50	2005
25	土橋	26.80	10.00	1990
26	本郷橋	21.95	8.00	不明
27	NO.3道路橋	17.95	4.00	不明

出典：管理課提供資料

図表 5-30 橋梁（15m 以上）全体配置図



<現状>

- これまで簡易的な点検を実施してきましたが、道路施行令（国土交通省）に基づいて、近接の目視点検を行うことが義務化され、橋長2m以上の橋については専門家による定期点検を実施することになっています（以降5年に1度実施）。
- 平成27年度（2015）現在では、橋梁の耐用年数である50年を経過している橋梁はありませんが、30年後には、50年を経過する橋梁が、64%を占めるようになります。
- 橋長15m以上の橋（27橋保有）は、「取手橋梁長寿命化修繕計画（平成26年（2014））」で計画策定済です。

<課題>

- 今後、予測される集中的な老朽化に対して、これまで簡易点検、事後保全では財政的にも対処困難になることが予測できるため、計画的な保全が必要になります。
- 長寿命化や適正な維持管理に取組むために、重要度に応じた維持管理計画を立てる必要があります。
- 今後の点検結果や修繕計画により工事を実施し、50年の寿命を100年に延ばし、安全な交通環境整備を図る必要があります。

改善の方向性

- 「取手橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、これまでの事後保全（対処療法型）から、計画的な予防保全へのシフトを進め、補修を実施し、コストを縮減する効果を可能にしていきます。
- 長寿命化対象外の15m未満の橋については、国や県の指導を含めた今後の対応方法を検討し、必要に応じた修繕の方針を検討していきます。

(3) 公園

<現状>

- 平成 26 年度（2014）現在，231 か所を管理しています。
- 定期点検は，業者委託により実施しています。
- 日常点検（園路・トイレ・遊具等の施設の点検）を市職員が実施しています。
- 取手緑地運動公園は市職員で草刈りを行っており，点検を兼ねたパトロールも実施しています。
- 市政協力員・自治会・市民からのメール・電話等により害虫駆除，樹木の剪定，施設の修繕などの要望があります。
- 破損個所については，市民からの連絡を受けて修繕を実施しています。
- 草刈りは，業者委託又は近隣自治会及び市職員が対応しています。
- 少子高齢化の進行や人口構成の変化により，複合遊具・健康遊具の設置や防災に対する市民ニーズが多様化しています。

<課題>

- 多くの公園にある設備・遊具は，経年による劣化が進んでいます。

改善の方向性

- 平成 28 年度（2016）に公園長寿命化計画を策定し，定期点検による現状の把握を行い，計画的な予防保全の効率的な管理により，施設の長寿命化を図っていきます。

(4) 都市排水

<現状>

- 雨水と汚水を別々の管渠系統で排除する「分流方式」を採用しており、雨水はそのまま河川へ放流し、汚水は取手地方広域下水道組合のある県南クリーンセンターで浄化処理をしてから河川へ放流しています。今後も水質や環境保全のための整備を進めていきます。
- 市内には雨水管路として、雨水幹線 39 路線、都市下水路 7 路線また協定水路 105 路線があり取手市及び取手地方広域下水道組合で管理しています。
- 保守点検については、業務委託による排水用ポンプアップ施設の点検、水路清掃及び市職員による日々管理を実施しています。
- コンクリート構造物の耐用年数は 50～60 年が目安とされていますが、現状では、不同沈下や経年劣化の状況を勘案して修繕を実施しています。

<課題>

- これまでの事後保全の修繕から、定期点検による計画的な予防保全へのシフトを進めていく必要があります。
- ライフサイクルコストの低減を図るため、今後の更新にあたっては建設コスト、維持管理コストを考慮しながら取り組む必要があります。

改善の方向性

- 効率的な排水施設の管理を実施するとともに、耐用年数を考慮した効果的な更新を行っていきます。

(5) 農業集落排水

<現状>

- 本市における農業集落排水は、生活環境の改善や農業用排水路の水質改善、河川への水質保全を図ることを目的に整備しました。現在、36世帯が利用しています。
- 施設は市内に1か所あり、総延長は約1.7kmとなっており、平成11年度(1999)より供用開始し、現在16年を経過しており、今後3年間程度の保全計画を策定する予定です。
- 毎月2回の点検(浄化槽部分・中継ポンプ・曝気槽・機械設備)を委託業者にて実施しています。
- 農林水産省の農業集落排水におけるストックマネジメントの手引きに基づいて、平成28年度(2016)長寿命化計画の調査を経て、平成29年度(2017)計画策定の予定です。

<課題>

- 施設整備から経過年数は少ないことから、今後とも定期点検による現状把握が必要となります。
- これまでの事後保全の修繕を、定期点検による計画的な予防保全に切り替えていく必要があります。

改善の方向性

- 計画的な予防保全の効率的な管理をすることにより、施設の長寿命化を図っていきます。

(6) 河川施設

<現状>

- 利根川及び小貝川に生活排水を放流する施設として排水樋管や排水機場が設置されており、河川増水時には住宅側への逆流防止や内水の排除を行っています。
- 現在利根川に排水樋管 13 か所（国所有 5 か所，市所有 8 か所）・排水機場 4 か所（市所有），小貝川に排水樋管 4 か所（国所有），排水機場 2 か所（国所有）が設置されています。
- 樋管及び機場の操作及び点検については，年間を通して近接する消防団及び近隣市民へ委託しています。
- 市所有で河川区域を占用している利根川沿いの樋管 8 か所・機場 4 か所については，毎年国土交通省による履行検査を受けており，併せて点検委託業者による施設及びポンプの保守点検を実施しています。

<課題>

- 更新の時期及び費用を考慮した計画的な整備による点検・整備の効率化及びコスト縮減施策に取り組む必要があります。

改善の方向性

- 河川施設の更新にあたっては，現在の河川管理施設の点検・整備状況を把握し，コスト縮減等も考慮した中で，維持管理計画を策定し，適切な維持管理を行っていきます。

第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 公共施設

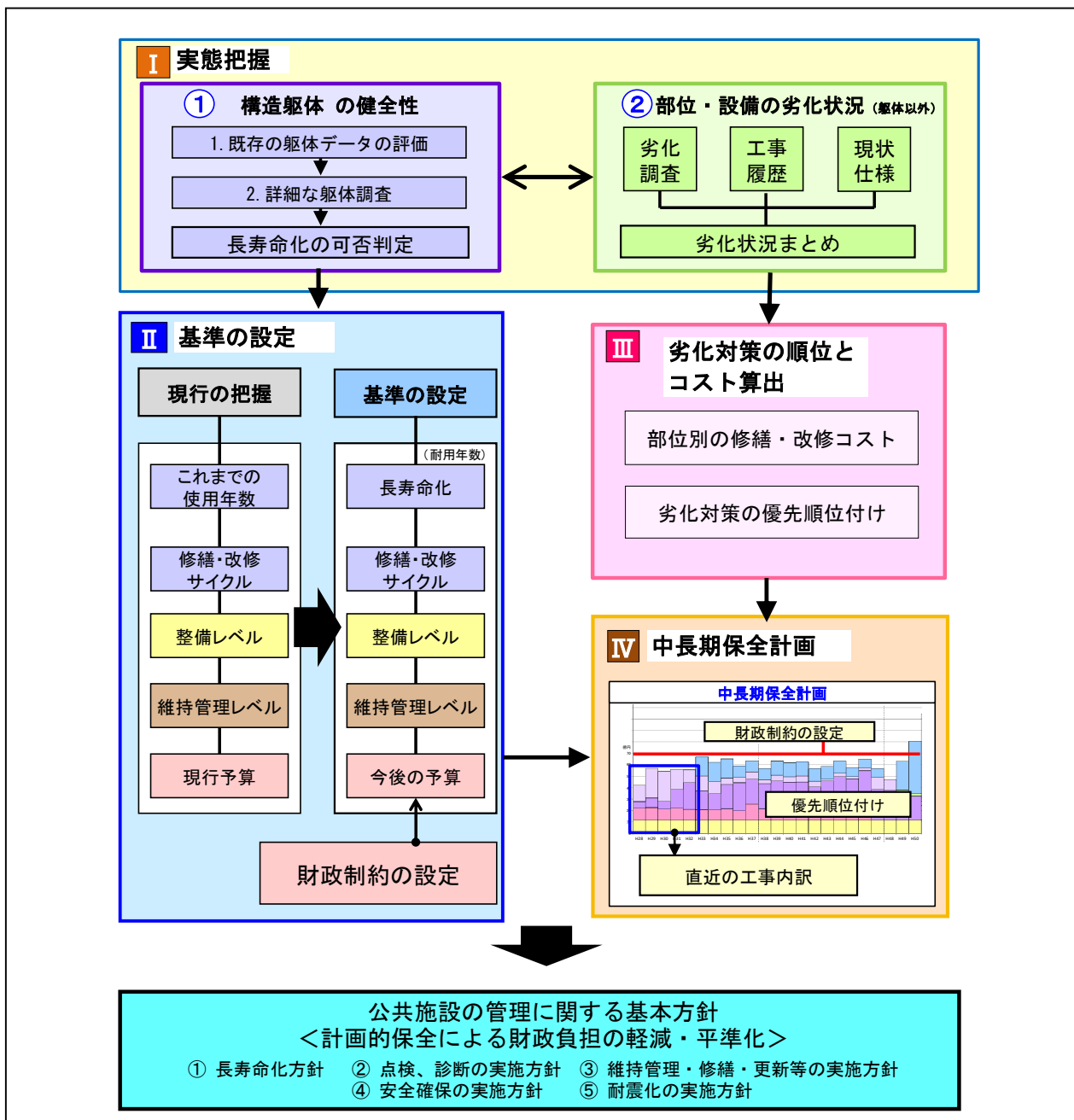
公共施設の総合的かつ計画的な管理は、図表6-1に示す通り、概ね4つの段階で構成され、中長期保全計画を策定・実行することにあります。

まず、実態把握として、構造躯体の健全性を把握することで長寿命化の実施方針につなげるとともに、構造躯体以外の部位・設備の劣化状況を把握します。

次に、保全にかかる現状と課題を基に、適切な保全を行うための各種の基準等を設定するとともに、劣化対策の順位と必要なコストを算出することで、中長期保全計画を立てます。

なお、中長期的なコストと優先順位付けについては、今後策定する行動計画において対応するものとします。

図表6-1 公共施設の総合的かつ計画的管理の体系



(1) 構造躯体の健全性の把握

建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的または機能的な観点から建替えや解体されることがあります（図表6-2）。そして耐用年数は、鉄筋コンクリート造だけでも財務省令や日本建築学会基準等により50年から65年まで幅があります。

図表 6-2 建築物の耐用年数

物理的な耐用年数	建物が経年劣化など自然的原因によって滅失する場合。通常は、危険を予知し、自然崩壊する前に解体する。なお、地震や風水害によって滅失する場合も含まれる。
経済的な耐用年数	建物の機能が低下する過程において、不具合や故障が発生するため、事前に若しくは事後にその復旧を行う必要が発生する。不具合や故障の程度や回数、時期により新築するより高額と見込まれる場合は、当然、解体され、新築されることとなる。
機能的な耐用年数	新築当初は予想した使われ方に対して機能が満足されていても、使われ方が時とともに変化することがある。あるいは、新たな要求が求められることがある。その時、建物の形態、構造、法改定など新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達し、建替えることになる。

一方、建築物は躯体の健全性が確保されてはじめて、長期に使用することが可能になります。躯体の健全性を測る指標としては、コンクリートの中性化^{*14} 深さ、鉄筋の腐食度、コンクリート圧縮強度等があります。

一般に、コンクリート中性化深さは、建築後の時間経過の平方根に比例することが知られており、中性化理論式^{*15} として整理されています。

本市の旧耐震基準の建物は106棟で、そのうち耐震診断を行った建物は98棟あります。この98棟のうち56棟の建物について、コンクリート中性化調査における中性化深さの値と、築年数を元に中性化理論式で求めた値とを比較することにより、使用年数を算定しました。その結果、使用年数が80年以上期待できる建物が55棟ありました。（平成26年度調査結果）

*14 **コンクリートの中性化**とは、経年によりコンクリート内部のアルカリ成分が失われること。これにより鉄筋の腐食が進行しやすくなり、腐食が進むとコンクリートが爆裂等を起こし、躯体の寿命を迎えることとなる。コンクリート中性化は、それが許容深さ(30mm)を超えると、鉄筋が腐食しやすい状態にあるという意味であり、ただちに、建物の強度が損なわれるという意味ではない。

*15 **中性化理論式**とは、いくつかの種類があるが、ここでは「浜田式」を用いた。浜田式は、建築学会や土木学会などで多く採用されており、中性化深さ(t)が30mmに達する築後年数(T)を65年とした時の中性化係数(C)に基づく予測式であり、 $t=10 \times \sqrt{(T \div C)}$ で表わされる。Cはコンクリート面の仕上げにより異なり、コンクリート打放しの場合はC=7.2である。

(2) 構造躯体の目標耐用年数の設定

耐震診断を行ったコンクリートの中性化調査の結果によると、多くの建物で中性化進行速度が標準より良好であり、80年以上使用できる可能性が高いことから、構造躯体の目標耐用年数を次の通り定めます。

既存の建築物を標準で60年使用し、躯体の健全性調査の結果が良好な場合には、80年使用することを目標とします。

今後、長寿命化を目指す施設で、大規模改修の時期を迎える建築物については、改修前に構造躯体の健全性の調査を行います。鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造については、コア抜き、はつり調査を実施し、鉄筋の腐食度、圧縮強度、中性化深さの測定を行い、残存耐用年数を算定・評価し、目標耐用年数に応じて必要となる修繕・改修内容を実施することにします。

図表 6-3 今後実施する躯体の健全性調査

	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
調査	・現地目視調査及び材料試験	・現地目視調査	・現地目視調査
評価項目	・コンクリートのひび割れ ・コンクリートの中性化深さ ・コンクリート圧縮強度 ・鉄筋の腐食状況 ・鉄筋のかぶり厚さ	・鉄骨の腐食（発錆）状況 ・塗膜の劣化 ・屋根・外壁の漏水状況	・木材の腐朽・蟻害 ・接合金物の腐食 ・防腐防蟻材・塗膜の劣化 ・屋根・外壁の漏水状況



目標耐用年数に応じた修繕・改修の実施

図表 6-4 構造別・用途別の望ましい耐用年数

構造別・用途別の望ましい耐用年数				
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	コンクリート ブロック造	木造
80年	80年	40年	60年	50年

〔建築物の耐久計画に関する考え方〕（日本建築学会）を参考に設定）

鉄筋コンクリートの中性化と耐用年数

中性化は、大気中の二酸化炭素がコンクリート中に侵入していき、セメントが水と反応してできた水酸化カルシウムと反応して炭酸カルシウムとなり、表面部分から、コンクリートをアルカリ性から中性に変えていく現象です。

中性化は、コンクリートの強度には大きな影響を及ぼしませんが、鉄筋周囲のコンクリートが中性になることで、鉄筋の腐食が始まります。鉄筋は腐食すると、その生成物であるさびは元の鉄の体積の2.5倍程度に膨張するため、鉄筋を覆っているコンクリートには、鉄筋に沿ったひび割れや剥落が生じます。ひび割れを放置しておきますと、ひび割れを通じて酸素や水が容易に侵入しやすくなるため、鉄筋の腐食反応は加速度的に進行し、鉄筋コンクリートの耐久性の低下にまで至るようになります。



参考：文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引」

(3) 継続的な劣化状況調査の実施

現地調査に用いる建物状況問診票は、調査対象施設の劣化状況の全体像をとらえるため、簡易な設問に回答することで、雨漏りや設備機器の異常等の状況を把握し、危険部位の発見や改修の必要性を判断するためのものです。問診票は、建築の知識を有しない職員でも記入できる簡易な様式とし、調査・点検の観点を写真等による解説を加えた調査マニュアルを用いて調査します。建物状況問診票の様式と調査マニュアルは、毎年度実施する調査を踏まえて改良していきます。

調査結果を「公共施設マネジメントシステム」に入力することで、情報の一元化と履歴管理を効率よく行います。

図表 6-5 建物状況問診票（記入例）

保全通しNo	1		
施設名	〇〇学校	調査日	
主管課名		記入者	〇〇
棟名	□□棟	建築年度	昭和60 年度 (1985 年度)
構造種別	鉄筋コンクリート	造 延床面積	2,300 m ² 階数
			地上 3 階 地下 0 階

部位ごとに、劣化状況と仕様を選択(■)し、故障回数・劣化か所数を「数」欄に、及び直近の工事履歴を記入して下さい。

部位	劣化状況 (複数回答可)	数	仕様 (該当する場合のみ)	直近の工事履歴		写真番号	
				年度	工事内容		
建築	1 屋根・屋上	<input type="checkbox"/> 降雨時に雨漏りがある	<input type="checkbox"/> 保護防水(屋上に常時出られる)			1・2・3	
		<input checked="" type="checkbox"/> 天井等に雨漏り痕がある	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の屋上(露出防水等)				
		<input type="checkbox"/> 屋根や屋上の防水層に膨れ・破れ等がある	<input type="checkbox"/> 金属板葺き等の屋根				
				<input checked="" type="checkbox"/> その他の屋根(瓦葺)			
	2 外壁	<input type="checkbox"/> 石やタイルが剥がれている (落下の危険性がある)		<input type="checkbox"/> 石またはタイル張りがある (壁全面または落下の危険性が あるような部分に限る)			4・5
		<input type="checkbox"/> 大きな亀裂がある		<input type="checkbox"/> 吹付け			
		<input checked="" type="checkbox"/> 外壁から漏水がある		<input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> 鉄筋が見えているところがある					
	3 外部建具 (窓・ドア)	<input type="checkbox"/> 窓・ドアの廻りで漏水がある		<input checked="" type="checkbox"/> アルミ製のサッシ			6
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓・ドアに錆が多くみられる	4	<input type="checkbox"/> 鉄製、木製等のサッシ				
4 内部 (床・壁・天井)	<input type="checkbox"/> 壁・天井落下の危険性がある		<input type="checkbox"/> 高い天井の大空間(ホールや 体育室等)がある			7	
	<input checked="" type="checkbox"/> 床・壁・天井に大きなひび等がある	1					
5 電気	<input type="checkbox"/> 機器が全面的に錆びている		<input type="checkbox"/> 照明器具の改修をしたことがある				
	<input type="checkbox"/> 点灯しない照明器具がある		<input type="checkbox"/> 特殊な電気設備(自家発電設備、 高圧引込等)がある				
	<input type="checkbox"/> 使えないコンセントがある						
	<input type="checkbox"/> 機器が頻繁に故障する						
	<input type="checkbox"/> 業者や行政庁から指摘がある						
6 給水	<input type="checkbox"/> 赤水が頻繁にでる		<input type="checkbox"/> 直結方式(ポンプ、水槽等が無い)			8	
	<input checked="" type="checkbox"/> 水の出が悪いところがある		<input type="checkbox"/> ポンプ、受水槽、高置水槽がある				
	<input type="checkbox"/> ポンプで異音、漏水がある						
7 排水	<input type="checkbox"/> 流れにくい、臭いがある		<input checked="" type="checkbox"/> 下水道接続				
	<input type="checkbox"/> 衛生器具や水栓で故障がある		<input type="checkbox"/> 浄化槽がある				
8 空調	<input type="checkbox"/> 機器が頻繁に故障する		<input checked="" type="checkbox"/> 個別方式(パッケージ空調機)			9・10	
	<input type="checkbox"/> 機器に異音、異臭がある		<input type="checkbox"/> 中央方式である(空調機械室 または屋外に大型の機器がある)				
	<input type="checkbox"/> 配管で漏水がある						
9 その他	<input type="checkbox"/> 機器が頻繁に故障する		<input type="checkbox"/> エレベーター等の昇降機がある				
	<input type="checkbox"/> 業者や行政庁から指摘がある		<input type="checkbox"/> 機械式の駐車設備がある				

その他の不具合等があれば自由に記入して下さい。

- ・建物周囲に10cm程度の地盤沈下がある。
- ・コンクリート製の庇がひび割れており、落下の危険性がある。
- ・外灯のポール部分が腐食し、倒れる危険性がある。
- ・消防署より指摘を受けたことがある。

(4) 劣化状況の評価

古い建物ほど改修等を優先的に検討する必要がありますが、限られた財源の中で行う工事の優先順位を検討する際に、築年数だけで判断するのではなく、総合的な評価基準が必要です。そこで、次に示す手法で建築物の劣化状況を表す「総合劣化度」を算定し、評価します。なお、総合劣化度は数値が高いほど劣化が進んでいることを示す指標です。

① 劣化状況の評価基準と評価点

建築物の各部の劣化状況は、現地における目視調査を主体とし、下表の通り、4段階での評価基準とそれぞれの評価点を定めます。

劣化状況の評価基準		評価点
A評価	概ね良好	10点
B評価	局所、部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上、問題なし	40点
C評価	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	70点
D評価	随所、広範囲に著しい劣化が見られ、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある	100点

② 部位の重要度係数

部位により建築物の安全性もしくは機能性に及ぼす影響が異なることから、財団法人建築保全センター発行の「平成17年版建築物のライフサイクルコスト」の分類を参考とし、部位の重要度係数として下表の通り4段階の係数を定めます。

部位の重要度の判断基準		重要度係数
大きい	特に安全性に関わる部位（例：屋上、外壁）	1.00
中	計画保全にすべき部位（例：空調設備、昇降機）	0.75
小	計画保全が望ましい部位（例：外部開口部、給水設備）	0.50
軽微	事後保全でよい部位（例：室内の仕上、衛生器具）	0.25

③ 現況劣化度

評価をする部位ごとに、①で求める評価点に②で求める重要度係数を掛け合わせ、合計した後、評価の対象部位数で割った値を現況劣化度と定めます。

④ 総合劣化度

築後年数（建築年からの経過年数）を1年1ポイントとして③で定めた現況劣化度に足し合わせた値を総合劣化度と定め、建築物としての劣化状況を総合的に表す指標値とします。

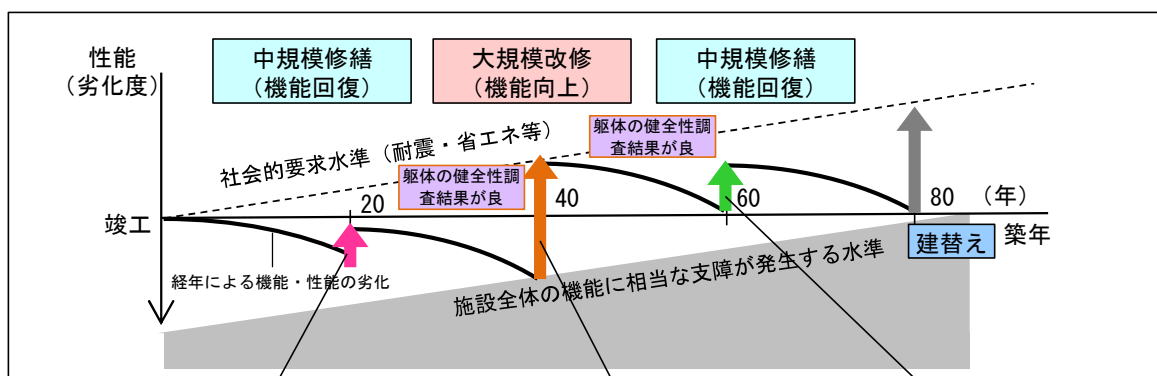
①～④の手順を整理すると、総合劣化度は次式で求められます。

$$\text{総合劣化度} = \frac{(\text{各部の劣化状況評価点} \times \text{部位の重要度係数}) \text{の総和}}{\text{評価の対象部位数}} + \text{築後年数}$$

(5) 修繕・改修周期の設定

建築物が経年により劣化する一方で、耐震性能や省エネ性能等の社会的要求水準は年々高まり、機能に支障が発生する水準も共に高まります。そこで、躯体の目標耐用年数の中間年で、新築時の整備水準を超える大規模改修を行い、さらに、部位の更新時期に合わせて20年周期で修繕を行うことで、建築物を使用している間、建築物に求められる性能が確保できる状態を維持します。

図表 6-6 修繕、改修、建替えの標準イメージ（躯体が健全で80年まで使用できる場合）



工事内容の例

	築20年目 中規模修繕	築40年目 大規模改修		築60年目 中規模修繕
	経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させます。	近年の社会的要求（省エネ化、ライフラインの更新等）に応じた改修を行い、機能を向上させます。	長寿命化(省エネ)整備レベル	経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置に加え、社会的要求も一部反映し、機能を回復、向上させます。
外部仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 屋上防水の更新 外壁の洗浄・再塗装等 外部開口部の調整（シーリング共） 外部鉄部の再塗装 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上防水の更新 外壁の洗浄・再塗装等 外部開口部の更新 外部鉄部の再塗装 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上防水の更新・断熱化 外壁の再塗装・内断熱 外部開口部の更新及び遮熱化 外部鉄部の再塗装 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上防水の更新 外壁の洗浄・再塗装等 外部開口部の調整（シーリング共） 外部鉄部の再塗装
内部仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> フローリングブロックの研磨及び塗装 壁塗装の再塗装 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> フローリングブロックの研磨及び塗装 ビニル床、壁、天井の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> フローリングブロックの研磨及び塗装 ビニル床、壁、天井の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> フローリングブロックの研磨及び塗装 壁塗装の再塗装 老朽化の著しい箇所の修繕
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 照明等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 受変電機器の更新 照明等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 受変電機器の更新 照明等の機器高効率化 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 照明等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕
給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管の更生 ポンプ等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管の更新 ポンプ等の機器の更新 衛生器具を節水タイプに改修 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管の更新 ポンプ等の機器の更新 衛生器具を節水タイプに改修 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 給排水管の更生 ポンプ等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 空調等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 空調等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> 空調等の機器の更新 老朽化の著しい箇所の修繕

※ 工事内容は参考に示したものであり、ここに書かれていないものでも、それぞれの工事の目的に合致するものであれば実施できます。

※ 4つの工事内容で内容が異なるか所を色分けしました。

■ : 改修により機能を向上させる内容 □ : 修繕により機能を回復させる内容

※ 躯体の健全性調査とは…建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて次の調査を想定しています。

鉄筋コンクリート造（RC造）：コンクリートの強度、コンクリートの中酸化、鉄筋の腐食状況の調査

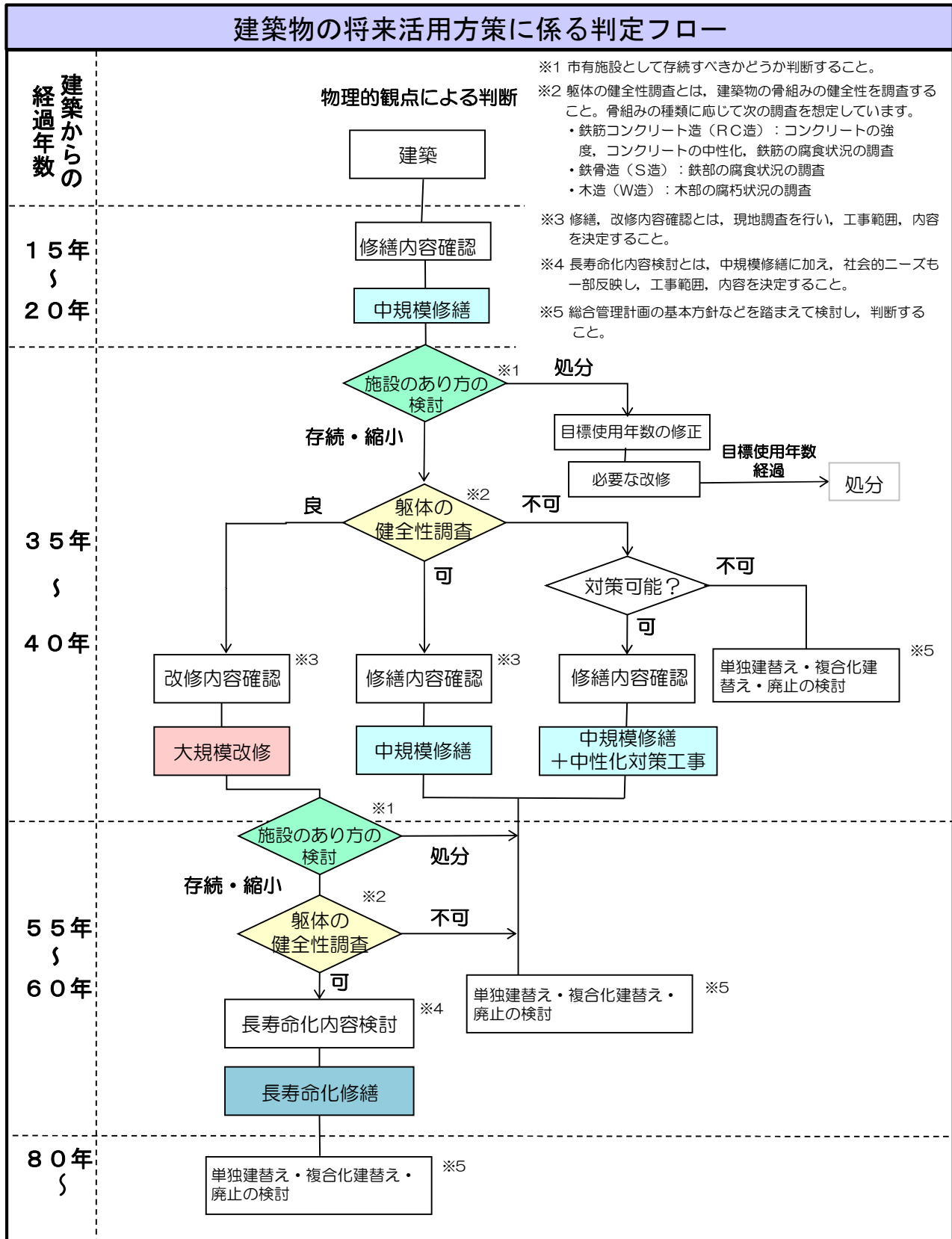
鉄骨造（S造）：鉄部の腐食状況の調査 木造（W造）：木部の腐朽状況の調査

施設の長寿命化の標準的な流れ

- ・中間年でコンクリート中性化，鉄筋の腐食状況等の躯体の健全性調査を行います。
- ・躯体の健全性が確認できれば長寿命化のための修繕・改修工事を実施します。

以下に，竣工からの経過年数に応じて行う調査及び工事の実施時期と判断内容を示します。

図表 6-7 施設の長寿命化の標準的な流れ



(6) 改修時の整備レベルの設定

建築物の各部の仕様は、30年前の建設当時の整備レベルでは、現在の省エネルギー化等の社会的要求には対応できなくなっています。今後は、大規模改修の際に各部の機能向上の対応をしますが、限りある財政制約の中、コストと効果の最適解を検討し、概ね施設類型ごとに整備レベルを設けて効率的・効果的に取り組むこととします。

改修・更新にあたっては、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが利用しやすい環境の整備に取り組みます。また、消費エネルギーの省力化に資する機器や設備の導入に務め、計画的な施設の脱炭素化を進め省エネルギーの推進に努めます。

令和3年度追記箇所

令和4年度追記箇所

図表 6-8 大規模改修時の整備レベル (例)

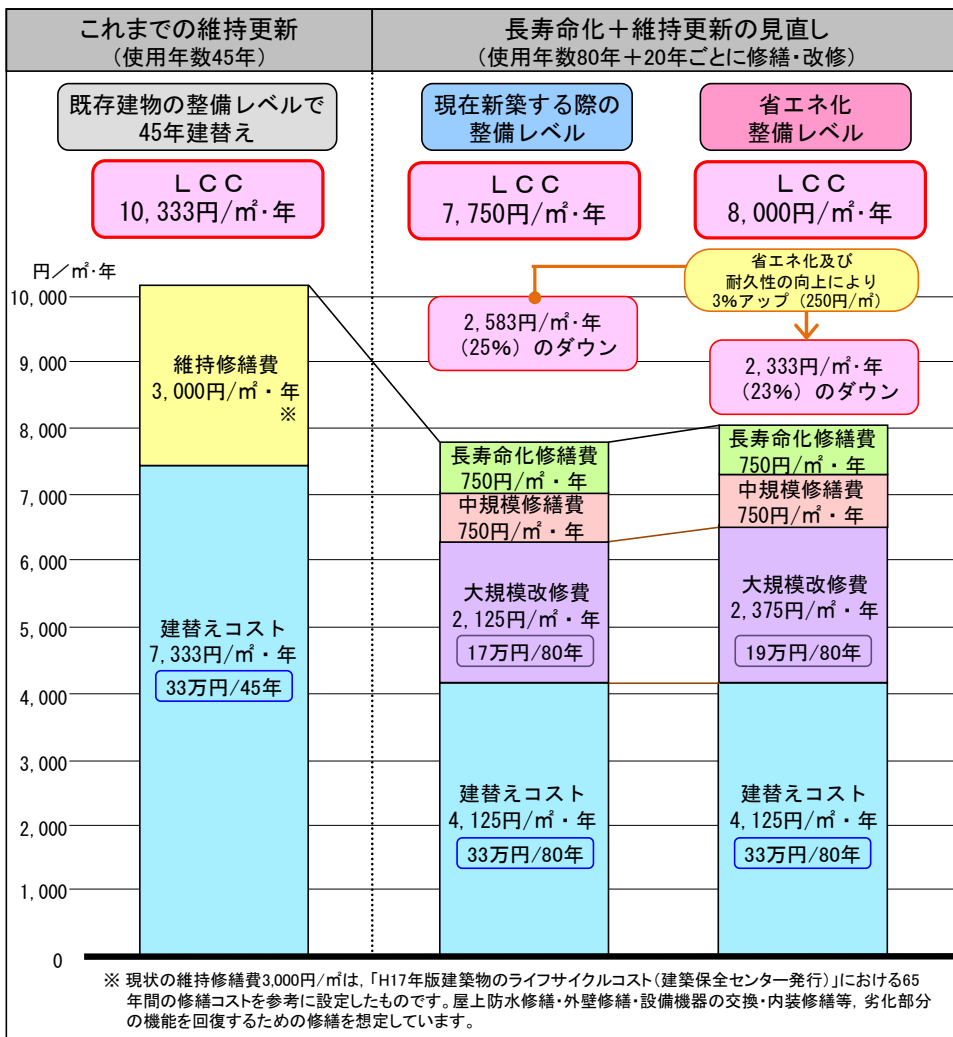
		Aレベル	Bレベル	Cレベル
部位		改修メニュー(整備レベル)		
		(高)		(低)
外部仕上げ	屋根・屋上	外断熱保護防水 (断熱材40mm) (既存撤去)	外断熱シート防水 (断熱材40mm) (既存の上)	浮き部補修 クラック補修程度
	外壁	外断熱パネル	外断熱 内断熱	外壁塗装 (防水型複層塗材) 断熱なし
	外部開口部	サッシ交換 (カバー工法) (複層ガラス等)	既存サッシの ガラス交換 (複層ガラス等)	日射調整フィルム張り (既存サッシ・ガラス) シーリング打替え 開閉調整程度
	その他外部	換気スリット(ナイトバーჯ) 日射抑制措置(ライトシェルフまたは庇)	手すり等の鉄部塗装	庇等を設置しない
内部仕上げ	内部仕上げ (教室等)	内装の 全面撤去・更新 (木質化)	床補修 壁・天井塗替え (70%以上の範囲)	既存のまま
	便所	内装の全面撤去・更新 ドライ化 節水型便器に交換	床補修 壁・天井塗替え	既存のまま 既存便器のまま
電気設備	受変電設備	自家発電設備	受変電交換(容量UP)	
	照明器具		LED照明に交換 (人感センサー、照度センサー付)	
機械設備	給水設備		給水設備改修(加圧給水方式に変更)	
	冷暖房設備	教室の冷暖房化 (GHP/EHP) 全熱交換器	FF式暖房改修 換気扇交換	

(7) 維持管理のあり方を見直すことによる効果

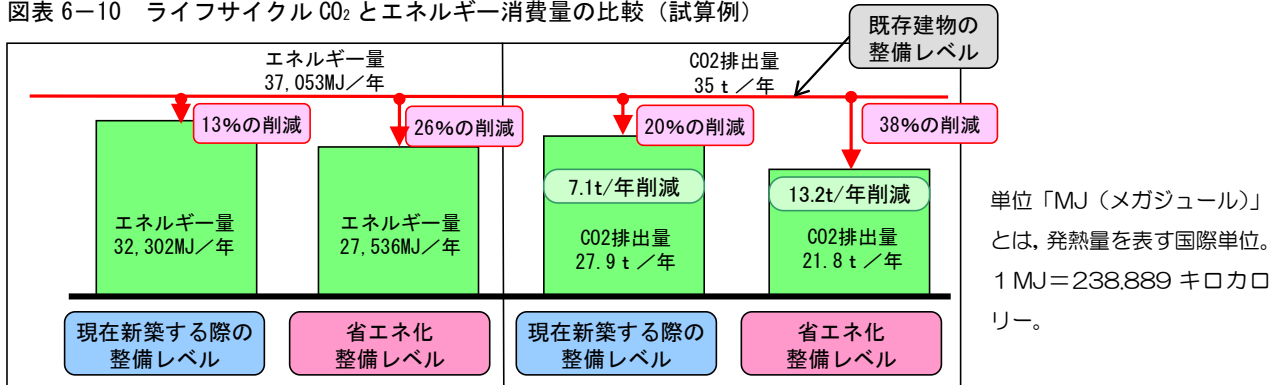
これまでの維持管理のあり方を見直し、定期的な修繕・改修を実施し施設の長寿命化を図ることで、図表6-9及び図表6-10に示す通り、年当りのライフサイクルコスト（LCC）及びライフサイクルCO₂（二酸化炭素）においてメリットがあります。今後は、整備レベルの向上とライフサイクルでの効果を検討し、整備レベルの最適解を求めながら、改修等を実施します。

なお、データについては国立教育政策研究所文教施設研究センター『校舎のエコ改修の推進のために』を採用し、モデル校舎を対象に諸条件を設定して試算しています。

図表 6-9 1年当りライフサイクルコストにおける比較（試算例）



図表 6-10 ライフサイクルCO₂とエネルギー消費量の比較（試算例）



(8) 安全確保等への取組み

①施設管理者のための技術的支援（保全研修の実施）

庁舎、学校、保育所、福祉施設、図書館、公民館など、多くの施設があり、日常、それぞれの施設を使い、現場で管理している施設管理者の優位性を活かし、劣化状況を確認してもらうことが効果的です。

そのため、施設管理者に部位ごとの劣化状況の把握方法を含め、保全研修を実施し、施設の安全確保につなげます。

②安全確保の実施方針

点検・診断等により、高い危険性が認められた公共施設は、当該箇所に人が近づかないよう措置を行い、場合によって施設の利用を停止して、安全を確保します。特に落下等の危険性が認められた場合は、速やかに補強等の必要措置を講じます。

また、倒壊の可能性が高い施設や、用途が廃止され、今後も利用される見込みのない老朽化施設等については、安全を確保するため、原則として解体・撤去することで対応します。

③耐震化の実施方針

公共施設は、「取手市耐震改修促進計画」により、耐震化を図ります。ただし、公共施設マネジメントの視点に立ち、機能確保、施設存続の必要性を見極めたうえで、耐震化に向けた取組みを進めます。

2. インフラ

(1) インフラマネジメントの必要性

インフラは市民生活を支える役割を果たしており、また、市の産業基盤等を維持発展させるためには不可欠な施設です。このため、計画的な予防保全管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが求められる施設です。

しかし、厳しい財政状況下では、今後増大するインフラの維持更新費用の全てに対応をしていくことは困難な状況が予測されるため、計画的なマネジメントが必要になります。

(2) 基本方針

今後の人口動向や将来の都市のあり方等を見据え、限られた財源の中で維持・更新を実現するため、ライフサイクルコスト縮減に繋がるよう計画的な予防保全管理（点検、修繕・更新）を行っていくことを基本方針とします。

なお、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的被害（重要度）の大小などを分類して、メンテナンスの内容や実施時期を決めて行うリスクベース・メンテナンス（RBM）や、新たな技術の導入によるライフサイクルコスト縮減の方策を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、高い危険性が認められたインフラは、当該箇所に人が近づかないよう措置を行い、場合によって利用を停止して、安全を確保します。特に陥没等の危険性が認められた場合は、速やかに必要措置を講じます。

また、倒壊の可能性が高い施設や、用途が廃止され、今後も利用される見込みのない老朽化施設等については、安全を確保するため、原則として解体・撤去することで対応します。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

これまで整備してきた公共施設が、今後施設の老朽化や市民ニーズの変化に対応し、更新や維持管理を効果的継続的に行っていくため、総合管理計画の基本方針、「①施設需要の変化に応じた質と量の最適化、②計画的な保全による財政負担の軽減・平準化、③市民等との協働とマネジメント体制の構築」および、施設類型別の課題に対する改善の方向性に基づいて計画を推進します。

また、インフラについては前述の内容も踏まえて、個別施設計画などにより計画を推進していきます。

1. 計画の進行管理

総合管理計画は、半世紀以上にわたってサービスを提供する公共施設等に係る長期的な計画であり、革新的な技術の進歩や、社会・経済状況の変化、あるいは予期できない災害等、様々な要因によってその進捗が左右されるものであり、状況の変化に対し、迅速に評価判断し、フレキシブルに対応していく必要があります。また、進行管理の状況を適時公表していきます。

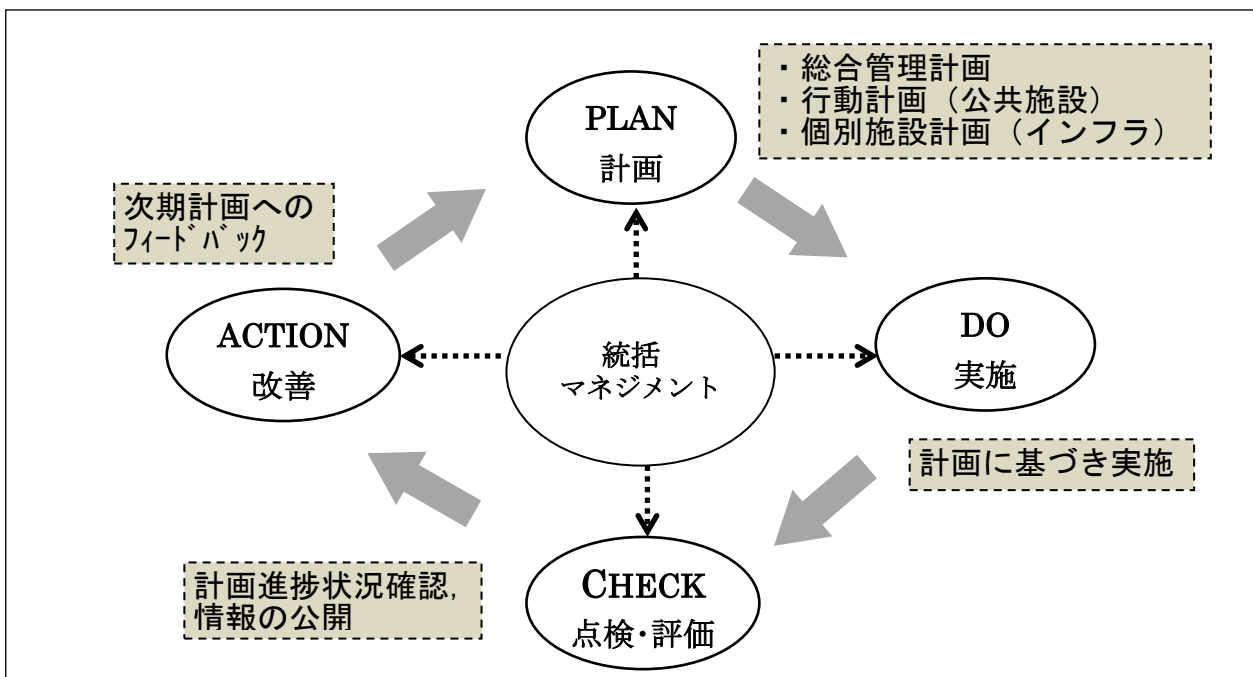
なお、総合管理計画で取組む管理手法として、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて進めていくことを目指します。

(1) 公共施設に関する計画の進行管理

公共施設に関する計画の進行管理にあたっては、「取手市公共施設マネジメント白書 平成23年(2011)5月」において課題となっていた主要なデータの更新をできるだけ簡易な更新作業で定期的に改訂していく中で、基本方針に掲げた、建物施設の総量縮減の進捗状況等について確認していきます。

同時に、基本方針に掲げた各種取組みの推進状況や可能性について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、PDCA サイクル(図表7-1)のもと、分野横断型の総合管理計画の見直しや、取組みについて8年ごとに策定する行動計画を見直しながら進めていきます。

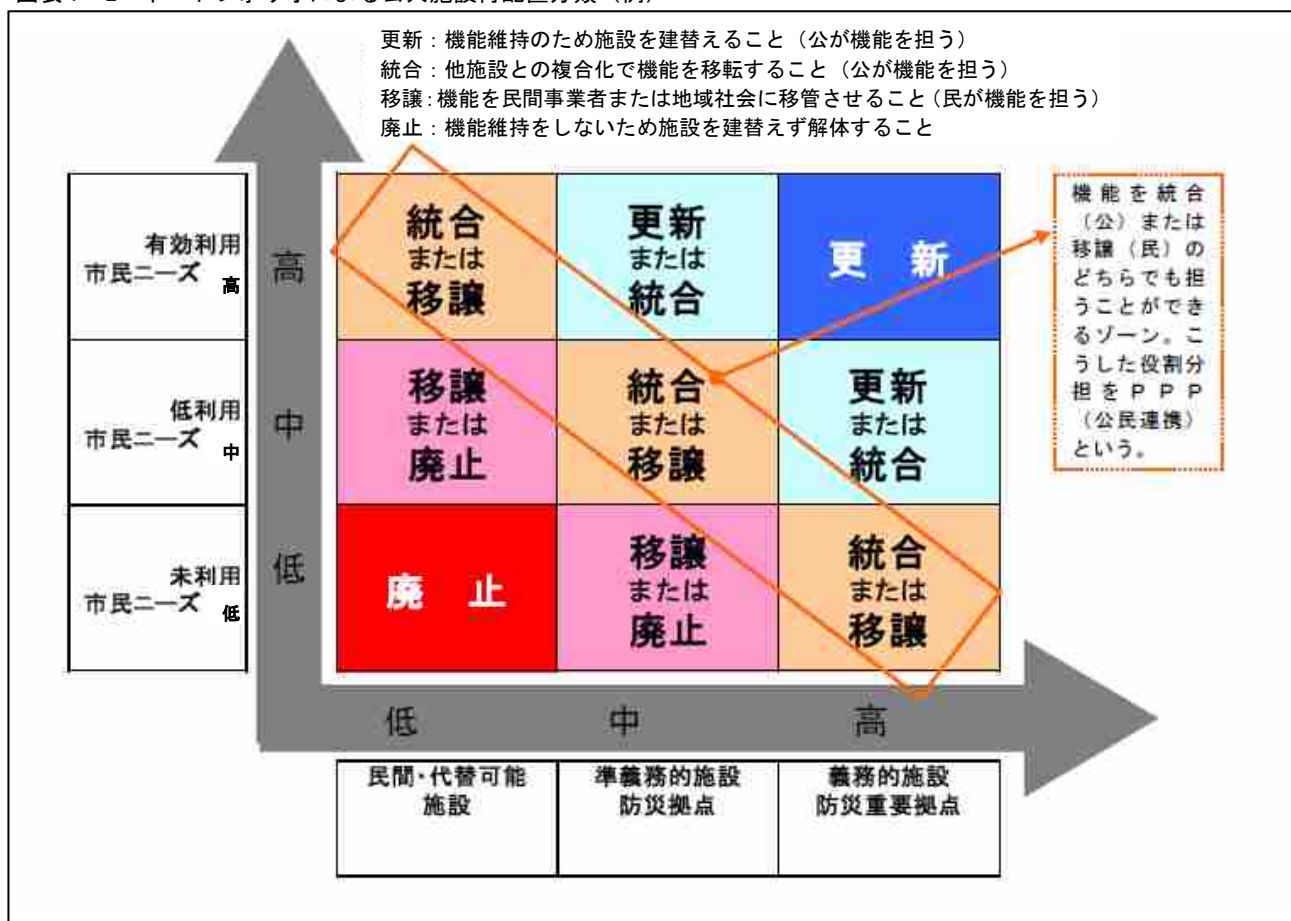
図表7-1 総合管理計画の進行管理 (PDCA サイクル)



本市では、施設の維持よりも機能を重視して優先させるという総合管理計画の基本理念に基づき、公共施設における機能を更新（建替え）する判断基準を検討します。この更新優先度の判断基準と併せて、利用する公共施設（機能）の存続を判定するポートフォリオ^{*16}（図表7-2）などの分類評価方法も活用していきます。

ただし、この優先度の定義は、施設の維持を優先するという意味ではなく、あくまでもその機能を存続させることを優先的に考えるという意味です。

図表 7-2 ポートフォリオによる公共施設再配置分類（例）



そして、機能すなわち施設存続が確定した段階においても、さらに次のような項目について再配置の検討を重ねることとします。

- ①管理運営形態は公設公営の維持を意味するものではないため、PPP（公民連携）を視野に入れた効率的かつ効果的な運営形態を積極的に検討します。
- ②更新時の設計仕様はスケルトン・インフィル方式の採用を検討します。
- ③更新時には「一機能・一施設」ではなく複合化または多機能化を必ず検討し、公共施設の保有総量の圧縮を進めます。
- ④利用対象者が同じような施設の更新にあたっては、機能の一元化及び施設の複合化を検討します。

(2) インフラに関する計画の進行管理

インフラに関する計画の進行管理については、「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のインフラ種別ごとの「改善の方向性」に基づき、策定された個別施設計画の推進状況についてPDCAサイクル（図表7-1）のもと確認し、必要に応じて見直しながら進めていきます。

※16 ポートフォリオとは、イタリア語で「書類入れ」のことである。本計画では、資産戦略や資産運用で、2次以上の評価指標を用いる資産分類、戦略分類の手法をいう。また、分類された資産をポートフォリオと呼ぶ場合もある。

2. 推進体制の構築

(1) 全庁的な推進体制

- ①公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現していくためには、これまでのように施設所管ごとに計画立案し、事業を実施していく方法では対応が困難です。そのため、施設所管部署の垣根を越えて、全庁横断的な取り組みを推進していくためのマネジメント体制を積極的に構築していきます。
- ②総合管理計画及び総合管理計画に基づき策定される計画等の検討及び進捗の管理等を行う組織を設置します。なお、この組織は行政経営改革に関する組織と連携を図るものとします。
- ③先進自治体や海外の事例、技術革新の動向等にも注視しながら、民間委託の活用なども含め、営繕や維持管理部門以外の職員も積極的に施設の運営に関わっていける仕組みづくりなどを模索していきます。

(2) 情報管理・共用化に関する体制

現在公会計の取組みとして固定資産台帳の整備を進めており、将来的には固定資産台帳をベースとして、財務システム（公会計）、公有財産台帳システム及び公共施設マネジメントシステムなど資産に係る情報システムを全庁的に共用ができ、統合若しくはリンクしたシステムの再編を進めていきます。

これにより、公共施設の再配置や長寿命化の可否などの経営的判断の支援となる資産・将来コスト分析などに活用できるものと考えられます。

(3) 職員の意識改革

施設管理に関するマネジメント手法について、民間のノウハウも積極的に活用しながら、全職員に必要な応じたスキルアップを図る必要があります。

そのため、庁内での意見交換はもとより、外部の専門家を交えた研修会等を通じて職員の啓発に努め、ファシリティマネジメントの考え方の理解、コスト意識の向上に努めていきます。

3. 市民との情報共有・合意形成の推進

総合管理計画に基づき策定される計画等の策定にあたっては、市民の意見を収集する機会を設けていきます。また、公共施設等に関する劣化度や利用状況などの情報発信を積極的に行っていきます。

4. 公民連携の推進

- ①民間による効率的なサービス提供の導入や PFI・PPP など民間活力の導入に向けた検討を進め、新たな公共の担い手へ事業移管を推進し、市民サービスの維持・向上に努めます。
- ②公共施設と民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる施設については、民間活力を導入した施設の複合化を推進します。
- ③公共施設等における効率的・効果的なサービス提供のあり方や事業手法などについて、民間からの提案を積極的に受け入れる仕組みを構築します。

